

令和4年第1回定例会

浦臼町議会会議録

令和4年 3月 9日 開会

令和4年 3月 23日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第1回定例会 第1号

令和4年3月9日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 議案第 4号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）
- 6 議案第 5号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第 6号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 7号 令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 8号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第 9号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第10号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 12 令和4年度町政執行方針
- 13 令和4年度教育行政執行方針
- 14 議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について
- 15 議案第12号 令和4年度浦臼町一般会計予算
- 16 議案第13号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計予算
- 17 議案第14号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
- 18 議案第15号 令和4年度浦臼町下水道事業会計予算

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課長	明日見将幸君
総務課主幹	早坂隆広君

くらし応援課長	中	田	帯	刀	君
くらし応援課 主 幹	國	田	幹	夫	君
長寿福祉課長	齊	藤	淑	恵	君
産業振興課長	横	井	正	樹	君
建設課長	馬	狩	範	一	君
建設課技術長	竹	田	圭	一	君
教育委員会 事務局 長	上	嶋	俊	文	君
農業委員会 代表監査委員	畑	山		証	君
	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局 長	國	田	朋	子	君
書 記	三	部		航	君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席人員は 9 名全員でございます。

定足数に達しております。

ただいまから、令和 4 年第 1 回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を会議規則第 118 条の規定により、議長において、5 番折坂議員、6 番静川議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 23 日までの 15 日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 23 日までの 15 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般報告

○議長

日程第 3、諸般の報告をします。

初めに、令和 3 年第 4 回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

2 月 3 日、第 1 回空知町村議会議長会定例総会がオンライン会議で行われました。令和 3 年度事業及び決算、さらに令和 4 年度事業及び予算を原案どおり可決し、その後、各町においての水田活用交付金の見直しについての各町の現状、あるいは取り組みについて議論となりました。

その結果、空知議長会として中央要望することいたしました。日程については 3 月 24 日、25 日の予定であります。

次に、監査委員より令和3年12月から令和4年2月に実施した例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますので報告済みといたします。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みといたします。

◎日程第4 行政報告

○議長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

皆さん、おはようございます。

令和4年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第1回定例会では、議案12件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第4回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルスに関しまして、昨年終盤から全国的に感染者数が減少し、本町においても施設の開放や人数制限の緩和など措置をとっておりましたが、年明け早々に変異株オミクロンによる感染爆発が発生し、1日の感染者数が全国で10万人、北海道でも4,000人を超えるなど、これまでとは比較にならない規模の非常事態となりました。

そんな中、2月の中旬に本町においても第1号の感染者が発生し、これまでのところ計7人の報告を受けているところです。

幸い、大規模な感染拡大にはつながらず、ここ2週間ほど新たな感染報告も受けておりませんが、まだ全国的には減少傾向とはいえ、明確な終息の兆しは見えていません。

町内のワクチン接種状況は、今月20日をめどに高齢者の接種をほぼ終え、順次若い世代に進めてまいります。

また、5歳から11歳の若年層につきましては、今月下旬から砂川市立病院のご協力をいただき、接種を開始する予定です。

3年目に入ったコロナ禍ですが、今後とも道の対応レベルに応じた感染予防対策に努めるとともに、可能な限り町民生活や商業活動に配慮した対応をとっていきたいと思っています。

次に、今回予算案にニンニクの作付を奨励する補助金を計上させていただいておりますが、1月20日に本町の農家11名と新十津川町の農家3名、合計14名により生産部会が設立されました。

今後、この方々を中心に生産活動が進められることになりましたが、他に関心を持っていただいている方もいるとお聞きしており、作付拡大、生産地化に期待するところでございます。

以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第4回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、2点につき報告をさせていただきます。

1月9日に開催いたしました、令和4年度新成人のつどいにつきましては、学齢簿等から案内をいたしましたところ、11名の参加をいただき、門出を祝福いたしましたところであります。

新成人の皆さんには2週間前からの検温をお願いし、当日は時間の短縮などの対策を講じ、無事終了することができました。ご協力に感謝を申し上げます。

次に、2月10日に浦臼小学校で行われました6年生のオンライン交流会につきましては、総合学習で世界遺産知床の魅力をインスタグラムで発信している羅臼小学校6年生との交流で、浦臼小6年生がユーチューブで配信していた町のPR動画と羅臼小のインスタグラムの内容についての質問やそれぞれの町の紹介などを行い、最初は少し緊張ごみでございましたが、浦臼小12名、羅臼小16名と少人数同士の交流のため1人の登場機会が何度もあり、すぐになれていく適応能力も感じられたところでもあります。

また、浦臼小からはサッカーボールのリフティング、いなずま太鼓、ダンスを披露していたところでもあります。

一日も早くコロナが終息し、子供たちが町民の皆様とさまざまな交流ができるようになることを願うばかりであります。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第4号

○議 長

日程第5、議案第4号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案第4号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（10号）。

令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,786万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,758万6,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債の補正」による。

令和4年3月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表、繰越明許費補正についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

1、追加でございます。2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額320万円でございます。こちらは住民基本台帳法の改正に伴い、令和5年1月から運用開始となります転入転出手続ワンストップ化に対応するため、社会保障・税番号制度システム整備補助金を活用し、本補正予算に計上しておりますシステム改修につきまして、繰越事業として令和4年度に実施するため設定するものがございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等給付事業、金額200万円でございます。こちらは令和3年度一般会計補正予算(第8号)におきまして議決賜りました新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対し、1世帯10万円を給付する事業であり、申請期限が令和4年9月30日までとなっていることから所要額を設定するものがございます。

次に、第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。9ページをごらんください。1、追加でございます。令和3年度から令和8年度の期間に設定する事項と限度額について読み上げます。

新型コロナ対策・農業経営運転資金利子補給費補助金、限度額47万2,000円、町立診療所電子カルテシステム保守業務委託料、限度額165万円、以上、二つの事項でございます。

これらの業務につきましては、設定開始年度より複数年度にわたり業務の履行を可能とする必要があるため追加するものがございます。

次に、令和3年度から令和4年度の期間で設定する事項と限度額について順に読み上げます。

ホームページ保守業務委託料、限度額59万4,000円、ネットワーク機器等保守業務委託料、限度額220万5,000円、セキュリティクラウド保守業務委託料、限度額44万5,000円、戸籍電算システム保守業務委託料、限度額7万7,000円、番号制度関連保守業務委託料、限度額203万5,000円、全国町・字ファイル保守委託料、限度額14万3,000円、地理情報システム保守業務委託料、限度額70万円、ごみ収集運搬業務委託料、限度額1,353万7,000円、一般廃棄物最終処分場水処理施設維持管理業務委託料、限度額316万5,000円、町立診療所超音波診断装置保守点検業務委託料、限度額14万6,000円、町立診療所デジタル画像診断システム保守点検業務委託料、限度額58万1,000円、町立診療所X線透視撮影システム保守点検業務

委託料、限度額 1 2 4 万 1, 0 0 0 円、減量化施設管理業務委託料、限度額 1 9 2 万 1, 0 0 0 円。

続きまして、1 0 ページをお開きください。

鶴沼公園等管理業務委託料、限度額 1, 1 8 4 万 7, 0 0 0 円、町道等維持補修業務委託料、限度額 1, 5 2 2 万 5, 0 0 0 円、外国語指導助手業務委託料、限度額 5 2 0 万円。

以上、1 6 の事項でございます。これらの業務につきましては、令和 4 年度当初から業務の履行を可能とする必要があるため追加するものでございます。

次に、第 4 表、地方債の補正についてご説明いたします。1 1 ページをご覧ください。

1、追加でございます。起債の目的、過疎地域自立促進特別事業、限度額 6, 4 9 0 万円でございます。本事業は過疎対策事業債のうちいわゆるソフト対策事業に充当する地方債として借りるものであります。

次に、同じく追加でございます。起債の目的、減収補てん債、限度額 1 0 万 7, 0 0 0 円でございます。自治体の税収が下振れした場合に不足する財源を補てんするために発行可能な地方債となっており、新型コロナウイルスの影響により地方消費税等補てん対象税目が拡大措置されているところであります。国からの譲与税や交付金の減収分が補てん対象となり、元利償還金の 7 5 % につきましては普通交付税により後年度に措置されるものでございます。

今回の地方債の補正における追加に係る起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、両起債共通の内容となっております。起債の方法につきましては証書借り入れ、利率につきましては 6. 5 % 以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法でございますが、政府資金については、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによるものとするものでございます。

ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるものといたします。

次に、2、変更でございます。起債の目的、舗装長寿命化事業、限度額 1, 9 4 0 万円を 2, 0 6 0 万円に変更するものでございます。中央線道路舗装工事に係る事業費確定によるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきまして変更はございません。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。2 6 ページをお開きください。

なお、今回の補正予算の主な内容につきましては、不用額及び各事業の決算見込みに基づく精査、事業費の確定に伴うものでございます。主なものについてご説明申し上げます。

1 款議会費、1 項 1 目議会費、補正額 1 9 4 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。8 節旅費におきまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種会議等が中止となったことに伴う減額でございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、補正額 2, 3 0 7 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。1 節報酬におきまして、会計年度任用職員の任用減によるものが減額の大きな要因となっております。

2 目財政管理費、補正額 6, 9 2 1 万 8, 0 0 0 円の追加でございます。2 4 節積立金

におきまして、過疎地域自立促進特別事業基金へ4,100万円、公共施設建設基金へ3,000万円、減債基金へ1,565万8,000円を追加するとともに、ふるさと納税の決算見込み額によりますふるさと浦臼応援基金への積立額1,700万円の減額を計上するものでございます。

3目企画費、補正額588万1,000円の減額でございます。コロナ禍に伴う東京浦臼会等各種イベントの中止、地域おこし協力隊事業及び町民まちづくり活動応援補助金の減のほか、29ページの18節負担金補助及び交付金におきまして、既に退任しております町内に在住している元地域おこし協力隊に対する起業支援の補助金を計上しております。

28ページをご覧ください。

7目生活交通対策費、補正額815万4,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、タクシー等乗車負担金、一般営業タクシー運行事業助成金におきまして、決算見込みに基づく精査に伴う減額補正となっております。

8目諸費、補正額1,480万円の減額でございます。7節報償費におきまして、ふるさと納税記念品、いわゆる返礼品に係る不用額を減額するとともに31ページの11節役務費におきまして、ふるさと納税事業に係る口座振替手数料等を減額するものでございます。2月末現在の申込件数5,560件となっており、昨年度の申込件数より1,655件の減となっております。

30ページをご覧ください。

9目地方創生事業費、補正額513万5,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、浦臼町歯科診療所に対する運営支援金が増額の要因でございます。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、患者数が減少したことなどに伴う運営支援でございます。財源の一部につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

2項1目職員給与費、補正額2,217万6,000円の減額でございます。2節給料につきまして、特別職に係る独自削減実施分の減額、一般職の年度途中退職に伴う不用額をそれぞれ減額するとともに、4節共済費におきましては、給料の減額に伴い生ずる各組合への負担金を不用額として減額するものでございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額224万4,000円の追加でございます。12節委託料につきまして、社会保障・税番号制度システム整備業務として外部委託する経費を計上するものであり、全額を繰越明許するものでございます。先ほどご説明申し上げました繰越明許費補正と同額となっております。

32ページをお開きください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額175万6,000円の減額でございます。27節操出金におきまして、国民健康保険特別会計に対する操出金を当該特別会計の決算見込みに基づき減額するものでございます。1項5目障害者福祉費、補正額994万8,000円の減額でございます。35ページの19節扶助費におきまして、障害児施設措置費、障害者医療費、障害福祉サービス給付費、日常生活用具給付費に係る給付実績がそれぞれ減少したことに伴う減が大きな要因となっております。

34ページをご覧ください。

7目住民税非課税世帯等給付事業費、補正額620万円の減額でございます。18節負

担金補助及び交付金におきまして、住民税非課税世帯等給付に係る実績見込みによる減となっております。

2項5目児童福祉施設費、補正額1,102万7,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、認定こども園運営事業者に対する運営助成金及び認定こども園運営事業者に対し交付しております施設型給付費の決算見込みに基づき追加計上するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額592万8,000円の減額でございます。通所型サービスA事業につきまして、コロナ禍に伴う事業の一時休止等により給付額が減少したことから、37ページの12節委託料及び18節負担金補助及び交付金からそれぞれ不用額を減額するとともに、介護予防・地域生活支援総合事業費負担金につきましてもサービス利用者数の減に伴い減額するものでございます。空知中部広域連合負担金の追加要因としたしましては、一般会計分及び障害者支援事業会計分につきましては予算の精査により減額となったものの介護保険事業会計分につきましては介護保険基金に係る負担割合が変更となったことに伴い、負担金が増となったことにより広域連合負担金全体として追加計上するものでございます。

36ページをご覧ください。

2目後期高齢者医療費、補正額308万4,000円の減額でございます。27節操出金におきまして、後期高齢者医療特別会計に対する操出金を当該特別会計の決算見込みに基づき減額するものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額392万1,000円の減額でございます。1節報酬、3節職員手当等、11節役務費、17節備品購入費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保対策事業に係る経費の精査に伴う減となっております。12節委託料におきまして、各種健診に係る受診者の減や任意接種等をはじめとする予防接種者の減に伴い不用額をそれぞれ減額するものでございます。

38ページをお開きください。

2項2目し尿処理費、補正額294万円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、合併処理浄化槽の設置実績に基づき、当該設置整備事業補助金の執行残を減額するものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額1,058万6,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、若手農業者チャレンジ応援補助金及び農業活性化支援事業補助金につきましては、事業実績に伴い減額するものでございます。

40ページをお開きください。

8目水利施設管理費、補正額741万円の減額でございます。10節需用費におきまして、執行見込みに基づく精査による不用額の減、14節工事請負費におきましては、工事完了に伴う不用額の減、18節負担金補助及び交付金におきましては、ともに事業費精査に伴う補正計上となっております。

11目基盤整備推進費、補正額142万5,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、道営農地整備事業（経営体育成型）晩生内地区の事業につきまして、事業完了による事業費精査に伴う減額となっております。

12目ジビエ処理加工センター管理運営費、補正額119万9,000円の減額でございます。12節委託料におきまして、令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）におきまして議決賜りました業務委託におきまして、委託期間満了に伴い不用額を減額するものでございます。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額967万円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、中小企業振興助成金及び企業立地促進事業助成金につきましては、助成実績に伴い減額するものでございます。

42ページをお開きください。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額241万8,000円の減額でございます。11節役務費におきまして、廃タイヤの処理実績に基づき減額するものでございます。

3目橋梁維持費、補正額285万4,000円の減額でございます。12節委託料におきまして、橋梁調査設計業務に係る執行残を減額するものでございます。

4目除雪対策費、補正額2,534万円の減額でございます。12節委託料におきまして、燃料費の高騰などの要因により所要額を追加計上するとともに、17節備品購入費におきましては雪寒機械車両2台分の購入額が確定したことに伴い減額するものでございます。

2項2目河川維持費、補正額661万1,000円の減額でございます。12節委託料におきまして、測量範囲の縮小に伴い減額するものでございます。

44ページをお開きください。

8款消防費、1項1目消防費、補正額405万4,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、砂川地区広域消防組合に係る負担金を減額するものでございます。コロナ禍により各種事業等が延期、中止となったことによる浦臼消防団運営経費の減額が大きな要因でございます。

3目災害対策費、補正額2,261万円の減額でございます。12節委託料におきまして、防災行政無線のデジタル化に伴う更新事業につきまして、業務の完了に伴い執行残を減額するものでございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額243万6,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、高等学校通学等支援助成金、学校給食費助成金につきまして、執行見込み及び実績に基づき精査の上それぞれ減額するものでございます。

2項小学校費、1目学校管理教育振興費、補正額133万5,000円の減額でございます。19節扶助費におきまして、要保護及び準要保護児童学費扶助の支給対象者の減少に伴い減額するものでございます。

46ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理教育振興費、補正額339万2,000円の減額でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、嶺北中学校交流助成金につきまして、コロナ禍による修学旅行の行程変更に伴い減額するものでございます。

4項1目社会教育総務費、補正額231万3,000円の減額でございます。コロナ禍に伴う各種会議の中止や少年教育事業、青年女性教育事業の縮小、中止による減額が主な内容となっております。

48ページをお開きください。

1 1 款公債費、1 項 1 目元金、補正額 2 2 9 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。2 2 節償還金利子及び割引料におきまして、令和 2 年度債の借入額が減少したことに伴い減額するものでございます。

歳出合計 1 億 3, 7 8 6 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。1 2 ページをお開きください。

1 款町税、1 項 1 目町民税個人分、補正額 1, 7 9 7 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。均等割につきましては賦課実績におきまして、納税義務者数が当初見込みを上回ったことに伴い追加するものであり、所得割につきましては農業所得の増及び予算計上時見込みの収納率からの収納率向上分に係る追加計上となっております。

2 目町民税法人分、補正額 3 9 0 万 4, 0 0 0 円の追加でございます。法人からの申告納付額の増加に伴う法人税割 4 2 0 万 3, 0 0 0 円の追加が主な内容となっております。

2 項 1 目固定資産税、補正額 9 9 8 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業に対する減免措置が主な減額要因となっております。

3 項 1 目軽自動車税、補正額 1 1 3 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。登録後 1 3 年経過の車両に課されます重課税率分の増が主な増額要因となっております。

4 項 1 目町たばこ税、補正額 1 1 1 万 8, 0 0 0 円の追加でございます。町内におけるたばこの販売本数が増加し、予算見込額を上回ったことに伴い追加計上するものでございます。

2 款地方譲与税、1 項 1 目自動車重量譲与税、2 項 1 目地方揮発油譲与税及び 6 款法人事業税交付金、1 項 1 目法人事業税交付金につきましては、3 月交付分の交付見込額を考慮し、追加計上するものでございます。

1 4 ページをお開きください。

7 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金、補正額 2 9 8 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。今年度の交付実績に基づき追加計上するものでございます。

1 0 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、補正額 3, 1 1 6 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。普通交付税につきましては地方交付税及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律に基づく再算定による追加計上でございます。特別交付税につきましては、3 月交付分の交付見込額を考慮し、減額するものでございます。

1 6 ページをお開きください。

1 3 款使用料及び手数料、1 項 4 目土木使用料、補正額 4 4 5 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。2 節住宅使用料につきまして、入居者数の減に伴い減額となったことが主な要因となっております。

1 4 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額 1 8 3 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。1 節社会福祉費負担金につきまして、障害者自立支援給付費、障害者医療費、障害児施設措置費に係る給付費が減額となったことから、国庫負担分 3 3 3 万 8, 0 0 0 円を減額するとともに、2 節児童福祉費負担金につきましては、認定こども園に在園の児童数の増に伴い施設型給付費が増額となることに伴い、国庫負担分 2 2 8 万 8, 0 0 0 円を追加計上するものでございます。なおこれらに関連する歳入といたしまして、道費負担

金分につきましても同様の理由により後段の15款道支出金にて補正計上するものでございます。

18ページをお開きください。

2項1目総務費国庫補助金、補正額1,395万3,000円の追加でございます。1節総務管理費補助金におきましては、地域内フィーダー系統確保維持補助金におきまして、国の補正予算による補助金の第2次配分があったことから、交付決定額に合わせて追加計上するものでございます。また地方創生臨時交付金におきましては、国の補正予算による交付金の追加配分の一部につきまして、今年度実施しております新型コロナウイルス感染症対策交付対策事業の財源として追加計上するものでございます。2節戸籍住民基本台帳費補助金におきまして、転入転出手続ワンストップ化に対応するため、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上するものでございます。人口に応じ補助上限が定められており273万3,000円を計上するものでございます。またマイナンバー制度導入に関する戸籍事務経費分として26万4,000円をあわせて計上するものでございます。

2目民生費国庫補助金、補正額642万1,000円の減額でございます。1節社会福祉費補助金におきまして、住民税非課税世帯等給付事業の実績見込みに伴う減でございます。2節児童福祉費補助金におきまして、浦臼町一般会計補正予算（第7号）により議決賜りました児童手当システム改修事業に関する補助金の計上及び子育て世帯包括支援センター事業運営に係る補助金の補助率が3分の1から3分の2に変更となったことに伴い、子ども・子育て支援交付金を追加計上するとともに、子育て世帯等臨時特別支援事業の実績見込みに伴う減でございます。なお子育て世帯包括支援センター事業運営に関する歳入といたしまして、道費負担分につきましては補助率が3分の1から6分の1に変更となっており、後段の15款道支出金にて減額補正するものでございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額298万5,000円の減額でございます。主な要因といたしまして、新型コロナワクチン接種体制確保事業におきまして、事業費確定に伴う減額でございます。

5目土木費国庫補助金、補正額976万円の減額でございます。1節道路橋梁費補助金におきまして、橋梁長寿命化事業及び雪寒機械購入事業の交付額の確定に伴う減でございます。

20ページをお開きください。

15款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金、補正額118万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては各種農業関係補助事業の事業費確定に伴う追加と減額の精査となっております。

22ページをお開きください。

17款寄付金、1項2目ふるさと応援寄付金、補正額2,000万円の減額でございます。申し込み件数の減に伴い減額するものでございます。

24ページをお開きください。

20款町債、1項4目土木債、補正額3,140万円の減額でございます。雪寒機械購入事業、橋梁長寿命化事業、道路改良舗装関係、河川改修関係事業に係る事業費の確定に伴い、それぞれ起債額を減額精査するものでございます。

5目消防債、補正額2,230万円の減額でございます。デジタル防災行政無線更新の

事業費確定に伴い起債額を減額精査するものでございます。

6目総務債及び7目減収補てん債におきましては、本補正予算において追加いたします地方債過疎地域自立促進特別事業債並びに減収補てん債をそれぞれ新規計上するものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額1億7,392万1,000円の減額でございます。財源調整に伴う財政調整基金への繰り戻し1億5,732万1,000円、街路灯維持に関する事業費の確定に伴う基金への繰り戻し20万円、ふるさと浦臼応援基金充当事業の事業費確定に伴う基金への繰り戻し1,270万円、札沼線代替交通関連事業費の確定に伴う基金への繰り戻し370万円をそれぞれ計上するものでございます。

歳入合計、歳出と同額1億3,786万2,000円の減額でございます。

以上が、議案第4号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算（第10号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

これより、質疑を行います。

議事進行上、歳出から進めたいと思います。予算書の26ページをお開きください。1款議会費から39ページ、4款衛生費まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

28ページ、企画費の中の18節になると思うんですけども、起業支援補助金ということで、元地域おこし協力隊に91万8,000円ということですが、この元地域おこし協力隊は現在は浦臼町に住んでいらっしゃると思うんですよね。

起業したのは令和2年ですか、複数年にわたってこの起業支援金が支払われるのかというところをちょっと確認したいんです。

○議長

答弁をお願いします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

この補助金につきましては、現在町と委託契約しています外国語指導助手でございますALＴの方となっております。91万8,000円の内訳でございますが、パソコン、モニター、プリンター、プロジェクター、一眼カメラのそういう備品の購入となっております。

今回購入する備品で、英語教室で使用する教材の作成、またユーチューブで英語の動画を投稿して、児童生徒がいつでも英語に触れ合うこと、また浦臼町のイベントなどの動画の作成などをPRしていただくものとなっております。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

30 ページです。地方創生事業費の中の1節報酬になります。産業観光推進ブランドデザインの協議会の委員の報酬がこれを開催していなかったということで確認をしておりますが、地方版総合戦略審議会委員の報酬、これも皆減になっているということで、この会議を開催していないということになるとと思いますが、なぜ開催しなかったのかということの理由と、地方版総合戦略はいつ策定されるものなのかというところを伺いたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

早坂主幹。

○ 総務課主幹（早坂隆広君）

ただいまの折坂議員の質問にご回答させていただきます。

地方版総合戦略審議会委員の報酬でございますが、今年度コロナ禍におきまして、委員の方を参集しての会議が開催できなかったことに伴いまして、皆減させていただくものでございます。

また、計画につきましては、今年度中に策定を目指しているところでございます。

以上でございます。

○ 議 長

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

コロナ禍によって、この会議を招集することができなかったという理由は当たらないと思うんですね。コロナの感染が落ちついた時期もありましたし、そういうことで会議をやらないということであれば、なかなかどの会議もできないということになると思うんですね。

オンラインという方法もあったかと思いますが、きちんとこういう会議はやってもらわなくてはいけないし、そのことによって会議の中身が素案を策定するに当たっても、住民の意見を聞かなかったということにもなりかねませんので、きちんとこういうことは進めるべきだということを申し上げておきたいですし、今年度中に必ずこれは策定するということで、今後のスケジュールに支障はないのかどうか、もう一度、お尋ねいたします。

○ 議 長

答弁をお願いします。

早坂主幹。

○ 総務課主幹（早坂隆広君）

ただいまの折坂議員の質問にお答えさせていただきます。

スケジュールについて、かなり近々に詰まっているところではございますが、今年度中の策定を目指しているところでございます。

以上です。

○ 議 長

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

それでは、次に38ページ、5款農林水産業費から最後まで質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

それでは、歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

それでは、次に歳入に移ります。12ページをお開きください。

歳入全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

それでは、歳入歳出全款にわたって質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第4号 令和3年度浦臼町一般会計補正予算(第10号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号

○議 長

日程第6、議案第5号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○くらし応援課主幹(國田幹夫君)

議案第5号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,173万1,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,353万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明をいたしますので、8ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1,337万円の追加でございます。主に財政調整基金積立金の追加でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費4万2,000円の減額でございます。

2 款1 項1 目空知中部広域連合納付金154万8,000円の減額でございます。

4 款保健医療費、1 項1 目特定健診事業費4万9,000円の減額でございます。

歳出合計1,173万1,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

1 款1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税856万1,000円の追加でございます。

2 目退職被保険者国民健康保険税8万円の追加でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金1万7,000円の減額でございます。

3 款1 項1 目繰越金1,250万4,000円の追加でございます。

4 款諸収入、2 項雑入、4 目過年度収入673万2,000円の追加でございます。令和2年度の空知中部広域連合の分賦金の確定に伴う返還金でございます。

5 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金164万6,000円の減額でございます。空知中部広域連合分賦金の確定に伴う減額でございます。

2 項1 目基金繰入金1,448万3,000円の減額でございます。令和2年度の空知中部広域連合分賦金返還金でございましたので、基金からの繰り入れを皆減するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ1,173万1,000円の追加でございます。

以上が、議案第5号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第5号 令和3年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

ただいまから、休憩いたします。

再開時間を11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第6号

○議 長

日程第7、議案第6号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○くらし応援課主幹(國田幹夫君)

議案第6号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ301万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,628万6,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明いたします。8ページをお開きください。

なお、今回の補正につきましては、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費179万3,000円の減額でございます。

2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金122万1,000円の減額でございます。

歳出合計301万4,000円の減額でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料37万6,000円の減額でございます。

2目普通徴収保険料4万9,000円の追加でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金308万4,000円の減額でございます。

5款1項1目繰越金39万7,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ301万4,000円の減額でございます。

以上が、議案第6号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第6号 令和3年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号

○議 長

日程第8、議案第7号 令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長（馬狩範一君）

議案第7号 令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 令和3年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益25万4,000を追加し、総額1億2,739万7,000円とする。

内訳としまして、第2項営業外収益で25万4,000円を追加し1億729万7,000円とする。

支出、第1款下水道事業費用4万5,000円を増額し、総額7,628万6,000円とする。

内訳としまして、第1項営業費用で12万5,000円を増額し6,947万9,000円、第2項営業外費用で14万5,000円を減額し578万5,000円、第3項特別損失で6万5,000円を増額し97万2,000円とする。

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,526万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額91万6,000円、当年度分損益勘定留保資金1,436万円、当年度利益剰余金処分金額4,901万7,000円及び引継金96万9,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,499万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額103万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1,388万円、当年度利益剰余金処分金額4,925万2,000円及び引継金82万1,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出27万1,000円を減額し、総額7,739万1,000円とする。

内訳としまして、第1項建設改良費で27万8,000円を減額し2,100万1,000円とする。

第2項企業債償還金で7,000円を増額し5,639万円とする。

(他会計からの補助金の追加)

第4条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,787万9,000円である。

2ページに参りまして、

(利益剰余金の処分の補正)

第5条 予算第10条中「4,901万7,000円」を「4,925万2,000円」とし、処分金額を次のように改める。

(1) 減債積立金、既決予算額4,901万7,000円に23万5,000円を追加し、総額4,925万円とする。

令和4年3月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

詳細につきまして、補正予算第2号実施計画にてご説明申し上げます。3ページ、4ページをお開き願います。

まず、3ページに記載の収益的収入及び支出の予算の表記と呼称を3条予算、4ページに記載の資本的収入及び支出予算の表記と呼称を4条予算とさせていただきます。

今回の補正予算は3ページ、3条予算、4ページ、4条予算に当初予算計上に錯誤があ

り、それぞれの予算に振りかわるものと起債の借り換えによる償還金に変更が生じたため補正するものでございます。

3 ページ、3 条予算の支出で 1 款 1 項 1 目総係費において、4 ページ、4 条予算、支出の 1 款 1 項 1 目建設改良費中の石狩川流域下水道負担金で単独事業負担分と資本費負担金合計 27 万 8,000 円を 3 条予算の総係費に振り替わるものでございます。

また、同総係費において、法定福利費の計上に錯誤があり、総係費の節内と 3 項 1 目その他特別損失に 6 万 5,000 円振り替わるものでございます。

次に、支出の 1 項 2 目減価償却費でございますが、石狩川流域下水道負担金の見直しに伴い、無形資産減価償却費が 15 万 6,000 円の減額と 3 条予算、収入の 1 款 2 項 2 目長期前受金戻入が 32 万 4,000 円増額となります。

次に、2 項 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で、有利な起債に借り換えたことにより企業債の利息が 14 万 5,000 円減額となります。

なお、支払い方法が元利均等払いとなるため、4 ページ、4 条予算、支出の 1 款 2 項 1 目建設企業債元金償還金が 7,000 円増額となります。

これら 3 条予算、4 条予算の支出の精査により 3 ページの収入の 1 款 2 項 1 目他会計補助金が 7 万円減額補正となります。

以上、議案第 7 号 令和 3 年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議 長

これより、質疑を行います。

収入支出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 7 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○ 議 長

起立全員です。

したがって、議案第 7 号 令和 3 年度浦臼町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 9 議案第 8 号

○ 議 長

日程第 9、議案第 8 号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第8号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町課設置条例の一部を次のように改正する。

令和4年3月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、機構再編に伴う現行課の名称変更を実施するため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

改正案の内容につきましては、第1条第2号の「くらし応援課」を「住民課」に、第3号の「長寿福祉課」を「福祉課」に、第4号の「産業振興課」を「産業課」に名称の変更を行うものでございます。

議案書の5ページをお開き願います。

附則、第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

また、課の名称の変更によりまして、影響を受ける条例が浦臼町議会委員会条例、浦臼町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、浦臼町国民健康保険税審議会条例の三つの条例がございまして、この条例の附則第2項から第4項の規定によりあわせて改正を行うものでございます。

以上が、議案第8号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第8号 浦臼町課設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 10 議案第 9 号

○ 議 長

日程第 10、議案第 9 号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○ 総務課長（明日見将幸君）

議案書の 6 ページをお開き願います。

議案第 9 号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

浦臼町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 9 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、個人情報の記録を訂正した場合における通知先の変更及び引用する条例の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の 5 ページをお開き願います。

条例第 19 条第 6 項の「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、番号法「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改めるものでございます。

議案書の 7 ページにお戻り願います。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 9 月 1 日から適用する。

以上が、議案第 9 号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 9 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○ 議 長

起立全員です。

したがって、議案第9号 浦臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第10号

○議 長

日程第11、議案第10号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書8ページをお開きください。

議案第10号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和3年第3回定例会におきまして議決賜りました当該計画におきまして、施設維持補修事業の追加及び業種における文言の追加が必要となったことに伴い変更するものでございます。

次ページをお開きください。

区分、6. 生活環境の整備におきまして、事業名、（3）廃棄物処理施設ごみ処理施設、事業内容、一般廃棄物最終処分場電気計装設備補修事業及び一般廃棄物最終処分場漏水検知システム更新事業を追加するものでございます。

事業主体につきましては、両事業ともに町でございます。

当該施設におきましては、平成14年3月から運用を開始しており、20年経過していることから、設備老朽化に伴う更新を要するため本計画に追加するものでございます。

区分、3. 産業の振興におきまして、業種、旅館業、情報サービス業等を追加するものでございます。

以上が、議案第10号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第10号 浦臼町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第12 令和4年度町政執行方針

○議長

日程第12、令和4年度町政執行方針を行います。

町政執行方針についての説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

令和4年第1回浦臼町議会定例会に当たり、新年度に向けた基本的な考え方と重点的な施策についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一昨年の5月に現職に就任して、間もなく2年を迎えようとしておりますが、全期間を通じコロナ禍の渦中にあり、いまだ終息に至らず明確な出口すら見えていない状況が続いています。

特に、年明けからの変異株による猛威は、比較的感染者の少なかった日本全土に広がり、最後の最後まで積極的に自粛にご協力いただき感染者が出ていなかった本町にも先月発生が確認されたところでございます。

この2年間、コロナ禍によって町民生活全般に制約を受け、商工業、さらには農業にも大きな損失が発生するなど地域の活力、経済に多大な影響を及ぼしています。

特に、本町の主産物である水稻は、消費減少による米価下落に異常気象も重なり、これまでにない厳しい年となりました。これからどう変異していくか見通せない中、完全な終息のときを迎えるまで、町としても支援を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様にはご理解とご協力をお願いしたいと思います。

それでは、令和4年度に向けた町政運営の基本姿勢について申し上げます。

世界を席卷し続けるコロナ禍の中にあっても、昨今の世界経済はワクチン接種の進展などにより、先進国を中心として、経済・社会活動の正常化が進んでいると言われております。

そんな中、政府は昨年12月に閣議決定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を反映した令和4年度の予算案を提出し、景気回復を見込んで約8兆円の税収増を見込むなど過去最大規模となっています。

医療供給体制の確保や治療薬の開発支援などコロナ関連事業に加え、岸田首相の提唱する成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現に向けた予算とされています。

都市と地方の格差の解消に向けた「デジタル田園都市国家構想」に大きく予算が割かれており期待する部分はありますが、赤字国債で3分の1強が賄われている財源構成はこれ

までと同様となっています。

一方で、地方の現状は人口減少、少子高齢化の問題をはじめ、コロナ禍の影響により地域経済は依然回復したとはいえず、地方財政は引き続き厳しい状況にあります。

本町においても昨年人口が1,700人を切り、さまざまな分野に減少の影響が出てきており、特に公共交通をはじめこれまで民間が担ってきた事業を町が代わって、あるいは支援することによって維持する事案が増えてきています。

新たな経費負担の増加や短期間での大きな支出は今後の町の財政運営に多大な影響を及ぼす可能性があり、事業実施の選択は慎重を期さなくてはなりません。

新年度に臨むに当たり、今後の財政状況を十分に考慮した上で、町民により近い、より効果を実感できる事業を優先していきたいと考えています。

まずはコロナ対応を第一とした上で、懸案となっている新たな公共交通体制への円滑な移行と駅周辺でのコミュニティエリア整備への着手、また大きな変革期を迎えている農業分野において、高収益作物への取り組みなどを中心に各種事業に取り組んでまいります。

私は、2年前「集い、語らい、支え合い」というスローガンを掲げて町長に就任いたしましたが、コロナ禍において決して十分な対応ができたとは言えません。

新年度においては、新たな情報発信にも取り組みながら、今後とも住み続けたい、住んでよかったと認めていただけるまちづくりを進めていきたいと思っております。

次に、6項目の基本政策を柱とする具体的に推進していく施策について申し上げます。

一つ目、確かな防災対策の推進です。

一昨年から2年続けて北海道では大規模な災害が発生していませんが、道外では静岡県熱海市で起きた大規模土石流災害をはじめ前線の停滞や線状降水帯発生による豪雨被害が全国で頻発しています。いずれも感染症対策が求められる中での災害対応となり、防災対策全般の底上げはますます重要性を増しています。

そのような状況下、専門的なスキルを要する防災マネージャーの配置は喫緊の課題となっており、本年度におきましても要請活動を強め早期の採用に努めます。

災害時に避難所となる浦臼地区の主要施設へWi-Fi環境は既に整備を完了しており、今後光ファイバー回線の開通に合わせ、鶴沼、晩生内施設への設置を進めます。

また、感染症対応や避難所生活の快適性向上のため備品類の充実に努めてまいりましたが、避難所開設に対する職員のスキル向上のため、職員を対象に避難所設営訓練を実施してまいります。

新年度におきましても、国の「防災、減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」を有効に活用して、町内に多数存在する老朽化した河川護岸の改修を計画的に進めてまいります。

次に、持続可能な農業の推進について申し上げます。

昨年は、コロナ禍による米の消費減少の影響を受けて大幅な米価の下落を招き、異常気象による品質低下も加わって、農業経営にとって近年にない非常に厳しい年となりました。

さらに、年末に発表された転作制度の見直しは、本町ばかりでなく道内の水田農業の将来に重大な影響を及ぼす事態となっています。

今後の明確な見通しを立てづらい状況にありますが、水稻を中心とした経営形態は維持しつつも、一方で高収益作物への取り組みを推し進める必要があります。

これまで、本町ではアスパラや花き、そば、ブロッコリーなどを奨励してきた経過がありますが、新年度に向けて本年1月に生産部会が設立された「にんにく」の作付を積極的に支援してまいります。

農業経営の一端を担う作物として、また町の特産品として、将来的にはかつて友成町長が提唱した「一品一億円運動」のように、町の主力産品に育てていきたいと考えています。

また、高収益作物やスマート農業への取り組み、新規就農者対応など町独自の農業施策について協議する場として、営農対策協議会、仮称となります、を新年度の早い時期に立ち上げて今後の農業情勢に対処してまいります。

新規就農者対策については、にんにく、ミニトマトをはじめ本町で受け入れ可能な作物、規模、経営方法等をJAや改良普及センターの協力をいただき具体化し、経営と生計の持続可能なプラン作成と受け入れに向けての条件整備に努めます。

また、以前からの若手農業者向けチャレンジ応援事業と農業活性化支援事業については、新年度も継続実施いたしますが、活性化支援事業につきましては初年度ということもあり利用が多くありませんでしたので、活用を促していきたいと思えます。

昨年より公約として掲げてまいりました国営農地再編事業につきましては、現時点では厳しい判断をいただいているところです。時間を要することにはなるかもしれませんが、今後とも関係団体と連携して、国、道への働きかけ、情報収集を継続してまいります。

続いて、魅力アップ商工観光の推進です。

丸2年に及ぶコロナ禍により、年末の一時期を除いて強い自粛期間が続き、人流が抑制される中で、飲食店を中心に商業全般にわたり厳しい経営を強いられた1年となりました。

その間、地方創生臨時交付金を活用した支援金や商品券の全戸配付、プレミアム商品券の発行などで支援してまいりましたが、新年度におきましても引き続き商工業の事業継続と新興、あわせて消費側へもメリットが及ぶような支援策を実施してまいります。

ジビエ事業につきましては、本年度におきましても地元猟友会及び近隣市町のご協力をいただき、計画数を上回る1,215頭が搬入されました。町内の駆除数は過去最多の78頭となっており、猟友会の皆様には改めて感謝申し上げます。

販売面では、コロナ禍にあっても改善傾向にあり、また町内においても飲食店、小売店での扱いが始まっています。新年度におきましては、町内での消費拡大策を継続するとともに、国費を活用した販売促進事業に取り組み、施設利用とジビエ消費拡大を推進してまいります。

次に、観光面ですが、産業観光推進グランドデザイン整備事業につきましては、一昨年からは事業内容、事業期間等の見直しによる経費の削減、分散化について検討してまいりましたが、いずれも大きな効果は得られず、短期間での投資が必要と判断されたところです。

本年度につきましても、既存施設の改修による利用を前提に検討してきたところですが、事前に報告された資料では経費的な削減は図られるものの現在の基準に応じた改修やゼロカーボンへの対応など相応の負担が伴うとのことでした。

平成29年度に当事業がスタートし、多くの町民の皆様のご協力をいただいていた事業ではありますが、コロナ禍により今後の社会的、財政的な動向が見通しづらい今、巨費を要する事業を安易に次のステップに進めることは、決して責任ある判断とは言えないと考えます。

新年度につきましては、ハード面の予算は一旦見送り、役場内部で今後の方向性を検討することといたします。

地域の活性化を主目的に、商業、観光面の振興も含めた調査研究事業として、新年度から札幌市立大学との共同研究事業を実施します。

歴史的建造物の調査保全のハード面とそれらを活かしたまちづくりの可能性を探るソフト面をそれぞれ専任の教授らを中心に、学生と町の若手職員でワークショップ形式で検討していく予定です。

具体的な成果に期待するのはもちろんですが、他分野の方々との関わりから得られる知識や発想など職員の人材育成面の効果にも期待するところです。

次に、温かな住民生活の推進についてです。

まずは、地域公共交通に関しましては、一昨年のＪＲ札沼線の廃止に続き、バス運行の主要路線である中央バス滝川浦臼線の新年度半ばでの撤退が決定したことによって、長年にわたって続けられてきた民間事業者による運行が皆無となります。

町民の移動手段の確保とさらなる利便性の向上に向けて、本年度検討を重ねてまいりましたが、既にご報告させていただいておりますとおり、滝川浦臼線につきましては、本年９月末日まで中央バスに運行を委託し、１０月からは町営バス運行に切り替えてまいります。

また、現行の奈井江町行き新うらうす線につきましては、同じく１０月からこれまで町民から要望が多かった砂川市方面へ路線延長を図り、通院や通学、またＪＲ函館本線への接続など使い勝手のよい新たな路線として運用を開始します。

また、一般タクシーの運行については、自由度の高い交通機関として存続希望も多く、新年度につきましても町負担による運行を継続します。

民間事業者の撤退により、新年度からすべての交通手段を町が担うこととなりますが、移動が困難な方にとって、足の確保は最低限のインフラと考えています。町民の皆様の活発な利用に期待しますとともに、より効率的な運行体系を目指して、今後とも検討を続けてまいります。

浦臼駅舎と周辺のコミュニティエリアの再開発につきましては、検討委員会よりいただいた答申をベースにターミナル機能を加え、多くの町民の皆様が集い親しめる施設となるよう、新年度において実施設計に着手いたします。

また、札沼線の跡地全般につきましては、今年度内にも解体撤去に関わる事業費の協議が完了予定ですので、新年度より線路等の一部の撤去を開始するとともに、沿線住民との協議を本格化させます。

浦臼・鶴沼の両市街地の国道沿線に設置されている外灯につきましては、いずれも２０年以上が経過し老朽化が進み、既存の灯具のままであることから、新年度から２カ年事業としてＬＥＤへの更新等を実施してまいります。

光ファイバー通信網の整備については、既に町内における敷設工事は完了しています。来月以降、順次、道内の提供エリアを拡大していくと伺っていますので、ようやく町全域に高速通信網が整備され、情報格差が解消されることとなります。

公営住宅につきましては、昨年同様繰越予算となりましたが、計画どおり２棟８戸を建設し、快適な住環境を年内に提供してまいります。

次に、町内会の再編につきましては、昨年１年間をかけ晩生内地区の町内会役員の皆様

から地域の現状や問題点についてお話を伺わせていただきました。

現時点で新たな町内会体制についておおむね同意をいただくことができましたので、明年1月1日に向けて新体制に移行できるよう地元の皆様と協議を進めてまいります。

浦臼町立診療所につきましては、築40年以上が経過し、今年度耐震調査を行ったところ、躯体自体の耐震性は確保されているものの、機械設備はじめ外壁、屋上防水等の老朽化が著しく、早期の改修が必要との結果でした。

今後の維持管理経費、また入院病棟、厨房など未利用部分も多く、効率的な管理が困難となっており、コンパクトで管理が容易な新たな施設建設に向け、医師も含めた中で検討を開始します。

保健分野につきましては、このコロナ禍において、町民にとって安心して受診できるよう最大限の感染症予防とプライバシーを配慮した健診を継続実施します。

特に、糖尿病の重症化予防対策に重点を置き、動脈硬化度測定機器を活用しながら、個人の生活に即した生活指導に努めます。

こころの健康対策として、相談窓口の周知を徹底し、ケースに応じた小まめな相談や訪問など本人に寄り添った支援を展開してまいります。

高齢者福祉につきましては、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、認知症高齢者の増加が予想されることから、これからも住み慣れた地域で生活を続けられることができるよう、「地域包括支援センター」を中心に、関係機関団体や医療機関と連携し、見守り体制を充実し、介護予防事業や生活支援事業を継続してまいります。

続きまして、健やかな子育てと教育の推進です。

子育て支援につきましては、国の不妊治療費の保険適用化に伴い、子供を授かりたいと考える方の経済的負担が大きくなるよう現行制度の必要な見直しを行います。

また、近年注目されている子供の弱視の早期発見のため3歳児健診での検査方法を再考し、屈折検査を導入してまいります。

安心して子供を産み育てられる環境を充実するよう、今後とも認定こども園や小中学校、療育に関する事業所等と連携を図るとともに、子育て家庭の経済的負担に対する支援事業を引き続き実施してまいります。

学校教育分野につきましては、情報化、国際化の進展に加え、コロナ禍によって社会が大きく変わろうとしている中で、自らが課題を見つけ、学び、考えることにより「生きる力」を身につけ、しっかりと判断し行動できる児童生徒の育成を目指します。

文部科学省が進めるGIGAスクール構想により昨年、タブレット端末が整備され、電子ドリルなど学校内外での利用が進められていますが、教職員の指導スキルの向上のための研修や活動を支援するとともに、学習指導員、スクール・サポート・スタッフ等の制度を活用しながら、働き方改革を含めた教職員の指導環境等の整備に努めます。

また、高等学校学習指導要領の改訂により、令和4年度入学生からICTを活用した教育が本格的に始まり、1人1台端末が基本となりますが、北海道においては各家庭でタブレットPCを用意することとされており、保護者の負担軽減を図るため購入費の一部を助成してまいります。

現在、学校に配置している授業のサポートに当たるTT及び外国語指導のALTにつきましては配置を継続し、授業体制、指導体制の支援に努めます。

少子化の進行により、現状のまま推移すると令和5年度から小学校の複式化が想定されています。複式学級にはデメリットばかりではなくメリットもあると言われてはいますが、当分の間は回避したいと考えており、教育委員会と連携し、現行方式の継続に向けて関係機関との協議を進め、体制維持に努めてまいります。

次に、住民対話の推進についてです。

私は、就任した年から、こちらから出向いて参加者とお話をさせていただく「集い、語り出張トーク」を広報させていただいておりましたが、本年度もコロナの影響もありお呼びいただくことはできませんでした。

町政懇談会につきましては、感染の落ちついた時期に開催することができ、大勢の参加をいただいたとは言えませんでした。貴重なご意見をいただいたところです。

今後のコロナの行方はわかりませんが、テーマを持った懇談の場でより活発なお話を聞かせていただくため、改めて出張トークの周知を図ってまいります。

また、対話とは別の形にはなりますが、町の状況や行事、私の思いや感じたことなどを、ネットワークを使って発信する取り組みを新年度から開始します。肩ひじを張らない内容で気軽に町民の皆様へ情報が届けられればと思っています。

以上、令和4年第1回浦臼町議会定例会に臨むに当たり、基本姿勢と推進すべき主要施策を町政執行方針として述べさせていただきました。

冒頭に申し上げましたとおり、引き続き厳しい財政運営が想定され、加えて先の見えないコロナ禍という異常事態が続く中であっても、かけがえのない郷土浦臼町を守り、次の世代へつないでいかななくてはなりません。

先月、みどり学園において、町の現状などをお話しさせていただく機会がありましたが、つたない話に熱心に耳を傾け、たくさんの質問もいただきました。

また、農業青年との懇談会では、厳しい状況下にあっても将来に向けての多くの意欲的な意見を聞くことができました。

こういう機会は限られていましたが、町民の皆様一人一人がしっかりとしたお考えを持ち、日々懸命に過ごされていることを強く感じるとともに、行政に対するさまざまな要望や期待の高さを実感したところです。

課題山積の現状ですが、しっかりと足元を見据え、町民の皆様のご支援をいただきながら、行政運営に邁進してまいりますので、引き続き町議会、各団体の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

◎日程第13 令和4年度教育行政執行方針

○議長

日程第13、令和4年度教育行政執行方針を行います。

教育行政執行方針についての説明を求めます。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

令和4年第1回浦臼町議会定例会に当たり、浦臼町教育委員会が所管の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

今、社会はAI技術の高度化による情報化の加速、グローバル化の進展、新型コロナウ

ウイルス感染症の拡大による人々の行動様式など急速な変化が現実化する中、SDGs達成やゼロカーボン社会、デジタル社会の実現のための取り組みなど、すべての子供たちの持続可能な社会の創り手として、複雑で難しい社会でたくましく生き抜く力の育成が必要となってきました。

一方、国は、第6期科学技術・イノベーション基本計画において、到来しつつある「Society 5.0時代」の目指す未来社会像を「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」と定義しており、多様性、公正や個人の尊厳、多様な幸せ等の価値に重きを置き、優しさや思いやりなどの人間性等をはぐくむことが肝要であり、これまで取り組んできた人づくりの一層の強化を図り、教育の充実・発展に努めてまいります。

まず、教育行政の執行に当たり、浦臼町教育理念「知・徳・体に調和のとれた人間形成」並びに浦臼町教育大綱に掲げる「明日を担う人を育む教育・文化のまち」の理念を踏まえ、一人一人が輝いて生き抜く力「笑顔で生き生き学ぶ」教育の推進を引き続き基本方針といたします。

次に、令和4年度の重点施策につきまして、「学校教育の充実」及び「社会教育の推進」の大きく二つに分けて申し上げます。

学校教育の充実の一つ目は、「社会に立ち向かっていける力の育成」、確かな学力の定着であります。

学校運営につきましては、コミュニティー・スクール（学校運営協議会）の導入5年目となり、新型コロナウイルス感染症への対応が続き、昨年、一昨年と思うような活動ができませんでした。地域の力を活用し、学校と地域が相互にパートナーとして、子供たちの成長を支え、改善・充実に努め、ICTを活用した取り組み等により、小規模校のメリットを最大化し、確かなる力と優しい人づくりを推進します。

また、就学援助制度、高等学校通学等支援助成、給食費の無料化等の支援を継続し、各種検定料の助成により、学びの意欲と基礎学力の向上に努めます。

さらに、令和4年度から公立高等学校においても1人1台端末の整備が始まります。北海道では端末の整備については私費負担となることから、負担軽減のための助成制度を創設いたします。

ふるさと教育では、中学校の修学旅行をはじめとした、姉妹校、高知県本山町の嶺北中学校とのさまざまな交流により、ふるさと意識を育む取り組みの推進に努めます。

教育課程につきましては、「生きる力」を支える「知・徳・体」の調和を重視し、伝統文化を尊重、ふるさとを大切にすることを育み、これまでの「何を学ぶのか」に加え、言語活動を重視し、学習意義をより明確にしながら、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を地域と共有し、社会に開かれた教育課程の実現のため、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進に努めます。

学習指導につきましては、「令和の日本型学校教育」、すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進し、基礎知識・技能の定着に向け、一斉一律授業から脱却し、主体的・対話的で深い学びの指導方法の確立、授業改善の定着を目指します。

小学校においては、学びの基礎、基本が重要であることから、町独自に教諭を配置し、

指導の個別化を推進し、個別最適な学びの支援を続けます。

また、グローバル化の進展による厳しい挑戦の時代を生き抜く資質・能力を備える人材育成に向けて、GIGAスクール構想により整備した通信ネットワーク環境及びタブレット端末を有効活用し、電子教科書や電子ドリル学習と各種教育支援が可能な学習クラウドを導入し、学習履歴（スタディ・ログ）を活用するなど、質の高いICT教育の指導体制の充実、少人数によるきめ細かな指導体制の整備、個に応じた指導の実現に努めます。

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援に努めます。

連携教育につきましては、幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要であることから、園児の小学校訪問や小学生の中学校登校など、こども園、小・中学校の連携強化のための支援に努めます。

また、小1プロブレム、中1ギャップの未然防止、小・中学校間の乗り入れ授業の実践や教職員の情報共有を深め、小学校における教科担任制の導入など、義務教育9年間を見通した教育課程を支える効果的な指導体制の構築を進めます。

地域とともに、コミュニティー・スクールや家庭サポート企業との連携を活用し、キャリア教育と社会的マナーを身につける環境づくりに努めます。

外国語教育につきましては、引き続き外国語指導助手（ALT）を中学校に通年配置し、中学校英語教育の充実、小学校においては、子供たちが英語で日常的なコミュニケーションができる力を身につけられるよう、グローバル化による急速な情報化社会で生き抜く力の育成に努めます。

学校教育の充実の二つ目は、健やかで、人の優しさ、痛みのわかる心の育成、豊かな心と健やかな体であります。

道徳教育につきましては、答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する道徳教育への転換により、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、豊かな心や人間性を育む教育の推進に努めます。

いじめ・不登校につきましては、望ましい人間関係を醸成し楽しい学校生活を送るため、学級集団に関する情報を分析し児童生徒の意欲や解決すべき課題を把握するアンケート「hyper-QU」によるスクリーニングを全学年で継続的に実施し、児童生徒の支援ニーズの早期把握を進め、「浦臼町いじめ防止基本方針」の周知徹底を図り、関係者との連携を密にし、スクールカウンセラーの活用を図り、未然防止と適切な実態把握による早期発見に努めます。

また、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する姿勢が大切であり、ICTの活用力の育成と同時に情報モラルの指導推進に努めます。

有害情報から子供を守るために、学校・家庭・地域と連携し、有害情報に対する啓発を行い、携帯電話やネットトラブルの根絶に向けた取り組みを充実してまいります。

学校保健につきましては、早寝早起き朝ごはんを推奨し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図り、食育の推進に努めるとともに、家庭と連携した毎朝の検温や風邪症状の確認など感染源を絶つこと、十分な睡眠やバランスの取れた食事を心がけるなど抵抗力を高めることの重要性の普及啓発を行い、児童生徒が新しい学校生活様式や感染予

防対策を身につけるよう指導を行います。

また、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう食物アレルギー対応指針に基づき安全・安心対策を講じます。

虫歯予防のため、小学校をはじめ認定こども園にもフッ化物洗口の有効性をPRし、普及に取り組みます。

違法薬物乱用防止の啓発、危険性についての情報共有に努めます。

学校教育の充実の三つ目は、安全・安心な学校、信頼される学校づくりであります。

教育の成果は、直接指導する教職員の資質・能力によるところが大きいことから、校内研修の充実、各種研修・研究会等への参加支援を図り、資質・能力の向上と指導内容の改善に努めます。

また、教職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めます。

子供の安全確保につきましては、地震や台風などの自然災害から身を守るために必要な知識や能力等の育成に向け、校内対策マニュアルの確認、避難訓練や1日防災学校の実施などの防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身につけさせる防犯教育を進めます。

また、通学路の点検や防犯カメラによる犯罪抑止を図り、学校の安全・安心の確保に努めるとともに、本年度、緊急時等の保護者との連絡体制確保のため、小・中学校に一斉メール配信システムを導入いたします。

学校における働き方改革につきましては、教職員が健康で働ける環境、子供と向き合う時間の確保に向けて、浦臼町立学校における働き方改革アクション・プラン、部活動のあり方に関する方針等に基づき、学習指導員、スクールサポート・スタッフや地域人材を活用するなど、持続可能な学校運営体制の整備に努めるとともに、校務支援システムによる学習評価や成績処理の事務作業の負担軽減をはじめとするICTの一層の有効活用により、取り組みの推進を図ります。

また、令和3年度から実施の教職員の労働安全衛生法に基づくストレスチェックについても継続してまいります。

学習環境の整備につきましては、本年度、小・中学校の保健室にエアコンを設置するなど、施設の適切な維持管理に加え、緊急時の家庭におけるオンライン学習環境を整備し、学びを止めない学習環境を推進してまいります。

社会教育の推進の一つ目は、「地域社会における連携と見守り」、地域における体制づくりであります。

地域の体制づくりにつきましては、小学生の安全・安心なふれあい・学びの場として、「浦臼町子ども広場」を通年開設し、保護者のニーズに応じた運営体制の充実を図ります。

また、地域、町内会等が次代を担う子供たちの健全育成を推進するための事業支援、また、これからの活動の中核となるリーダーの育成に努めてまいります。

乳幼児教育について、乳児にはブックスタート事業を継続し、読み聞かせボランティア活動への支援に努めます。

読書環境の充実につきましては、読書活動推進計画に基づき、だれもが気軽に利用できる環境改善に努め、保護者に対しての啓発にも取り組んでまいります。

社会教育の推進の二つ目は、笑顔で生き生き学べる社会の実現であり、令和3年度に策

定した、第9次社会教育中期計画に基づき、振興を図ってまいります。

文化・芸術につきましては、文化協会と協働し、活動の振興に努めます。

また、町民誰もが本格的な施設環境で行われているミュージカル等を鑑賞できるよう、町民移動芸術鑑賞会を継続するなど、芸術に触れることにより、町民の感性を高め、心豊かで潤いの持てるかおり高い文化のまちを目指します。

社会教育関係団体につきましては、高齢化や新型コロナウイルス感染症への対応により活動する機会の減少が進んでおりますが、自主的かつ自発的な活動の支援と、幼児、少年、成人等の各世代を対象とし、生涯学習につながるような多様な社会教育事業の実施に努めます。

文化財につきましては、地域における人々の生活や地域の風土により育まれ、今日まで守り伝えられてきた財産の保護・保存を行うとともに、郷土の歴史、自然・文化遺跡資源の発信に努めます。

また、アイヌ遺跡や歴史的資料の保全・維持管理を適正に行ってまいります。

スポーツ振興のため、少子化・人口減少社会に対応した活力ある生涯スポーツを目指し、誰もが参加できる楽しいスポーツのPRと場所の提供を推進し、子供から高齢者までのどなたでも笑顔で汗を流せる環境を目指し、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で、施設の適正管理、利用率の向上に努めます。

また、近年、児童生徒の体力・運動能力の低下や運動習慣の低減が進んでいることから、令和3年度に実施した「子供たちの体力向上教室」を継続します。

以上、令和4年度に取り組む重点施策について申し上げます。

まちづくりは人づくりにあることを基本姿勢として、次代を担う子供たちが、複雑で予想することの難しい社会を受け止め、主体的によりよい社会と人生を自ら創り出せる力の育成とすべての町民が笑顔で生き生き学び楽しく暮らすことのできる教育環境が重要であります。

そのために、コロナ禍に対応しながら、引き続き環境整備、各種教育施策の実施に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます、令和4年度の教育行政執行方針といたします。

○議 長

以上で、執行方針を終わります。

ただいまから、昼食のため休憩といたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(一括議題)

○議長

お諮りします。

次に提案されます日程第14、議案第11号から日程第18、議案第15号までの案件につきましては、関連がございますので一括提案としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第12号 令和4年度浦臼町一般会計予算、日程第16、議案第13号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第17、議案第14号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第18、議案第15号 令和4年度浦臼町下水道事業会計予算につきましては一括議題とすることに決定いたしました。

これより、日程第14より順次提案内容の説明を求めます。

日程第14、議案第11号、浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、提案及び説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の10ページをお開き願います。

議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を次のように改正する。

令和4年3月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、行財政改革の一環として、平成12年度を初年度として開始いたしました町長、副町長及び教育長の給料月額を抑制措置を継続するため所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の6ページをお開き願います。

第2条に連ねます町長、副町長及び教育長の給料月額を抑制期間をそれぞれ令和4年4月から令和5年3月までに改めるものでございます。

なお、給料月額につきましては、現行と同額となっております。

また、附則第2条に定めます条例の有効期限を令和5年3月31日といたします。

議案書の11ページにお戻りください。

附則、本条例につきましては、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長

次に、日程第15、議案第12号 令和4年度浦臼町一般会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては、配付してあります令和4年度一般会計予算大綱をご覧くださいと存じます。

説明をお願いします。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいま議題となっております令和4年度浦臼町一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

お手元に配付をいたしております令和4年度浦臼町各会計歳入歳出予算書の1ページをお開き願います。

議案第12号 令和4年度浦臼町一般会計予算。

令和4年度浦臼町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は5億円と定める。

令和4年3月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

最初に、第1条第2項に定めております歳入歳出予算について、お手元に配付してございます横版の各会計予算説明資料により説明させていただきたいと思っております。

令和4年の予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を継続しつつ、ポストコロナに向けた社会経済活動の回復に重点を置き、6本の基本政策を柱として、基幹産業にある農業の活性化に向けた支援やコロナ禍の影響で落ち込む地域商工業の支援、住民生活に直結する新たな公共交通の整備、駅周辺のコミュニティエリアの整備など町民の暮らしにより近い事業を優先するとともに、災害対策として河川の護岸改修事業などについて盛り込んだ予算としてございます。

それでは、令和4年度各会計予算案1ページをお開き願います。

ここでは、令和4年度浦臼町各会計予算の一覧表を掲載しております。

一般会計、特別会計及び企業会計4会計のものを令和4年度、令和3年度を比較いたして登載してございます。

4会計を合わせますと、令和4年度では39億2,332万6,000円となり、前年度対比7,632万3,000円の増額でございます。率にいたしましては2%の増とな

っております。

各会計ごとでは、一般会計におきましては前年度比2.5%の増、国保会計については1%の増、後期高齢者医療会計が4.5%の減、また下水道事業会計につきましては7%の減となっております。

それでは、2ページをお開き願います。

令和4年度一般会計歳入歳出予算の、ここでは目的別ということで説明申し上げます。

まず、上段の括弧書きにつきましては、令和3年度の当初予算を記載しております。下段の部分につきましては今回予算提案している内容でございます。

それでは、右側の歳出より説明申し上げます。

1款議会費です。4,028万5,000円の計上でございます。前年度比0.4%の増でございます。金額で17万円の増となっており、主な増額要因は道外政務調査費の計上によるものでございます。

2款総務費につきましては10億4,371万1,000円、対前年度比9.8%の増となっております。金額につきましては9,357万7,000円の増額でございます。主な増額要因につきましては、公共交通体系の見直しによる増、旧JR浦臼駅周辺の再開発事業関連の設計業務及び本年度から着手予定の旧札沼線JR軌道等撤去工事を計上したものであるものでございます。

3款民生費につきましては4億987万2,000円でございます。対前年度比3.4%の増、金額で1,362万4,000円の増となっております。主な要因につきましては、認定こども園施設給付費等の増額によるものでございます。

4款衛生費につきましては1億6,773万円、前年対比18.6%の減でございます。金額で3,843万1,000円の減額となっております。主な減額要因といたしましては、町立診療所の耐震診断業務及びごみ収集車等車庫の建設事業の完了によるものでございます。

5款農林水産業費につきましては3億4,552万5,000円の計上でございます。対前年度比14.8%の増、金額で4,453万1,000円の増額でございます。主な増額要因につきましては、米価下落を受けた支援として水稻もみ殻購入助成金として1,320万円、にんにく産地化支援事業として789万6,000円、ほか農村センター屋上防水改修工事費の計上が主な要因となっております。

6款商工費につきましては1億6,084万3,000円の計上でございます。対前年度比116.9%の増、金額にいたしまして8,668万9,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の経済対策といたしまして、昨年度全世帯に商品券、飲食券を合わせて1万円を配付いたしておりますが、今年度は2回の配付を見込み1,844万円を計上してございます。また浦臼市街と鶴沼市街の街路灯LED化工事や鶴沼公園内施設の改修工事に係る費用を計上したことが主な増額の要因となっております。

続きまして、7款土木費5億5,685万7,000円の計上でございます。対前年度比4.7%の減、金額で2,766万6,000円の減額でございます。主な内容につきましては、町道宮下線ほか道路舗装工事として3,440万円、浦臼内川橋橋梁補修工事ほか橋梁長寿命化補修工事として9,150万円、支浦臼内川護岸改修工事のほか河川改

修工事として1億1,320万円を計上してございます。また建設車庫外部改修工事や雪寒機械1台の購入に係る予算も計上してございます。減額の要素といたしましては、公営住宅整備においてスパーク21外部改修工事が完了したことや雪寒機械購入車両台数の減が主な要因となっており、全体の事業費として減額となっております。

次に、消防費でございます。1億3,533万4,000円の計上でございます。対前年度比46.3%の減、金額で1億1,688万円の減額となっております。主な要因としては、固定型のデジタル防災行政無線の更新事業完了に伴う減となっております。

9款教育費につきましては1億1,667万3,000円、対前年度比7.4%の増でございます。金額で800万4,000円の増額となっております。主な増額の要因につきましては、小中学校の保健室へのエアコン設置工事やふるさと運動公園野球場のスタンド手すり修繕に伴う予算の計上でございます。

10款災害復旧費につきましては、小規模災害復旧費として100万円を計上してございます。

11款公債費につきましては6億1,717万円、対前年度比4%の増でございます。金額で2,388万2,000円の増額でございます。内訳といたしまして、通常の長期償還元金が5億1,802万8,000円で、対前年度比6,693万円の増、繰上償還元金が8,690万7,000円で、対前年度比4,149万3,000円の減となっております。増額の要因につきましては、平成30年度に中心蔵ライスターミナル自動倉庫更新及び消防車両整備事業の財源として借り入れた過疎対策事業債や本年度実施いたしましたデジタル防災行政無線更新事業やラウネナイ川護岸改修事業に借り入れを予定しております起債の元金償還が始まることが要因でございます。

12款の予備費につきましては、昨年同様500万円の計上でございます。

以上が、歳出全款合計36億円の内訳でございます。

次に、3ページをお開き願います。このページでは令和4年度一般会計の歳出予算の性質別一覧となっております。ここでは増減幅の大きな部分や特徴的な部分のみご説明申し上げます。

まず、表の2段目、物件費につきましては4億8,181万4,000円の計上でございます。対前年度比11.8%の減で、金額で6,420万8,000円の減額でございます。主な要因につきましては、事務用ネットワークサーバー等の更新完了によるものがございます。

その下、3段目、維持補修費につきましては6,682万5,000円の計上でございます。対前年度比29.2%の増、金額で1,508万9,000円の増額となっております。主な要因につきましては、野球場スタンド手すりの修繕や道路維持補修業務や河床整備に要する費用の増加によるものでございます。

表の5段目です。補助費につきましては8億2,886万3,000円の計上でございます。対前年度比11.2%増、金額で8,341万3,000円の増額となっております。こちらにつきましてはコロナ感染症により冷え込んだ家計や地域経済への支援や、また農業経営の新たな支援に要する費用を計上したものでございます。

表の7段目、災害復旧費につきましては、小規模災害に対する予算として100万円の計上でございます。対前年度比100%の増でございます。

次に、歳入について説明申し上げたいと思います。

2 ページ目にお戻り願います。

まず、一番上、1 款町税でございます。1 億 7, 8 2 9 万 5, 0 0 0 円、前年度比 4. 8 % の減で、金額で 9 0 7 万円の減額となっております。内訳といたしまして、個人住民税で 9 4 3 万 8, 0 0 0 円の減、法人住民税で 1 2 7 万 7, 0 0 0 円の増、固定資産税で 1 0 7 万 6, 0 0 0 円の減、軽自動車税で 1 4 万 5, 0 0 0 円の増、町たばこ税で 1 9 万 6, 0 0 0 円の増となっております。減額の要因といたしましては、個人住民税では社会経済の状況を考慮し課税所得の減少、また固定資産税につきましては課税対象となる償却資産の減を見込んだものでございます。

2 款地方譲与税につきましては 4, 5 8 5 万円の計上です。前年度比 4 5. 5 % の増、金額で 1, 4 3 4 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

3 款の利子割交付金につきましては 1 0 万円の計上でございます。

4 款の配当割交付金につきましては 3 0 万円の計上でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては 3 0 万円の計上でございます。

6 款の法人事業税交付金につきましては 1 0 0 万円の計上でございます。

7 款の地方消費税交付金につきましては 5, 0 0 0 万円の計上でございます。

8 款環境性能割交付金につきましては 3 6 0 万円の計上でございます。

9 款の地方特例交付金につきましては 8 5 万円の計上でございます。

1 0 款の地方交付税につきましては 1 5 億円の計上でございます。前年度対比で 7. 1 % の増、金額で 1 億円の増額を見込んでございます。普通交付税といたしまして 1 3 億 5, 0 0 0 万円、特別交付税として 1 億 5, 0 0 0 万円の計上でございます。

1 1 款交通安全対策特別交付金につきましては 1, 0 0 0 円の計上でございます。

1 2 款の分担金及び負担金につきましては 2, 9 0 8 万円の計上でございます。対前年度比 5. 8 % の減、金額で 1 7 8 万円の減額でございます。こちらにつきましては基幹水利施設管理に係る事業費の減少に伴い受益者負担金が減額となるものでございます。

1 3 款の使用料及び手数料につきましては 6, 6 0 0 万円の計上でございます。

1 4 款の国庫支出金につきましては 2 億 1, 3 6 0 万 8, 0 0 0 円の計上でございます。1 2. 0 % の減、金額で 2, 9 1 3 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。要因につきましては、雪寒機械購入台数の減、橋梁長寿命化に係る補修工事及び計画策定等の事業量の減によるものでございます。

1 5 款の道支出金につきましては 2 億 2, 0 9 4 万 4, 0 0 0 円の計上です。前年度比 1. 9 % の減、金額で 4 2 1 万 9, 0 0 0 円の減額となっております。要因につきましては、道営基盤整備事業の完了によるものでございます。

1 6 款の財産収入につきましては 5 7 4 万 7, 0 0 0 円の計上でございます。

1 7 款の寄付金につきましては 1 億 1, 0 0 0 円の計上で、ふるさと納税による寄付金を前年と同様に見込んでございます。

1 8 款繰越金につきましては 1, 0 0 0 円の計上でございます。

1 9 款の諸収入につきましては 1 億 8, 4 4 4 万 3, 0 0 0 円の計上でございます。増額の要因といたしましては、J R 北海道からの鉄道施設撤去に係る受託事業収入を見込むものでございます。

20 款の町債につきましては3億1,890万円の計上でございます。35.1%の減、金額で1億7,260万円の減額計上でございます。こちらにつきましては、町道の改良舗装事業として、宮下線ほか1路線を、橋梁の長寿命化事業としてウラウスナイ川橋ほか1橋の補修事業を、また河川改修事業として支浦臼内川護岸改修事業並びに雪寒機械の購入など各事業に充当する財源として、また財源補てん分の臨時財政対策債として1億5,000万円を計上し、借入れを予定するものでございます。

最後になります、21 款繰入金につきましては6億8,098万円の計上でございます。前年度対比15.5%の増、金額にいたしまして9,141万6,000円の増額計上でございます。内訳といたしまして、街路灯維持基金から120万円、繰上償還の原資として減債基金から6,890万7,000円、ふるさと納税の返礼品等にふるさと応援基金から9,400万円、札沼線代替輸送事業等基金から5,250万円、財政調整基金から4億4,637万3,000円を取り崩し繰り入れるものでございます。

以上が、歳入36億円に対する説明でございます。

続きまして、第2条の地方債についてご説明申し上げます。予算書にお戻りいただきまして、9ページをお開き願います。

第2表、地方債の一覧でございます。

それでは、まず起債の目的でございます。上から臨時財政対策債といたしまして限度額1,500万円、起債の方法については証書借入れ、利率につきましては6.5%以内、ただし利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。

償還の方法につきましては、政府資金につきましてはその融資条件によるものでございますし、銀行その他の場合におきましては債権者と協議をするものでございます。

ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、また繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

1 段下に行きまして、多世代交流施設等建設事業につきましては、旧JR浦臼駅周辺の整備に係る実施設計業務の財源として1,640万円を限度額とし、借入れを予定するものでございます。

次に、農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては、団体営の揚水機場ポンプ等の更新工事の財源として640万円を限度額として借入れを予定するものでございます。

次に、舗装長寿命化事業につきましては、宮下線道路舗装工事の財源として1,840万円を限度額として借入れを予定するものでございます。

次に、建設車庫外部改修事業につきましては、外壁屋根の張り替え及び電動シャッター更新工事の財源として4,820万円を限度額とし、借入れを予定するものでございます。

次に、黄浦線道路改良舗装事業につきましては1,160万円を限度額とし、借入れを予定するものでございます。

次に、雪寒機械購入事業につきましては、除雪ダンプ1台の購入の財源とし3,580万円を限度額として借入れを予定するものでございます。

次に、橋梁長寿命化事業につきましては、ウラウスナイ川橋及び千代久橋補修工事の財源として3,970万円を限度額として借り入れを予定するものでございます。

次に、緊急自然災害防止対策事業につきましては、支浦白内川の調査設計業務及び護岸改修工事とラウネナイ川芝張り工事の財源として1億2,740万円を限度額とし、借り入れを予定しているものでございます。

ただいまご説明いたしました9件の限度額の合計は3億1,890万円となっております。

以上が、令和4年度一般会計予算案の概要でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしく申し上げます。

○議 長

次に、日程第16、議案第13号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の提案並びに概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては、配付してあります令和4年度国民健康保険特別会計予算大綱をご覧くださいと存じます。

説明をお願いします。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

予算書の137ページをお開きください。

議案第13号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度浦臼町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,310万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は4,000万円と定める。

令和4年3月9日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

続いて、予算の概要について説明いたします。

歳入歳出予算事項別明細書にて、歳出から説明いたしますので、139ページをお開きください。

1款総務費1,347万2,000円の計上です。前年度対比68万2,000円、5.3%の増となっております。

2款空知中部広域連合納付金1億1,027万6,000円の計上です。道への納付金が増えたことにより前年度対比48万8,000円、0.4%の増となっております。

3款諸支出金30万円の計上です。これは保険税還付金として計上しております。

4款保健医療費895万2,000円の計上です。これは特定健診事業に係る経費でございます。

5款予備費10万円の計上です。

次に、歳入について説明いたしますので、138ページをご覧ください。

1 款国民健康保険税 7, 739 万 5, 000 円の計上です。前年度対比 268 万 1, 000 円、3.6%の増となっております。

2 款財産収入 6 万円の計上です。内容は財政調整基金の預金利子でございます。

3 款繰越金 1, 000 円の計上です。これは科目設定として計上しております。

4 款諸収入 179 万円の計上です。前年度と同額でございます。

5 款繰入金 5, 385 万 4, 000 円の計上です。前年度対比 136 万 6, 000 円、2.5%の減となっております。

以上が、議案第 13 号 令和 4 年度浦臼町国民健康保険特別会計、歳入歳出それぞれ 1 億 3, 310 万円の予算概要についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

次に、日程第 17、議案第 14 号 令和 4 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の提案並びに概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては配付してあります令和 4 年度後期高齢者医療特別会計予算大綱をご覧いただきたいと存じます。

説明をお願いします。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

予算書の 166 ページをお開きください。

議案第 14 号 令和 4 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算。

令和 4 年度浦臼町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 710 万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 3 月 9 日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

続いて、予算の概要について説明いたします。

歳入歳出予算事項別明細書にて、歳出から説明いたしますので、168 ページをお開きください。

1 款総務費 691 万 9, 000 円の計上です。前年度対比 130 万 3, 000 円、15.8%の減となっておりますが、人事異動による給与費の減が主な要因となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 4, 001 万 7, 000 円の計上です。前年度対比 86 万 6, 000 円、2.1%の減となっております。主な要因は医療保険料の負担減でございます。

3 款諸支出金 11 万 4, 000 円の計上です。これは保険料還付金として計上しております。

4 款予備費 5 万円の計上です。

次に、歳入について説明いたしますので、167 ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料 2, 654 万 2, 000 円の計上です。前年度対比で 58 万

円の減となっております。

2 款使用料及び手数料 1, 0 0 0 円の計上です。これは科目設定として計上しております。

3 款繰入金 2, 0 4 4 万 2, 0 0 0 円の計上です。前年度対比 1 5 8 万 9, 0 0 0 円の減となっております。

4 款諸収入 1 1 万 4, 0 0 0 円の計上です。これは保険料還付金として計上しております。

5 款繰越金 1, 0 0 0 円の計上です。これは科目設定として計上しております。

以上が、議案第 1 4 号 令和 4 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計、歳入歳出それぞれ 4, 7 1 0 万円の予算概要についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 議 長

次に、日程第 1 8、議案第 1 5 号 令和 4 年度浦臼町下水道事業会計予算の提案並びに概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては配付してあります令和 4 年度浦臼町下水道事業会計予算大綱をご覧くださいと存じます。

説明を求めます。

馬狩課長。

○ 建設課長（馬狩範一君）

議案第 1 5 号 令和 4 年度浦臼町下水道事業会計予算について説明申し上げます。予算書の 1 ページをお開きください。

（総則）

第 1 条 令和 4 年度浦臼町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条に、業務の予定量をそれぞれ定めております。

第 3 条では、収益的収入及び支出の予定額を定めており、収入では第 1 款下水道事業収益 1 億 2, 1 4 4 万 5, 0 0 0 円、支出では第 1 款下水道事業費用 7, 4 8 9 万 1, 0 0 0 円を予定しております。

第 4 条では、資本的収入及び支出の予定額を定めており、収入では第 1 款資本的収入 7 8 0 万円、支出では第 1 款資本的支出 6, 8 2 3 万 5, 0 0 0 円を予定しております。

次のページをおめくりください。

第 5 条では、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

第 6 条、企業債では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合のことを定めております。

第 8 条では、給与費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に運用し、またはそれ以外の経費の金額を流用する場合は議会の議決を経なければならないことを定めております。

第 9 条では、他会計からの補助金を 6, 2 4 9 万 9, 0 0 0 円としております。

第10条、利益剰余金の処分の追加では、当年度利益剰余金のうち4,558万2,000円を減債積立金として処分することを定めております。

令和4年3月9日提出

浦臼町長 川畑智昭

以上、議案第15号 令和4年度浦臼町下水道事業会計予算の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

以上をもって、一括議題の提案並びに説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第14、議案第11号から日程第18、議案第15号までの5件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第11号から日程第18、議案第15号までの5件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時18分

○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に高田英利議員、副委員長に野崎敬恭議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

○議 長

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

したがって、本日はこれにて散会します。

なお、15日は午前10時から予算審査特別委員会を開催しますので、よろしくお願い

申し上げます。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 2時20分

浦臼町議会第1回定例会 第2号

令和4年3月23日（水曜日）

○議事日程

1 一般質問

2 議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について

3 議案第12号 令和4年度浦臼町一般会計予算

4 議案第13号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計予算

5 議案第14号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算

6 議案第15号 令和4年度浦臼町下水道事業会計予算

7 議案第16号 工事請負契約の締結について

追加日程第1 報告第1号 専決処分した事件の報告について〔工事請負変更契約の締結について〕

追加日程第2 報告第2号 専決処分した事件の報告について〔工事請負変更契約の締結について〕

8 請願第2号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書の請願について

9 意見書案第2号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書について

追加日程第3 決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナ武力侵攻を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議

10 所管事務調査について（総務産業常任委員会、議会運営委員会）

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課長	明日見将幸君
総務課主幹	早坂隆広君

くらし応援課長	中	田	帯	刀	君
くらし応援課 主 幹	國	田	幹	夫	君
長寿福祉課長	齊	藤	淑	恵	君
長寿福祉課主幹	城	宝	睦	己	君
産業振興課長	横	井	正	樹	君
建設課長	馬	狩	範	一	君
建設課技術長	竹	田	圭	一	君
教育委員会 事務局 長	上	嶋	俊	文	君
農業委員会会長	畑	山		証	君
代表監査委員	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局 長	國	田	朋	子	君
書 記	三	部		航	君

◎開議の宣告

○議長

本日の出席人員は 9 名全員でございます。

定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表の 2 日目に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

◎日程第 1 一般質問

○議長

日程第 1、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位 1 番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○2 番（野崎敬恭君）

令和 4 年第 1 回定例会において、町道西 2 条通線の歩道除雪について、町長に質問いたします。

町道西 2 条通線に面した浦臼第 2 町内の住民の方から、歩道除雪について相談がありましたので、町長に質問します。

今年度から歩道除雪の説明がないまま除雪が始まったと聞いております。周辺の住民の方は自宅敷地の除雪が大変になったため役場に問い合わせたところ、建設管理係から通学路における合同点検の結果、歩道除雪についての指摘があり、町としては今年度から歩道の片側除雪を行い、安全確保に努めるということで始まったという内容の文書が届き、歩道の除雪後には雪を出さないようあわせて協力のお願がありました。

浦臼町の大事な子供たちが歩くところでもあり、協力をしないということではありませんが、当初から周辺住民を交えた中で話し合いをしていただきたかったということでした。

次のとおり周辺住民の方からの意見やお願がありましたので、これまでの経過などを説明をお願いしたいと思います。

まず第 1 に、通学路における合同点検とはどのような組織か、また第 2 町内会の住民の方は入っておられるのでしょうか。

周辺住民は、今までになく敷地の除雪が大変になっております。

また、大雪の際は、車庫から車を出すことが困難になり、時間もかかるようになっていきます。

児童生徒たちは登下校の際、車道を歩いていることが多いが、学校での指導はどのようになっていますでしょうか。

最後に、通学の児童生徒や周辺住民の住宅の除雪のためにも 1.5メートル程度の一定の高さで小まめに除排雪をお願いしたい、そのような質問でございます。答弁よろしくお願いたします。

○ 議 長

野崎議員の質問に対しての答弁をお願いいたします。

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

野崎議員のご質問に対し、教育委員会が所管している部分についてお答えをいたします。

通学路における合同点検につきましては、平成24年、児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことを受け、同年7月、本町におきましても小学校の通学路の安全の確保のため、関係機関と連携して緊急合同点検を実施するとともに、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、「浦臼町通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関の連携体制を構築、それぞれの役割分担を明確にして、児童生徒の安全の確保に向けた対策を講じることといたしました。

しかし、平成30年5月には下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したことを受け、国におきまして、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議が開催され、「登下校防犯プラン」がまとめられました。

こうしたことから、本町においても従来の交通安全に主眼を置いた「浦臼町通学路交通安全プログラム」に防犯及び災害を加え、さらには浦臼町子ども広場、浦臼中学校も対象として新たに「浦臼町登下校安全安心プログラム」を策定し、改めて関係機関の役割を明確にするとともに、連携して児童生徒が安全安心に登下校できるように通学路の安全確保を図ることといたしました。

組織といたしましては、「浦臼町登下校安全安心連絡会」と称し、教育委員会をはじめ、浦臼町（総務課・建設課）、北海道滝川警察署、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所、小・中学校並びに各学校PTAで組織をしております。

次に、児童生徒たちへの学校での指導でございますが、学校では定期的に子供たちには歩道を歩くように指導しているところですが、現状、ご指摘の箇所では除雪をしている側ではなく反対の歩道を歩いており、子供たちへの指導が不十分であったと認識をしております。

今後とも各関係機関連携のもと、児童生徒の安全な通学路の確保に努めるとともに、児童生徒にしっかりと指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問に対し、町が所管している部分についてお答えいたします。

平成24年当時、国の指示により緊急的に開催した合同点検におきまして、冬期間の歩道が確保されていないとされ、町が住民への周知と除雪での対応を検討することとしており、当時から現在まで継続案件となっていました。

従来までは、車道の拡幅等により歩行者の通路を確保しておりましたが、子供たちの安全はもとより、町民の安全を守る安全安心なまちづくりの観点から、今年度より道路管理者の判断で歩道の除雪により対応することとし、昨年11月末に関係住民に向け周知文書を配布するなどご理解とご協力をお願いしているところでございます。

歩道の除雪をすることにより、これまでと比べて地域の方々の雪堆積スペースが厚くなることも理解しておりますので、除排雪回数を増やし対応していきたいと考えておりますが、限られた人員と機械での作業となり、気象条件等も考慮すると一定条件下での除排雪作業の確約はできませんが、極力対応してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○ 議 長

再質問ありませんか。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

まず、教育長の合同点検の趣旨、それから組織というものが理解できました。

また、ただ冬の歩道を子供たちが歩かないという問題、これがちょっと悩ましいのかなと思っています。

屋根が道路側に向いた車庫、倉庫等が何棟かありまして、そこに歩道をつけることによって、自宅の前と、それから道路側と、その真ん中に歩道がつくものですから、屋根の雪が万が一住民の方もかなり気を使っておろしてはおりました。

ですが、ちょっと積もったときにすっぽり歩道側に落ちてしまうという心配はあるのかな、そのようにも思っております。

そこら辺のどのような歩道のつけ方、それから除雪の仕方が安全なのかは、まだまだ恐らく検討しなければならないのかなと思っております。

この件は答弁は、ちょっと学童たちの対応、今最初に言った答弁でよろしいのでしょうか。もしあればお願いしたいと思います。

○ 議 長

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

子供たちの対応ということなんですけれども、現状、歩道、今年からあけたところの反対側を歩いてきたということで、昨年まで歩道をあげずに、逆に車道を反対の方を広げて除雪していただくという対応を昨年からしていただいたということと、あと学校では歩道を歩きなさいよという指導は逐一やっているんですけれども、ただもしかすると、これはちょっと想像の域を出ないんですけれども、夏の間は両側に歩道がありますので、もしかすると子供たちは反対側の歩道を歩いているというつもりだったのかもしれないですね。

だから、今年はシーズン終わってしまいましたけれども、来年以降については、個々のここの道路はということで具体的に道路を示しながら指導するように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○ 2 番（野崎敬恭君）

理解できました。

どうぞ、子供の安全のためにさらに検討していただきたいと思います。

そして、町長におかれましては、町長も通勤途中の道路でもありますし、現状をよく恐らく観察しているのではないかなと思っています。

ここはおまけに結構高齢者もいまして、かなりやっぱり二段ばねになるというのがひどいかなと。

最終的にはやっぱり子供の通るところですので、住民の人たちは無理は言わないけれど、このままではやっぱりかなりきつい除雪だということでありました。

それで、最終的にはやっぱり除雪、排雪の回数ですか、ある一定の高さになったら排雪してくれることが一番いいのかなということを皆さん話しておりましたので、先ほど答弁いただいたけれど、もう一度町長の答弁をいただきたいなと思います。

○ 議 長

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

先ほど申し上げたように100%のちょっとここまですなったらはねるという確約はできかねるところはありますけれど、町道としても町のメインの一つにはなっていると考えておりますので、極力意識して排雪に努めていきたいと考えます。

○ 2 番（野崎敬恭君）

どうもありがとうございます。

よろしく、住民の声をぜひ、高齢化した住民の方が多いので、拾ってやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 議 長

次に、発言順位2番、静川広巳議員。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

それでは、令和4年第1回定例会におきまして、町長に2点、教育長に1点、質問をさせていただきます。

まず1点目、道の駅のあり方でございます。

今、新型コロナウイルスによって、生活形態、消費形態、観光形態、そしてSDGsと、世の中が変化してきております。

今まで長年にわたり道の駅再考をコンサルタント会社や町の協議会など議論してきましたが、なかなか進んでおりません。

もともとの道の駅の考え方は、通過する道路利用者のサービス提供の場でありました。

しかし、近年、各地域の独自の発想による施設となり、イベントや特産品、農産物直売所、農産加工品など人気の立ち寄りスポットとして、道の駅自体が目的地となっているのが現状ではないかと思っております。

国は、道の駅を地方創生を加速する拠点として位置づけようとしております。

その拠点とは、多様な交通手段の周遊の交通拠点、地域の人々との交流拠点、元気に稼げる地域経済の拠点、インターネットを活用した情報発信の拠点、そして一番重要なものが広域的な防災拠点であることです。

2月24日の全員協議会では、産業観光グランドデザイン・浦臼町交流拠点基本計画が示されていますが、この計画にはまだまだ議論し整理する点があると考えます。

次世代の道の駅に向かって、早い段階での拠点づくりを進め、実現していくべきと考えておりますが、町長の考え方はいかがでしょうか。

続きまして2点目、多世代交流施設等建設の必要性であります。

JRの廃線に伴い、浦臼駅周辺の再開発事業がスタートし、それに伴い整備検討委員会が設置され、施設や機能などについて検討委員会による協議が行われ、その結果、昨年11月に提言書が町長に出されたところです。

町はその提言をもとにして、コミュニティエリアとして、多世代交流施設の建設など整備を行うものであります。

令和4年度は用地取得、基本・実施設計、令和5年度は建設、令和6年度は運用開始と進める計画で、カフェ、絵画展示、公園整備、バスターミナル、カラオケスペースなど盛りだくさんの内容を考えているようですが、今、町にとって何が足りなくて、何が必要なのか、また将来何が必要となるのか議論する必要があり、交流施設を建設することは時期尚早と考えますが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

次に、教育長に質問をしたいと思っております。コロナ禍の子供たちということで質問させていただきます。

学校教育においても、新型コロナウイルス感染症への対応が続き、思うような学校生活を送れていないような気がしております。

このような状況が続くことによってストレスを感じ、友達とのコミュニケーションがうまくとれないのではないかと感じたりします。

マスク生活が長くなったことで、マスク越しでの会話がしづらかったり、聞き取りにくかったりということがあられるのではと心配しております。

また、子供たちにとって、学校は小さな社会と言われ、子供のころからいろいろな発達に影響があると言われております。

このような状況では、おしゃべりや行動に制約が加わることによる心配があるのではと思っております。

今までもこのような質問はあったかと思いますが、感染対策をしつつ、学校教育や学校行事とコロナとのバランスをどのようにとり、今後どう進めていくか、教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

ご質問の1点目、道の駅のあり方についてにお答えいたします。

他の議員の皆様からも、道の駅を含むグランドデザイン全体として類似のご質問をいただいておりますので、共通する基本的な考え方をまずお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、グランドデザインの中でも中核となる道の駅につきましては、前回の構想のときから地域の特産品や農作物など本町の豊かな「農」を提供することを軸に、人々の交流拠点として情報発信の場としてなど多様な役割、効果を期待してスタートしたものです。

その後、防災や福祉面での役割も付加され、2年前に国土交通省が道の駅の第3ステージへの移行を提唱し、「地方創生・観光を加速する拠点」と位置づけられました。

複合的な拠点施設として、ますます存在価値を増しており、当初から計画に関わってきた者として、その必要性を疑ったことはありませんし、推進を選挙公約の一つと明確にしてきたところです。

しかし、新年度の予算編成では、次の段階に当たる基本設計のための予算計上は見送らせていただきました。

もちろん、今回の対応には賛否の分かれることとは思いますし、厳しいご意見もいただいておりますが、これまで何度かご説明いたしましたとおり、現在示している総事業費は概算ではありますが、本町の財政規模から見て極めて大きな事業費になっていることはご承知のとおりです。

執行方針でもお話ししましたが、民間の撤退が相次ぐ中、行政の守備範囲が一層広がってくる現状で、将来に禍根を残す可能性を認識しつつ、巨費を要する事業を安易に次のステップに進めることは、決して責任ある態度とは言えないと考えます。

そのため、令和4年度につきましては、これまで町民の皆様からいただいたご意見や提案及び業者からの委託成果をベースとして、財政動向を十分に考慮した上で、施設として、また町として持続可能な計画案を策定してまいります。

ご質問の中で、「議論し整理する点がある」、また、「早い段階での拠点づくりを進め実現していくべき」とご提言をいただきましたが、現段階の予定としては年内に具体案をまとめ、議会及び町民の皆様へ提示させていただき、明年度の予算案計上につなげていきたいと考えています。

2点目の多世代交流施設建設に関するご質問にお答えいたします。

当施設の検討につきましては、議員がおっしゃられるとおり、令和元年度より16名の検討委員にお集まりいただき、魅力あるまちづくりをテーマに町に不足している機能や施設について協議を重ね、昨年11月に提言書の提出があったところであります。

提言書には、高齢者が集い交流する拠点や子供たちが安心して遊べる場所、保護者同士が子供たちとともに過ごすことができる公園など多くの町民が自由に集い交流できる場として施設の設置を望む声が寄せられております。

提言を受け、改めて考えますと、人口減少、少子高齢化が進行し、民間交通事業者の撤退が続く現状において、人々が集いにぎわいをもたらす空間、またさまざまなライフステージに応じて町民が孤立することがないよう交流の場を提供することが今求められているという思いを強めたところがございます。

幅広い世代が気軽に集い、人と人とのつながりを感じ、いきいきと暮らせる環境を提供し、高齢者の方はお茶を飲みながら語らい、子育て世代は仲間と子育てを共有し、ともに同じ空間で楽しい時間を過ごすことで多世代交流が進み、子供から高齢者まで暮らしやすい地域基盤の一つが整うと考えております。

時期尚早ではないかのご指摘ですが、私としては今こそ必要な施設という認識でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○ 議 長

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が私たちの生活に多大な影響を及ぼしており、それは学校活動においても同様であります。

学校では、毎日の検温、マスクの着用、手指消毒、黙食の実施など、感染症対策が日常化しており、学校行事においても縮小、延期等、感染状況によって臨機応変に対応しているところがございます。

日常的なマスクの着用により、「表情が読み取りづらい」、「会話がしづらい」など、児童生徒間、教職員とのコミュニケーションに影響を及ぼす可能性も否定できません。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況をにらみながらの学校生活は続くことと思っております。

正しい知識を伝えながら、さまざまなスタイルでの授業、学校行事の実施を考えながら、児童生徒たちの教育と健やかな心身の成長を促し、そのための連携や環境整備を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

まず、1点目の道の駅のあり方なんですけど、今回一般質問者も大分多いので、できるだけ端的に進めたいと思います。

ちょっと結果から話をしたいと思います。

道の駅は、先ほど町長が言われたように第3ステージと国が言って、それに入った考え方をしなければならないと私は思っています。

今の第3ステージの道の駅の考え方は防災です。今の道の駅自体が頭に防災がつきます。防災道の駅という形になるように、形が今組まれていっております。道の駅の看板自体も道の駅に防災がつくような状況になっています。

これを結局前と違うところがそういう道の駅にしていかなければならないよというのが第3ステージです。

今まで5年間、6年間、町で協議をして道の駅の構想をやってきてなかなか進まなかったのを踏まえて、今の第3ステージの中で進めるのだったら、今の部分のある程度基本としながら、ちょっと違う形に変えていく必要があるだろうと私は思っています。

一番ネックだったのが、国道で分断されている道の駅をどうするかというのが大きな分断で、そこをとってもまとめると予算が食い込むだろうというのがあります。

ところが、今回の第3ステージの考え方でいくと、防災が拠点でありながら道の駅があるということを言えば、今の道の駅の場所は防災の拠点の道の駅で私はいいと思います。

ただ、先にランドデザインで表示されてきたいろんな背景における設計があるんですが、一つにまとめて、一つの中に温泉レストランから駐車場も含めながらやろうとするから無理があるんです。

今の考え方としては、今の道の駅の部分は、24時間対応できる防災の道の駅にするということです。そこが道の駅の本エリアです。

あそこは駐車場も広くて、あそこは24時間対応するためには今の場所と新しい部分のトイレをどうするかと。トイレを一緒くたの形にして、あと何を入れるかということ、あそこに自動販売機をやっぱり置くシステムをつけないければ24時間対応できません。

そこに今物産館がありますから、それとプラス直売所をあそこに併用することによって、一部の部分で切り離したそれ以外を24時間対応できるようになって、そこであとこの計画書にあるソーラーパネル自体、そういったある程度簡単なものの施設がそこでできると私は思っています。それほど投資は要らないと思います。そこを本来の道の駅の第1エリアとします。

今度は動線を引く形によって、今の温泉施設の部分を改修しながら、裏に公園がありますから、あそこを道の駅の第2エリアとします。あそこは常に今の温泉施設、あれを有効活用しながらレストランなり公園なりをそういう形の中で第2エリアとして表示します。

それによって、あそこも改修でやることによって、そんなに私は予算かからないと思います。

今、町長が言われたように、もう十何億円もかかるような予算には全く私はならないと踏んでいます。

そういう形を組むことによって、道の駅を第1エリアと第2エリアに分けることによって、おもしろい仕組みになると私は思っています。

それは今の5年間やってきた基本計画を基にすれば、簡単な議論が、私、できると思いますので、ぜひこれは考えていく余地があるのかなと。

国は、防災道の駅を今後進めるのに当たり、国として何だかの手だてをしなければならぬと言っています。

これをやはり今後うちの町は、国に対して、道の駅エリアを一つの防災の拠点ともすべきあれでやれば、国もそういった部分で何らかの手当てはすると言っていますので、そこはうまく計画を立てて早急に進めていく必要があると。

これを今までやってきていますから、十分それはうちの町でもうコンサルタント会社に投げなくていいですから、自分たちが考えていくことができると思いますので、ぜひ町長そういう組み方を、考えるプロジェクトチームを作るということを考えていただきたいと思うんですが。突然こういう話なのであれですけど、ちょっとその辺を頭に入れて進めたいと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

今、大変幾つかのお話をいただきまして、十分検討させていただきたいと思っておりますけれども、静川議員のご質問をいただいたときに、文書の中に議論を整理する必要があるのではないかという言葉ともう一点、早い段階で進めるべきというご意見もありまして、一旦、練り直しといたしますか、改めて考え直す機会も時間もとれと私としてはとったところでございます。

確かに、29年からこの事業、ランドデザイン始まりまして、年数が経っているわけですが、その間に防災に対する位置づけが重要視されてきている点と、さらに今回ゼロカーボンといいますか、カーボンニュートラルの考え方の取り入れも提案されてきているような中で、そういう意味も含めて一旦考える時間をとりたいという思いがございます。

ですから、今かなり細かなご提案をいただきましたけれど、それがそのまま改めてまた聞く機会も設けることになろうかと思えますけれど、それぞれほかの議員の方からも別なお考えもいただいておりますし、確かに皆さんそれぞれいろいろなことをご考へになって、この町の道の駅としてはどういう形が望ましいのかという、それぞれ皆さんにお考へがある中で、町としてもこういう形で進めたいという提案できるものを今年中にまとめて皆さんに提示をさせていただきたいと思えます。

○ 議 長

再々質問ございますか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

町長が前の答弁で、プロジェクトチームを作るという話がありましたが、今年について、例えばまた町民を巻き込んだ議論をするのか、それから議会と一生懸命議論をしていくのか、またプロジェクトチームとしてだけ今後構成して、ある程度先を見たいんだという考へ方がどうなのかかわからないですけど、その辺のチームというのでしょうか、議論をする場をどういう形で、どんな恰好で作っていきこうと思っておりますでしょうか。

○ 議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

プロジェクトチームという言葉が適当かどうかわかりませんが、私が今回この見直しを決断した一番大きいのは、やはり事業費として過大ではないかという部分が一番にあるのは間違いないところでありますので、当然、財政の担当を入れて、それに建設課、企画、防災の関係では総務も関係する担当、係長レベルで集まっていただいて、たたき台をつくって、それを役場の中の一つの考へ方として形作っていききたいと考えているところで

○ 議 長

それでは、2点目の再質問ございますか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

2点目の多世代交流施設の建設なんですけど、実はここに第4次浦臼総合振興計画とありますよね。「うらうすチャレンジプラン」という後期の基本計画が令和2年の暮れに出ています。

昨年からのいろんなあれなんですけど、これをずっと見ていますと、今回の多世代交流施設の建設に関して、この「うらうすチャレンジプラン」では、それぞれある施設で町が一生懸命そこに今の施設を利用しながらやっていくことが可能と書いてあります。チャ

レンジプランに。それを充実しながらやっていくことが可能だよということがこれに書いてあります。

ここで唯一書いていないのが、先ほどの道の駅の問題だけやれていくと書いてあるので、ほかについては今回多世代交流施設等における高齢者並びに子育て関係の、要は今の町の施設を運営しながらちゃんとこのチャレンジプランの計画に沿ってやれるとしてあります。

なので、あえて私は今ここで新しい施設を作って、同じ施設を分断しながらやる必要はないのかなという、実は、気はしております。

それと、今回これに関する予算のあれがＪＲの撤退によるＪＲからのお金が入っています。

これ全体で２０年間のＪＲのお金がほぼ５億円です。４億９，９００万円ぐらいなんですけど、ほぼ２０年間で５億円という金が一時金でもう来ております。これをどう使うかなんですね。

今、年間で地域公共交通で、今年はちょっと大きいですけども、これをずっと平均していきますと、年間３，７００万円ぐらいが大体地域公共交通に使われます。

これをすべて５億円の中からやっていくと２０年間も持たないので、当然町の財政も出さなくてはいけないでしょうけれど、こういった５億円をいかに大事にして使うということが、私、必要だと思っています。

今回、この多世代施設の中では設計計画だけでも、この５億円のうちの１，６００万円が使われます。町の自主財源でほぼ１，５００万円ぐらい使われます。こういう実施設計だけで３，０００万円近いお金が出ていくわけです。

それは設計だけで、建設になっていくとさらにまた１億円以上の金がかかっていきます。

結局そこが今間違った考え方を起こすと、その２億円を超える金がやっぱりどうなのかなと心配で、実はならないんですね。

ここは私としては、やっぱりもっと議論すべきと。今ここでしっかりもうちょっと議論をしていかなければ本当にいいものがないと私は思っていますので、その辺、改めて議論をする場を設けていただけるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

経済的などといいますか、金額的な面を見た場合、確かにその金額がかかるというのは間違いのないところがございます。

ただ、起債等を使っての事業推進と考えておりますので、正確なところはこれからの試算によって出されるところですけど、それなりの金額がかかるのは間違いのないところなんです。

この件につきましては、ＪＲが撤退して、さらに町としてのメインであった中央バスさんも撤退するという中で、本当ににぎわいがあの場所から失われていくのではないかという思いから考えに至ったところで、それに基づきまして、町民の皆さんにお集まりいただきまして、必要性を含めて、お話をいただきまして、数々のご提案をいただいたところで、それに基づいて推進していこうという最終的には結論、決断に至ったところがございます

ので、進めること自体は私の考え方としては変えるつもりは今のところはございません。

改めて何らかの機会をとというのは、どなたを対象にされているのか、ちょっと今では判断できませんけれど、少なくともそういう趣旨で16人の方にお集まりいただきまして、それぞれのご提案、お考えをいただいたというところで、16人がすべて町民の方のご意向をあらわしているかどうか、それはまた別の話になりますけれど、そういう形を踏んだ上での今回のご提案とさせていただいておりますので、それは大事にしていきたいと考えております。

ですから、この事業を進めること自体を今ちょっと待つということは、今の時点では考えておりませんし、改めてというか、素案がまとまった段階で町民の皆様にお示しするという意味では当然考えていかなければならないことですが、また別の組織とか、そういう形でお集まりいただいて、可否について議論するということは今の段階では考えておりません。

○ 議 長

再々質問ございますか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

もう一点だけ。

今回の多世代交流施設等の建設におけるいろんなちょっとした構想が議会に提出されましたけれど、これは先の16名の検討委員の方にはこういう形を考えましたよという説明などはあったのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議 長

答弁お願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

議会にお示しした資料につきましては、委員さんの方にはお示しして説明をさせていただいております。

○ 議 長

それでは、3点目の再質問ございますか。

静川議員。

○ 6 番（静川広巳君）

3点目の教育長の質問なんですけど、個人的な話をしたらあれなんですけれども、私の孫、上2人が中学生なんですけど、下の子、上の子、含めて、正直言って、もうコロナで始まってコロナで終わったみたいな世界で、入学したときからコロナで卒業したときもコロナです。

そういう中で、正直言って、私、じいちゃんなんですけど、何とか元気づけてやろうかなと思いつながらあるんですけども、無事に何とか順調に育てていってくれたかなという思いはしていますが、やはりまだ小学生の孫もいるものから、そういうのを見ていて、なかなか今すぐくコロナのマスクをすることによったり、何かしゃべることによってもすぐくちょっと神経を使っているような気がします。

すぐくどこかに買い物に行くにしてもあれなんですけれども、マスクというものに対して

すごい神経を使っているなど。

学校の中でもやっぱりマスクなんだ、マスクなんだという、ちょっと過敏的なものが子供たちに見られるのかなという気がしています。

その辺、学校として、何か和らげるようなことが何かできないかなという気はするんですが、その辺の仕組みとしてどうなのかなというのをちょっとお聞きしたいと。

それと、コロナによって、学校教育の中の教職員の先生なんですが、若干教職員数が足りないのではないかという話も実は今出ていますね。

教職員のなり手がいないわけではないと思うんですが、人口減少によってあれなのか、本来学校でしっかりと子供たちをカバーできる教職員の数がうまく調整とれているかどうかというのもちょうとお聞きしたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○ 教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問についてお答えをいたします。

まず、マスクの着用ということで、お気持ちは十分理解しますし、学校生活で常にマスクをしているという部分では、子供たちかわいそうだなという部分もございます。

ただ、いろいろマスクをしていることによって表情が読み取りづらいだとか、そういう弊害等も言われていまして、例えば厚労省だとか小児科学会では、2歳未満はマスクの着用が逆に有害だという見解も出していますし、きちんとマスクの役割を果たすように装着ができないという意味からも、WHOでも5歳未満は着用の必要がないという見解を示しているところであります。

ただ、文部科学省については、マスクの着用についていろいろ、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものを出しているんですけども、マスクの着用の弊害については特に今のところ示されていない状況にあります。

ですから、感染拡大を予防する観点から、義務ではないものの、マスクの着用は推奨されているものと理解をし、進めているものであります。

ただ、その衛生管理マニュアルの中でも、十分距離が確保できる場合にはマスクの着用の必要はありませんとか、あるいは夏の暑い時期、熱中症になるおそれ等もあって、そういう場合についてはマスクの着用よりもそちらを優先するでありますとか、あるいは体育の授業においてはマスクの着用の義務はありません。

ただ、十分な身体距離がとれない場合、あるいは呼吸や熱中症によるリスクがない場合には外してもいいですよという見解が示されております。

コロナの状況が早く改善することを願っておりますけれども、今のところそのような衛生管理マニュアルに従って進めていくことしかないのかなと考えております。

それから、教職員の人数ということでありますけれども、今現在うちの場合につきましてはすべてが35人以下の学級になっておりますけれども、今現在40人学級から35人学級に移行をされているところでありますし、教職員の余分な人数はないと聞いておりますけれども、ただ少子化によって子供自体が減っていますので、クラスの数が全道的には減ってくるということで、教職員は確保できると文部科学省、あるいは道教委は見ているよ

うでございます。

以上でございます。

○議 長

再々質問ございますか。

ただいまより、休憩いたします。

再開時間を11時といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議 長

それでは、会議を再開いたします。

次に、発言順位3番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

令和4年第1回定例会におきまして、町長に質問をいたします。

浦臼町のまちづくりの根幹を問う。

今定例会では、川畑町長の令和4年度に向けた町政運営の基本姿勢が示されたところですが、私は町長の掲げるまちづくりの根幹が揺らいでいると感じました。

町長就任以来、コロナ禍の渦中にあり、ご自身の思い描いたような取り組みを実行できないジレンマは続いていることでしょう。

人口減少の影響で、公共交通をはじめこれまで民間が担ってきた事業を町が代わって、あるいは支援することによって維持する事案が増えており、新たな経費負担の増加や短期間での大きな支出は今後の町の財政運営に多大な影響を及ぼす可能性があり、事業選択に慎重を期すというのは理解できます。

しかし、この問題はコロナ以前からあった課題が、コロナによって一層顕著になっただけであります。

米価下落や異常気象も重なって、農業収入の減少もある程度予想できたことであります。

困難に直面したときにさまざまな問題を解決に導くのは地域力であり、その力を発揮するのは地域の農家や住民による徹底した話し合いだと、3月4日付日本農業新聞の論説にあります。

これは津別町の若い農家30人が地域農業をさまざまな角度から話し合うプロジェクトを立ち上げたことを評価したものであります。

それに比べ、浦臼町は徹底した話し合いを続けてこなかったことを猛省してもらいたい。

浦臼町は、今年度、産業観光推進グランドデザインを中断しました。それどころか川畑町長になってから話し合い自体を開催せず、事業の経費削減の検討しか行ってきませんでした。

この点については、2回の定例会のみならず、町の監査の立場からも何度も指摘をしております。

多方面の意見を聞かず、一部の観点（建設費用）だけで事業の実行を先延ばしにするの

は余りにも短絡的で、将来的なビジョンが欠落していると考えます。

コロナ禍の今は、本来考えるべき課題に改めて向き合う機会が与えられたととらえ、新しい時代への備えを構築する時期と考えるべきです。

私がこう考えるのは、産業観光推進グランドデザインはまちづくりの根幹を話し合う場所であったと認識しているからであります。

フォーラムでは、道の駅はその目的コンセプトが観光寄りになってしまうと、関係者以外には興味のない話になってしまうので、町がどういうものを目指すか、コンセプトの位置づけが大事という寒地土木研究所の松田先生の助言がありました。

町内をレンタサイクルでガイドをつけて農家を回り、少人数の体験型の観光を模索しました。

お土産に農産物を買ってもらうなど、生産者と消費者をつなげ、コロナ後の新しい旅行のスタイルとも合致していたと考えます。

温泉の改修では、町民の交流拠点との考え方にもなり、町内に点在する空き家に宿泊機能を持たせてはという提案もありました。これは民間のやる気や活力を引き出す効果もあるのではないのでしょうか。

農作業体験を絡めて、農産物を売る仕組みを作ろうと汗を流していた職員もいました。

自分たちの町をどうするか、みんなで真剣になって話し合う場所であったはず。議論の積み重ねが地域の内発性を高めることにつながり、それが活発な地域の雰囲気は、移住者や新規就農者に魅力的に映る効果もあったはずです。

これらの過程を重視せず、財政的な問題だけで次につなげていこうとしないのは、外に開かれた未来を否定することにつながりかねません。

産業観光推進グランドデザインについての令和4年度の予算が組まれていないことの説明を求めます。

私は、この計画を実行に移すことを今年度の最優先課題としていただくことを強く望むものであり、町長の再考を強く求めます。

1、浦臼町の最上位の計画である第4次浦臼町総合振興計画の中に道の駅再整備は位置づけられていて、これをやめるほどの重大な事案が発生したとは考えにくい。ハード面の予算は一旦見送るとはどのような意味でしょうか。

今年度は今までみんなで考え、積み上げてきたものを実行するときではないのでしょうか。理由なく計画変更するのは、町のトップとして責任ある態度とは思えません。

2、道の駅再整備は町長の公約でもあります。町長の残り2年の任期中に、町民との約束をどのように果たしていくのか、今後の計画の骨格を伺います。

3、今年度の予算全体が内向きと考えます。地域内で経済が回らず、町外への流出を止められません。

地域の活力を取り戻すため、地域外貨の獲得、人材の確保、観光や町民の交流の拠点として、道の駅周辺整備に着手することを一刻も早く進めてほしい。道の駅周辺を拠点整備する意義について、町長はどう考えますか。

4、令和3年に検討したゼロカーボンの道の駅と温泉の合体案である施設建設について検討を求めます。

脱炭素社会に取り組む町の姿勢を示すこととランニングコストの削減に寄与すると思ひ

ます。

5、施設建設費用の捻出のためには、不必要な事業や補助金はないか、浦臼町財政の徹底的な見直しを求めるものです。

6、駅前再開発事業の見直しを求めます。多世代交流施設建設の必要性を含めて検討すべきではないでしょうか。既存施設の改修で対応できるのではと考えます。

○議 長

折坂議員の質問に対して答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まず、グランドデザインに関するご質問にお答えいたします。

1点目ですが、ご質問の中で、道の駅再整備について、これをやめるほどのという表現をされていますが、静川議員にお答えしましたように、町にとって道の駅は必要な施設という思いは今も変わっていませんので、やめるということは考えていません。

ただし、非常に大きな事業費が明らかになった時点で、町の将来の財政運営への影響を考えたときに、簡単に先には進めない重大な事案となったのは事実です。

そのため、事業年度の分散や平準化、既存施設の改修利用など経費の縮減策を検討してきたところですが、今年度の事前報告では、木造建築やゼロカーボンへの対応など新たな検討項目も提示されました。

一時の中断は、責任ある態度ではないとのご指摘ですが、行政全般に責任を負う身として、町の将来に影響が及ばないよう事業構築することが当然の責務だと考えていますので、今回の対応とさせていただきます。

ハード面の予算は一旦見送るの意味につきましては、ハードに限定したようなわかりづらい表現をしてしまいましたが、施設等ハード面を含め、全体的に検討すべき事項があるという判断から今年度の予算化は見送らせていただくというものです。

2点目の今後の計画についてですが、先に静川議員に申し上げたとおり、新年度の早い段階で持続可能な事業内容、事業年度等の具体案の検討を開始し、年内中に議員並びに町民の皆様に説明できるスケジュールで進めてまいります。

また、任期最終年となりますが、令和5年度の当初予算に関連予算を計上していきたいと思えます。

3点目、拠点整備の意義ですが、観光拠点としてはもちろん、地域の経済活動、地域間交流、情報発信などさまざまな機能を有する施設として、対外的には町の顔であり、町民にとっては大勢の来場者が行き交い、にぎわうことにより、自信や誇りとなり、新たなアイデア、取り組みの発想、実行する場になると考えます。

最初の計画時以来、一貫して町にとって、また町民にとっても設置すべき施設という考えに変わりはありません。

4点目のゼロカーボンへの取り組みについて、これまで提示してきたグランドデザインの資料にはなく、今回の概要報告の中で初めて提案されたものです。

一昨年、菅前総理大臣のカーボンニュートラルへの挑戦を日本の新たな成長戦略と位置づけることとした発言から、急遽活発に動き出したもので、今後の行政運営の中で取り組んでいかなくてはならない課題と考えています。

今回の施設建設に当たっても、何が導入可能か、初期投資、維持管理経費を含め、検討してまいります。

5点目の財政の見直しにつきましては、建設費用の捻出のためという特定の目的のために行う考えはありませんが、今後とも随時行ってまいります。

6点目の多世代施設の必要性につきましては、先の静川議員にお答えしましたように、人口減少、少子高齢化が進み、民間交通事業者の撤退が相次ぐなど、にぎわいが失われつつある今、多世代が集う交流の場を町の中心部に設置したいという考えから提案させていただきました。

検討委員さんからも設置に賛同いただき、多数のご意見をいただいたところであり、設置の可否を改めて検討することは考えていません。

また、既存施設の改修利用を提案いただいておりますが、検討委員会の中でも同様な意見が出され、活用の可能性を検討した経過があります。

しかし、移動距離や施設の構造、他の利用との競合など各施設ともそれぞれ目的を持って設置されたものであり、想定している利用内容では目標とする自由で気軽な活動が制限されることになることから、コンパクトで使い勝手のよい施設建設の方向で結論に至ったところでございます。

以上です。

○ 議 長

再質問ございますか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

道の駅については、町長はやめるとはおっしゃっていませんけれども、では、こうやるよということもはっきりおっしゃらなかった。12月の定例会の時点ではですね。

それにこの一旦見送ると、事業費をですね、言ったのは事実でありますし、コロナを理由に先を見通せないということで明言を避けられたという状態だと思います。やるなら先延ばしにする必要はないのではないかと。

先ほど、静川議員のお答えには、一旦ちょっと立ち止まって考えるというようなご答弁でしたけれども、私はその必要はないと思います。急がなければならないと思います。

月形町でも道の駅は検討されておりますし、今後、先延ばししても、資材の高騰やらが予想されるべきものであります。

少しでも早く検討していただきたいということで、町長の背中を押す質問とさせていただきます。

グランドデザインに関する質問ということでお受け取りのようでしたが、私は浦臼町のまちづくりということで質問させていただきたいと思います。

令和4年度の予算について、私が意見を言えるのは今日が最後になりますので、ぜひ町長と有意義な議論をしたいと思っております。

項目ごとに質問を考えてきましたので、ぜひ答弁の方をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1番であります。

もう一度言いますけれども、第4次浦臼町総合振興計画はうちの町の最上位の計画であ

ります。

先ほどの質問でも、静川議員はおっしゃっていますけれども、この中でその後期基本計画の主要政策として道の駅、休養村センター、キャンプ場、既存施設の再整備を計画的に進めると載っているんですよね。

そして、この計画では、実施計画は令和4年度までに終えるということになっております。

振興計画の策定は、検討委員さんとの話し合いを経て、みんなで決めた計画という前提があるはずですから、これを令和4年にやらないのは、それ自体、町民との約束違反、ルール違反ということになると、私は思っています。

百歩譲って、コロナによって大幅な計画の変更をすとしても、住民説明会で、こうこういう理由で変更しましたという丁寧な説明が必要だと思いますが、今年度の町政懇談会では一切道の駅の話はありませんでした。

私は、コロナは言いわけにならないと思っています。条件は皆一緒ですから、コロナ後の社会に対応するべくほかの町でもワーケーションとか移住者対策など一生懸命工夫を凝らしてやっているではないですか。

コロナだからやれない、できないという選択肢はないと、やるしかないという12月の定例会でも申し上げたはずですよ。

1番目はルール違反ではないですかということの質問ですね。

2番目は、町長の公約で出されましたけれども、令和4年と5年で多世代交流施設をやるよと。

議会でもいただいた説明では、令和4年、5年で多世代交流施設、そして令和5年と6年で町立診療所の建て替えを考えているという説明があったんですけども、優先順位ということについて、私は意見したいんですけども、この振興計画の主要計画、道の駅の再整備が後回しにされたんです。

振興計画にはなく、十分な議論を尽くしたとは言えない施設、振興計画にはないとは言いませんが、改善して使えるという施設が優先され、もう一つ、診療所についてもそうでした。修繕して使うとなっていたんですよ。

耐震化の診断も今年やりましたが、その結果についてもOKという診断が下っていないながら、診療所については建て替えると、もう計画として考えているというお話があります。

その、なぜ優先させたかという理由の説明が、生活に近い事業からやっていくと、町長、おっしゃったんですけども、そこはちょっと理解できないですね。

今だからこそ、攻めのチャンスだと思います。もっと攻めていく計画を上げてほしかったと思っています。

そして、計画にないことをするなと私は言っているのではなくて、私も小中学校にエアコンつけてくれというのをずっと言っておりますけれども、いまだに予算はつかないですよ。

ルールがあるから、優先順位は簡単には変えられないということで、私も理解をしていますから、それでも何度でもかなえてほしいということと言い続けるんですけども、普通はこうなるのが、今回はルールどおりではなかったなと。

町立診療所については、老朽化が著しいとおっしゃっていましたがけれども、そして早く

建てかえた方が経費も安く済むという説明が議会にあったんですけれども、それならば温泉はどうでしょう。どれだけ今まで直し直し使っているか、修繕費用をどれだけ使っているかと見てもすぐわかると思うんですけれども、温泉の方の老朽化の方が先ではないかなとだれもがそう思うのに、町長のさじかげんでこうなるのだなというところの思い、優先順位について伺いたいということ。

それと次に、会議のあり方なんですけれども、今回の駅前再開発検討委員会やこれから作るとおっしゃっている営農対策協議会、それから町長就任後初めて行った若手の農業後継者との懇談など、町長は対象者や目的を絞って会議を開いていらっしゃるんですが、これは狭い範囲の中で何かを選ぶという形になっていなかったかどうか、検証する必要があると、私は思っています。

町民が自分たちはこの地域に暮らす一員だと、地域を構成する一員だという認識のもと、自分たちの暮らす町をどうしていこうかという話から始めないと、建設的な自発的な意見というのは出てこないのではないかと思います。

最初に厳しい財政状況であるとか、あるいはこういう補助金があるからどう使いましょうみたいなことを言われれば、それなら私に使ってよ、私はこんなに生活困っているんですよ、それぞれが要望を言い出したら、少ない予算の奪い合いになるのではないのでしょうか。

言葉は悪いですが、今だけ、金だけ、自分だけとなってしまうませんか。

庁舎内の会議でもそうではないのでしょうか。それぞれの施策について、常に横断的な話し合いができていたのでしょうか。

浦臼町をこうしたいのだという町長の強い思いを職員の皆さんと共有ができていなければ、それぞれの課で優先したい事業があると思いますので、予算をうちに下さいという予算のここでも奪い合いになるのかなと思いました。

徹底した話し合いの結果、こうなったんだという説明があれば、もちろん納得します、議員も。

でも、また結果だけではなくて、その話し合いをする過程というか、その中で生まれてくるものも絶対あると思うんですよ。

そういうことが重要なので、徹底した話し合いというのは絶対に必要だということを申し上げています。

以前、グランドデザインでフォーラムをされまして、そこで講演された帝京大学の大下先生、ちょっとお名前の読み方間違っているかもしれませんが、大下先生のお話の中でも、地域力ということをおっしゃっていて、地域力の大切さや連携とか連帯の重要性についてお話しされておりました。

グランドデザインの議事録の中でも載っていますので、ぜひ読み返していただきたいと思います。

優先順位や会議のあり方についての質問が2番ですね。

3番、町長は道の駅を観光施設ととらえておられるのでしょうか。12月の定例会ではそのような答弁をなさったんですけれども、私は道の駅は単なる観光施設ではないと思っております。

最初の質問でも言いましたけれども、寒地土木研究所の松田先生の講演の議事録もあり

ますから見ていただきたいんですが、道の駅の無限の可能性について語っていらっしやいました。

例えば、交流の場として、道の駅は発表会などをやるときでも、マスコミの注目度が高くなるので、たくさんのお客さんに見てもらえてうれしいという声も載っていました。道の駅を交流の場として活用するという点も、私はおもしろいと思った。

それと、一番に重要に思っているのは、道の駅は農業の振興と切り離せない関係だと思っています。

振興計画の中では、農と浦臼町ファンを育むというのが振興計画の重点テーマになっていまして、本町のまちづくりの中心を農業の振興と交流人口、関係人口の増加を目指すとになっております。

道の駅に直売所や農産物の加工品を置くことは、浦臼町のPRになります。浦臼町のファンを増やすことになります。浦臼町でお金を落としてくれるという循環が生まれると思います。

道の駅は町の顔でありますし、立派な町の営業マンになり得ると私は思います。

これをあきらめるのかなというところで強く言いたいんですけれども、道の駅の今の状態ですね、町の顔なのにどっちが温泉かどっちが道の駅かわからないという今の状況、これをいつまで続けるおつもりですか。先延ばしにしていいたいですかというところですよ。

それから、農業の関係といますか、以前から食糧難がいずれ来ますよというお話を町長ともやったと思うんですけれども、ロシアのウクライナ侵攻という思いもよらない悲しい事態が不幸にも起こってしましまして、世界情勢はもう混沌としています。

食料を輸入に頼っている我が国は、今後も食料の輸入が滞ることが予想されます。本当にもう減産している場合ではないんですよ。

そういうことが食料安全保障とかも、やっと今、国も言い出しているところで、くしくも戦争でこのことに着目されたという悲しいことなんですけれども、証明されたんですよ。

今、稲作農家というのは米価の下落と補助金もカットされるということで大変厳しい状況に置かれていますが、いつか私たちの時代が来るよと、今は我慢のときですと、耕作放棄地を作らないように、野菜を作って、直売所で売ってもうけてくださいと、そうやって頑張りましょうという町長の町民へのメッセージになるのではないですか、道の駅を整備するということは。

未来への希望を示すチャンスではないかと、私はかねてから思っていました。

そして、この後の話になりますけれども、エネルギーと食料の自給自足を目指そうというメッセージにもなり得ると考えています。

ここでは、道の駅を長期的視点から未来への投資であると考えられませんかというのが3番目の質問であります。

4番目です。令和4年度中に策定される予定の、次の第5次浦臼町振興計画に道の駅がどう盛り込めるかと、ここを決めないと話し合いは進められないと思うんです。

お答えの中にもありましたけれども、ゼロカーボンの話に載っていましたが、そこを私はここでは強く言いたいと思っていまして、第4次計画の中にはSDGsの文言は載っていましたが、具体策は何一つなかったんです。

近隣自治体でも脱炭素社会に向けた取り組みを全面的に打ち出すようになっていきますの

で、この第5次振興計画の中には浦臼町もこれに取り組んでいかなければ周回遅れになりますよと言いたいです。

ぜひ、道の駅でこれに取り組んでいただきたいと考えています。

国もこのことを推進しているので、補助率も大きいです。国の補助をもらって、ぜひやりましょう。

そこに浦臼町産の木材を使いましょう。森林環境譲与税の使い道がなくて、基金に積んだままのものがああります。金額は非常に少ないですけども、これも使っちゃいましょう。

資金不足でありましたら、クラウドファンディングというものがあると思います。寄付を募集したらどうでしょうか。お礼は浦臼町のお米を定期的に配送するとか、浦臼町の宿泊券を発行するとかいろいろできると思います。

道の駅にぜひ電気自動車を2台買ってください。地域おこし協力隊を複数人置いて、観光案内だけではなく、地域の困りごと支援、直売所に出荷する野菜の集荷、買い物代行、タクシーにかわる事業などをやってもらいましょう。

協力隊が自力で会社を立ち上げられるように支援していきましょう。温泉のコミュニティーホールでイベントを開催しましょう。地域みんながかかわれる道の駅をつくりましょう。

また、脱炭素社会に向けた取り組みとして、発電についてはここでは示されたのは太陽光でしたけれども、地中熱ヒートポンプシステムという方法もあって、これは北竜温泉や当別町の道の駅、砂川市の市庁舎でも採用されています。

2020年に開園された北竜町のやわら保育園なんですけれども、これは隈研吾さんが設計したといってすごい話題になっていますが、ここも地中熱ヒートポンプシステムというのが使われていまして、ここの例を挙げさせていただきたいと思いますが、この地中熱ヒートポンプシステムを使うのに1億4,300万円、これだけでかかるそうなんですけど、再生可能エネルギー普及促進事業、国の事業が当たると補助率3分の2、9,500万円出るそうですから、自己負担は4,800万円です。

そして、年間のランニングコストは地中熱の場合150万円かかります。エアコンと灯油ボイラーを使うと248万円かかるということで、年間の運用コストが100万円下がるという試算も出ております。

30年間のランニングコスト、メンテナンスコストを合わせて補助金があるのもあって、30年間で2,800万円の削減につながるということです。

重要な二酸化炭素の削減については、地中熱は46トン、年間ですね。なのに対して、エアコンと灯油ボイラーを使うと65トンもかかるということで20トンの削減が見込まれているという方法もあるそうです。ぜひ検討ください。

そして、5番目の質問なんですけど、今回の予算審査特別委員会では、財政の見直せるところはないかという観点から、多くの質問をさせていただきました。

予算編成に骨を折られた職員の方については反発を覚悟で言わせてもらったんですけども、普通、企業の経営者だったら、やりたいことがあるのだったら、まず現状を見直すというのが常套手段かなと思ったので、いろいろそこについて質問をさせていただきました。

まず、収入を増やす方法を考えるとして思ったのが、ふるさと納税ですね。

お米が主流と思われる近隣自治体でも工夫次第で売り上げを急激に伸ばしているところが見られます。ここの研究に予算と人材をつぎ込んでもいいのではないかと、私は考えています。

歳出においてですが、公共交通大変なお金がかかっています。約4,000万円と私は見ているんですけども、これだけの巨額の費用がかかっていますが、そのうちの補助金はたったの1割なんですよね。450万円ほどの補助金が1年間にあると。

あとの9割は自主財源や利用料で賄わなければならないということになるんですけども、この1割程度の補助金をもらいたいがために、乗り合いタクシーはまだまだ使いにくい、そういう状況は変わらないです。

私はずっと言っているんですけども、町が運営主体になって、有償旅客事業、ここに取り組んでいただければ、もう少し町の内部まで小まめに回れるものができるのではないかと思います。

停留所だって、スクールバスみたいに毎年見直せばいいのではないですか。必要とされる高齢者のそばに停留所をつくれればいい。

いろいろ工夫次第で歳出を削減したりとか、できることはいっぱいあるのではないかと思います。アイデアを出し合ってください。

雨竜町、北竜町でもこれから有償運送に取り組むという記事も見ました。仕組みだけくって、運行はタクシー会社に移行するという、そういうことをやってほしいのだということはずっと提案してきましたけれども、ぜひもっと検討を続けていただきたいと思います。

長いですが、次に農業予算です。農業予算では、町長肝いりの事業に大きな補助金が動いております。今後5年間にわたって支援が手厚く続くという事業がありますけれども、そのような方法も反対はしないんですけども、そういう手厚い支援が1人でも多くの町民に当たるように、もっともっとアナウンスしなければいけないし、町長の十分な説明、なぜこれをやるのかという説明が足りていないのかな。

もっと説明をしてくださいと思いますし、ほかの作物をつくる農業者もいるわけですから、そういう方たちにも、今困っています、稲作農家、やはりいろいろ支援が当たるように農業活性化支援事業ともう一つありますけれども、こちらの方も使いやすく見直していただきたいと思います。

それから、ジビエ事業ですが、いつまで町単独で支援するのかなといつも思っています。事業者から減量化施設の利用料はいただいております。今は免除中ですけども、これはもういただくべきものではないかと、自立を促すべきではないかと私は思っております。

支援の仕方もういろいろありまして、機械や種を買うのに半額助成するよという直接的な支援だけではなく、前も申し上げたんですけども、売り先を確保するとか、そういう方法もあるんだよというお話をさせてください。

最近、やっと国も力を入れ始めたみどりの食料システム戦略ですね、有機農業者を増やす計画なんですけれども、韓国では給食に有機農産物を使うシステムにただで急速に有機農業者が増えたのですが、日本でもありました。自治体に取り組んでいるんですね。

千葉県いすみ市というところで、市内の小中学校の給食のお米はすべて有機米です。有機米というのは無農薬、無化学肥料ですね。野菜も一部は地元の有機農産物にしたという

ことで、もう全国から視察が急増中だそうです。

ここも昔から有機米をやっていたわけではなくて、歴史は浅いです。取り組みは2012年からで、この市長がSDGsに向けた取り組みとして、有機米の生産に取り組み始めて、失敗もありながらまとまった量の有機米の生産に成功し、今度は売り先を考えたときに市内の小中学校の給食を考えたそうです。

給食は4年目で有機米100%になりました。有機農家が増え、コウノトリもやって来たということで話題にもなりました。

小さな自治体なら、特に浦臼町は給食を無償化しているわけですから、なおさら取り組みやすい事業ではないかと思います。

首長のさじかげんでこういうこともできるんだなということでお話しをさせていただきました。苦境に立たされている米農家の生き残り策ではないかなと、私は本当に思っているんです。

この事業のいいところは、子供たちの問題にもなりますけれども、今は急激に発達障がい児というのが増えているんですね。農薬が子供の健康に何か影響を与えているのではないかと危惧する親も増えております。

ですから、こういうことをやることによって、農家が潤い、町も潤い、子供たちの健康もよくなり、SDGsの理念にかなう事業だとか、三方良しの事業になるのではないかと期待できると思います。

最後に、多世代交流施設について、この施設は私は必要なものだとは思いますが。関連する活動も個人的にはしていますので、その必要性については痛感しております。いろんな世代の方が集まって交流をすることでみんなに元気になってもらうと、いいことだと思うんですが、でも真新しい施設が必要だとは思わないんですね。

必要なのはハードではなくてソフトです。毎週でも毎日でも交流の場が開催できるような人材と皆さんがそこに集まれる足が必要だと、私は思います。

多世代交流施設の建設費用については静川議員もおっしゃっていたので、ここでは言いませんけれども、バスのターミナルにいろんな機能をあわせるという話だったので、そこを考えるんですが、バスを利用する人がそんなにいるのかという、浦臼町にですね。

中央バスもなくなり、JRもなくなり、駅前のにぎわいをということでしたけれど、この駅前に交流施設を整備しなければいけないという、その理由がはっきりわからないという気がいたします。

道の駅を交流施設にどうですかという話を先ほどしたんですけれども、そういう考え方もあると思います。

なるべく既存の施設を使いやすく改修するというので、ここは解消できないのかという意見として、6番目の質問にしたいと思います。答弁よろしく願いいたします。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

多岐にわたりますので、抜けたらご指摘ください。

まず1番目ですね、振興計画に掲載されて、年度まで入っているのに、その年度に従っていないという部分は約束違反ではないかというお話ですけれど、確かに計画立てた時点

では、ある程度の固まった金額的なものは出ていなかったというのは事実でありますし、そこが幾ら幾らという考えがなしに、こういうスケジュールでということでは計画としては立てていたものですから、今回一番の理由としているのは金額的な問題、経済的な問題が町の将来にとって大きな問題になる可能性があるのと、このまま進めばそういう考え方で今回1年あけさせていただきたいというご提案をさせていただいているわけですから、その金額的な部分が明確になっていない時点での振興計画となっておりますので、そこでの行き違いにつきましては、約束違反だと言われたらそうなのかもしれませんけれど、あえて時間的なものは一定期間置いて、この事業に取り組んでいきたいという考え方を今回示させていただいているところです。

2番目の優先順位につきましては、これは診療所とのことでよろしいでしょうか。前回の全員協議会の中でもお話しをさせていただきましたけれど、今年度、耐震診断を行っております。

その中で、2階建てという部分もあるのか、耐震強度自体は大丈夫だという回答をいただいているんですけど、いかんせん昭和50年代前半の建物ということもあって、全般的にもう改修の時期を迎えていると。

さらに、暖房機器につきましては、集中暖房ということで、全館にわたって管が配管されているということで、それももう使えないということで、全体的に改修を行うとすると、小規模な診療所施設を建てかえるのと大差ない金額が試算として出てきているところです。

ですから、古いものを使って安くという考え方には、今の私たちはなっておりませんので、また医師の方からも大きな暖房経費がかかって大変なんだというご意見も寄せられておりますので、維持費の面からも現状の施設を使い続けるということはメリットにはならないという判断で、診療所につきましては建て替えの方向でご提案をさせていただいたところです。

ここで、町民との対話もこの場所に出てきたような気がしますが、確かにコロナのせいにするわけではありませんけれど、そういう機会が多くなかったのは事実です。

ただ、農業青年との話し合いも、やはり農業の将来について、今後についてということにテーマを絞った中での話し合いでしたので、若手の農業者の方だけにお集まりいただいて、お話しする機会を設けたところです。

本当はもっと広い範囲でということが望ましいのかもしれないんですけど、なかなか緊急事態であったり、まん延防止の時期であったりしたのもあって、一気に人を集めるというのがなかなか難しいタイミングでもありましたので、対象を絞って、テーマを絞った中での話し合いとさせていただいたというのが事実です。

必要性につきましては、当然必要なことだと思っておりますので、今後はそういう対応もしていける時期になっていくのかなとは思っております。

3番目ですけど、観光施設としてだけとらえているのかということですけど、これにつきましてはご質問の中でお答えしましたとおり、本当に多様な機能ですとか効果がある施設だというのは、これはもう以前からそういう考えでありますので、観光施設だけに固執した考え方を持っているわけではありません。

中にも書きましたけれど、町民にとっても自信となり誇りとなる施設となり得るという考え方は当然ありますので、これを進めるという意味表示は町民にとっても前向きな考え

方として受け取っていただけるとは当然考えておりますけれど、今申し上げましたとおり、やはり先立つものといえますか、町の将来にかかわる大きな金額がかかるものですから、その部分は一度立ち止まって考えさせてほしいというのが今回の提案となっているところ です。

4番目、第5次振興計画の中で、ゼロカーボンの取り組みが記載されていないということになっておりまして、先ほどの答弁の中でもお話ししましたけれど、菅首相がC O P 26でしたか、正確ではありませんけれど、国際的な会合の中で発言して、その後、一気に今の状況に進んできたという感を持っておりますけれど、町村会といえますか、首長たちの集まりの中でも議題となったところです。

今回の他市町村の予算を見ておりますと、計画作りに着手するという市町村が一部、記事として出ているのを確認しておりますけれど、なかなかこの北海道のどの町もそのカーボンニュートラルという意味では、排出より吸収の方が当然山林面積が多いというのもありまして、ニュートラルという意味では排出はマイナスという状況がはっきりしている中で、さて、それぞれの町がどのような取り組みをしていこうかというのがちょっと議題となったところではありますけれど、一般的に考えられるのは、先ほど議員も申し上げておりました太陽光ですとか、地中熱ということで考えられるわけですが、最近よくニュースで目にするのは海岸沿いの市町村が洋上風力発電ということで、かなり大規模な投資をして、カーボンニュートラルに対応していこうという記事がよく出ておりますけれど、この内陸部ではなかなかそういうのは難しいということで話し合いにもなったところですが、今後は今確認しているところでは、各市町村、公共施設に太陽光をつけるとか、既存施設ですね、新規のものにつきましては先ほど言われた地中熱等の考え方もできるんですけれど、そうそう新設の施設があるわけではありませんので、太陽光パネルを各施設につけるですとか、電気自動車を導入する、またあるいはその充電のできる場所を作るといふ、とりあえずそのあたりからのスタートになるのかなという話し合いはしておりますけれど、それだけでは計画としておもしろみというか、余り前向きなものにはなりませんので、プラスアルファで一体何ができるのかなという部分はちょっと担当とも話しているところですが、当然これは避けて通れないことになりますので、取り組んでまいりたいと考えています。

5番ですが、税収ですとか歳入歳出の関係ですね、ふるさと納税につきましては前回の予特のときにもお話しをいたしましたけれど、とりあえず間口を増やしていこうという考え方で今進めているところです。

次に、公共交通、4,000万円、5,000万円というお金が当分といえますか、この先かかっていくということで、本当に大きな投資になります。

このあたりも財政的に今後考えていかなければならないという思いに至った要因の一つでもありますけれど、とりあえずは10月からはお話しさせていただいた運行形態で始めさせていただきたいと思っております。

あとはその内部的なそれらへの接続などにつきましては、今とりあえず検討していこうというのは、AIを活用したより柔軟な運行形態がとれないかということで、それは近隣に事例がありますので、調査をさせていただきたいと考えているところです。

あと農業への支援措置につきましては、今回少し大きな金額を新たな作物に補助として

付けさせていただいております。

さまざまな作物を作られている方があって、それぞれお困りになっているというお話もありましたけれど、今回のニンニクにつきましては町の特産品化、産地化を図っていきたいということで、特に力を入れていきたい作物として大きな予算をつけさせていただいたところ です。

その他すべてに対応できる支援措置がとれるかというのはなかなか金額的にも難しいかとは思いますが、先ほどもお話にありましたけれど、全般的な支援措置の中で活用いただければと思いますので、それは周知不足だと言われたらそうかとは思いますが、2年目にも入りますので、実際に使われた方からの口コミ等も含めて、幅広く農家の方には伝わっていくのかと思いますし、新たにチラシ等で周知していくことも可能ですので、より積極的に活用していただければと思います。

あとジビエの予算につきましては、今すぐ利用料を受け取るのを中止するというのはちょっとお答えできかねますけれど、少なくとも当分の間ということでお約束をして進めている事業でもありますので、何年とは申し上げられませんが、5年程度経過後にそのような話し合いに持っていきたいと思います。

6番目の多世代の施設につきましては、議員からも施設といいますか、中でやること自体には必要性を感じているということのお話もいただきました。

私といたしましては、これも道の駅と同じことになるのかもしれないですが、町民の方にお集まりいただきまして、有意義な話し合いを持っていただいて、ご提案、ご提言をいただいた事業でもありますので、これを今ご意見をいただいたからといって、すぐ見直すということにはこの場ではお答えしかねますので、委員さんのご意見を尊重させていただきまして、この今の状態で進めさせていただきたいと考えています。

以上です。

○ 議 長

再々質問ございますか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

たくさんの質問をいたしました、真摯に答えていただき、ありがとうございます。

町長におかれましては、温情派の町長であるということは、私も理解しております。要望があればかなえてあげたい、そういう思いもわかります。

しかし、ルールにのっとってやっていただきたいなという、私の考えは変わりませんので、今後ともその点については熟慮をお願いします。

それから、予算の使い方ですけれども、特に重点的にここをやるよというのはもちろん町長のさじかげんで決まっていくわけですので、そこについては熟慮をお願いしたいと、そういうことを言うしか私にはできません。将来性とかバランスを考えた予算にぜひしていただきたいと思います。

最後に、やはり財政的な問題があって、取り組めること、取り組めないことがあるというお話がどうしても出てくるんですけれども、そこを観念的な言い方として、大学受験を控えた高校生を町民とすると、財布のひもを握っているのが町であります。お金がないからあきらめてというのは最後の手段としてください。

その前に、子供とどうして大学受験を受けたいのか、どんな夢があるのか、そういう話し合いをいっぱいしてくださいということ。

それから、親ですから、子供の夢はかなえてあげたい、節約するなり収入を増やす努力をするなり、借金を考えるなり、いろんな方法を考えていただきたい、やりくりをしていただきたい。

それでもどうしても借金を返せないとか、そういう状態になったときに初めてあきらめると言うのではないかと思うので、やはりそういう努力をしてほしいということの例えとして言わせていただきました。

やっぱり、子供は親にお金がないと言われたらあきらめるしかないのですけれども、そのことで、ああ、あのときああしていればとか、幾つになっても、やはり自分の人生、ああしていれば変わっていたのではないかな、あのときって、そういう思いをいつまでも引きずるものではないかなと思うんですね。

ですから、できることは全部やってほしいというのが思いであります。

ぜひ、町長から、こういう時代ですけれども、夢を持った今後の町政運営にさせていただきたいということで、今日、傍聴の方もたくさんいらしていますので、そういう夢を語っていただきたいなと思います。どうぞ。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

どうしても、職員上がりの町長ということで、財政が気になって仕方がないところはあります。

ただ、そればかりではおもしろみもないですし、発展性もありませんので、今回の、議員、どうとらえているかわかりませんが、にんにくについては若い方と話し合いの機会を持って、本当にやりたいんだという真摯なまじめな意見を受けまして、こういう形で進めさせていただいています。

その点については、将来的に作付が増え、これが将来的な新規就農までにつながるようになって、多少人口にも影響するようになっていかなければならない、ちょっと長い目で見た思いで予算化をさせていただきました。

だから、そういう同じような考えで道の駅も進められたらよかったですけれども、やはり投資する金額が違い過ぎるものですから、やっぱり少し時間を置いて考えさせてくださいという立場を今回とらせていただきました。

当然、がんがん進めてうまくいくこともありますし、一旦立ち止まって考えてうまくいく場合もあります。

今回は後者の方をとらせていただいたわけですが、一言もやらないとは、私は言っておりません。やります。

ただ、将来的に禍根を残さない形で進めていきたいという思いだけで今回の提案とさせていただいておりますので、皆さんにがっかりされているところもあるのかなという思いはありますけれど、間違いなく進めてまいりますので、その点だけのご理解をいただきたいと思います。

○議 長

ただいまから、昼食のため休憩とさせていただきます。

午後 1 時 3 0 分から再開いたします。

休憩 午後 1 時 5 3 分

再開 午後 1 時 2 8 分

○ 議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問の続きを行います。

発言順位 4 番、中川清美議員。

中川議員。

○ 8 番（中川清美君）

令和 4 年第 1 回定例会において、町長の方に質問をしたいと思います。

まず、浦臼町における加工用ワインのブドウの作付においては、昭和 4 9 年に鶴沼台果樹生産組合が設立され、昭和 5 2 年に北海道ワインが鶴沼ワイナリーにより鶴沼の高台に作付されたのが始まりであり、当初作付面積は最高 1 0 0 ヘクタールになり、日本一の面積になっていましたが、現在では 7 0 ヘクタールの作付となっています。

その収穫されたブドウはすべて小樽市の北海道ワインの工場へ運ばれてワインに醸造されています。

以前でありますと、浦臼ワインとしてネーミングされ販売できましたが、現在は生産地の表記による表示ができなくなり、まことに残念な状況であります。

ワインに浦臼の地名をつけて生産するには、浦臼町での醸造が必要となっています。

現在、道内の大学においてはワイン醸造の機運が高まってきていまして、酪農学園大学では既に大学構内で加工用ワインブドウを栽培し、こだわりのワインをつくっています。

また、そのほかにも北星大学、北海学園大学、北海道大学なども取り組んでいると聞いています。

今後において、大学と浦臼町との共同開発で小さな醸造所の設置の考えはないのか聞かせていただきたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

ワイン醸造所の設置についてのご質問にお答えいたします。

まず、ワインの銘柄につきましては、浦臼ラベルは廃番となっていますが、鶴沼収穫や白子ねえさんラベルとして、現在も本町独自の銘柄として販売されています。

特に、鶴沼収穫シリーズは北海道ワインを代表する高級ブランドとして認知され、定着していますが、地理的表示制度の導入により、地名の単独表記ができなくなったことはご指摘のとおりです。

醸造所の設置につきましては、平成 2 8 年度に民間主体による建設を推進するため、ワインの郷プロジェクト事業として醸造所の規模や設置位置、集客力向上のための企画等について検討を進め、会社側とは個別協議をしてまいりましたが、併設させるレストランや

宿泊施設の確保などさまざまな課題があり、現段階では建設に向けての協議に進捗はない状況にあります。

道内の大学によるブドウ栽培やワイン醸造の研究が行われていることは承知しており、北海道ワインと各大学との包括連携事業により醸造を委託し、オリジナルラベルのワイン販売などを行っていることも確認しております。

町と大学との共同開発による醸造所の設置についての考えはとのご質問ですが、すぐにお答えできるほどの情報や判断材料がありませんので、今の時点では明確にお答えすることはできません。

ただし、ご質問にある北海学園大学以外の大学には、北海道ワイン株式会社が関わっており、特に北大とは北海道も加わった道産ワインの研究や生産拡大、人材育成を目的とする組織にも携わっています。

北海道ワイン株式会社の原料ブドウ主産地の町として、産官学連携によるこうした共同事業に自治体として関わっていける部分はないか、接触を図り情報収集に努めてまいります。

以上です。

○ 議 長

再質問ありますか。

中川議員。

○ 8 番（中川清美君）

再質問でありますけれども、浦臼町における加工用ブドウにおいては、先ほど申し上げたように、鶴沼ワイナリーが先駆者となって、現在に至っておりますけれども、開発当初は肥料代も払えない苦労とかいろんな苦労もありまして、その他たくさんの苦労を乗り越えて現在に至っているのが現状であります。

今は時代が変わりまして、非常にワインの需要が高まりまして、全国的にワイン醸造が進んできています。

このような環境の中、道内の大学でも注目されてきていまして、今年の2月17日と3月2日の道新に掲載されていたところなんですけれども、答弁の中にちょっと触れられていたのかなと思いますけれども、このような切り抜きですけれども、2月17日と3月2日に掲載されていて、この掲載の中身というのは、北大農学研究室と北海道ワインの研究室が第1回北海道ワインシンポジオンが開かれまして、今後のワイン産業や地域の持続性などをテーマとされ、北海道のワインの教育、研究、生産、地域連携についての状況を関係者が把握し、ワインを取り巻く地域の持続性、可能性を高めるための意識の共有を図るために開かれています。

また、その中においても、酪農学園大学の阿部茂教授は、近年学生のワイン醸造研究の要望が高まっていると説明されています。

また、その後の掲載では、北大、道、道産ワイン懇談会で構成される北海道ワインプラットフォームを立ち上げ、大学や研究機関、金融機関などと連携し、生産技術や経営相談、最先端技術の導入などの支援体制を整え、道産ワインの品質向上、競争力の強化に向け、産官学挙げての支援体制も整ってきています。

浦臼町においては、平成30年にワインの郷プロジェクト基本計画を私たちも提出させ

ていただきましたが、答弁のとおりその後全く進展もなく今に至っているところでありまして、その計画では倉庫や醸造所、そしてレストランと、非常に夢のあるものでしたけれども、今回の私の提案ですが、そのような立派な大きなものでなくてもいいんです。

本当の小さな醸造所というものを造りまして、歴史のある浦臼町ワインのレッテルで販売されたものを何とか復活できないかということでありまして、そう考えているところがあります。

そして、そこで醸造所ができて、その後の人間体制をどうするかということでありまして、私の意見としましては、現在の地域おこし協力隊という制度がありまして、そういった形で地域おこし協力隊を大学の方といろいろ相談しまして、協力隊として採用していきまして、その中でパイプをつなげていくことによって、大学と意見交換をしながら、志高い青年を協力隊に招聘して、育て上げていくということを目指せれないかと考えているところがあります。

若手の学生というのは本当に非常に勉強熱心で、興味も高く示されている、そういった年頃であろうと私も考えていまして、話はちょっと新十津川町に触れますけれども、新十津川町の金滴においては前杜氏の川端氏は在学中に日本酒に衝撃を受けて研究を重ねて、そして結果として金滴を全国金賞に導くと。

今現在においては、上川大雪酒造におきまして、帯広畜産大学や函館工業高専にも客員教授として迎えられていまして、そこでまたおいしい日本酒を造っていくという志の高い方でありまして、そういった大学生というのは本当に物事を見るときにはいろんな方面から視点を持って取り組むということで、ここはしっかりとした方が大学と意見交換する中で、地域おこし協力隊員として派遣することについても少しの明るさはあるのではないかなと考えております。

また、さらに今現在浦臼町鶴沼ワイナリー、当初は100ヘクタールで、今は70ヘクタールということになりまして、30ヘクタール休んでいる状況でありましたけれども、ちょっと話したところ、残りの30ヘクタールでも農地の賃貸は可能ですよということでありまして、ぜひともワイナリーもそういうところの接着剤にもなりたいという意見もいただいて、話してきたところでもあります。

そういったことも含めながら、今すぐやります、やりませんという問題ではないと思うんです、こういうのは。

これからは地域おこし協力隊とか、そういう方向で大学といろいろ話をやっていけないものか、そういった考えをお聞きしたいと思います。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

短い時間の中で、いろいろなご提案がありましたので、一つ一つお答えすることはちょっとできませんけれど、答弁の中で北海道ワインのブドウ原料の主産地としての町という言葉遣いを使わせていただきましたけれど、やはり北海道ワインを抜きにはワインについては、ちょっと考えられないなという思いがあつての言葉遣いとなったところです。

ご提案いただきましたのは、大学と町という言い方にちょっと聞こえたものですから、

そういう答弁の仕方をさせていただいたんですけれど、既にワイナリーの方とは接触されているようなお話でしたけれど、確かにちょっと今のこの時間の内では、やる、やらないというような話はできませんけれど、齋藤農場長も含めた中で、どのようなお話をされたかも含めて、お話をお聞きしたいと思っておりますし、北海道ワインの方にも少しアクションといいますか、今回、北大が中心となっておりますけれど、北海道ワインも関わっておりますし、その他の大学も関わっての動きとして、北海道ワインのヌーベルバーグ研究室というのが立ち上がっている状況にもありますので、そちらの方の例えば実験農場的なものも含めて、町として関わっていけないかという部分を調査といいますか、情報収集に当たっていきたいと考えているところです。

工場建設につきましては、今すぐ回答ということにはなりませんけれど、可能性があるのかないのか、ワイナリーさんも含めて、お話をさせていただきたいと思います。

○議長

再々質問ございますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

これまで早急にという、私も思っているところではありませんので、そういった北海道ワインというのも昔から携わっているところでもありますので、そことも話も通した中でいろいろ進めていただきたいなど。

進めるといえるか、話し合いを持っていただきたいなどと思っておりますし、これから浦臼町も先ほどの皆さんの質問の中にもありましたように、いろいろ建設的なものもたくさん出てきているところであります。

私も前回の一般質問のときにも旧エルムソーイングの何とか活用法ということで質問させていただきましたけれども、今は他人のものなんですけれども、話し合いによってはそちらの方の取得も考えたときに、そういったところでミニ醸造所でもすぐ取り組めるし、またそういったところでもいろいろな利用法も考えられると思っております。

これからは造れば売れる時代ではないんです。個性を持った、そのワインができたときの過程だとか話題性がかなり重要視される時代であります。

今、日本酒のブームもありますし、ワインもそうです。だからこういったこだわりのあるワインがあれば、これから浦臼町生産の和牛やジビエの加工肉だとか、そういった感じで3点セットでふるさと応援寄付金のお返しだとか、いろんな利用度の高いものと考えているところであります。

そういった中で、これからいろいろ考えがあるときには議会にもひとつ話を投げかけていただきながら、ともに進めていきたいというのが私の考えであります。

このことに関しては答弁は求めませんが、そういった考えがあるということで、折に触れて進めていただければと思っておりますので、以上、要望といたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

大変、どうもありがとうございました。

○議長

次に、発言順位5番、牧島良和議員。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

令和 4 年第 1 回定例会に当たり、町長に質問を 1 点、させていただきます。

大見出しでは、浦臼町の人口動態と本町の予算とくくっております。

この町における人口の動態を見ながら、今後の浦臼町での今年度予算化されている事案、それから展望すべき考え方を総枠でお聞きをしたいと。

そこの確認の上で、それでは次にどう進んでいくのか、そういう議論ができればという思いで、今ここに立っております。

本町の令和 4 年度、町長における執行方針、それから基本姿勢では、人口減少、少子高齢化を問題とし、事業実施の選択は慎重を期さなければならないと、そう発言されておられます。

また、執行方針後段では、かけがえのない郷土を守り、次の世代につなぐとしております。

ここで、私は町の今の人口動態、それから農業者の戸数、従事者を今ここで示しておきたいと思います。

日本の農業者数は、2000年、それから2020年、2030年、2040年と記しておりますが、今農業者数、人数では2000年には240万人だったものが2020年では136万人、10年経つと56%少なくなって全国では76万人、そして2040年、20年経ったときに42万人とされています。

そうした中で、本町の農業戸数は、2020年のデータで153戸、予想される2030年、10年後には85戸、2040年、20年後には47戸と記されています。

浦臼町の人口予想、これは2020年では1,661人と昨年予想されております。20年たった2040年では980人、こう予想されています。

この予想をもとに、前段申し上げた本町の事業、それから考え方を今真剣に考えなければならない時期と時間だと考えるところであります。

よって、以下5点について項目を起こしてみました。

今申し述べたデータを示したが、町長はどう受け止められるでしょうか。これが1点。

方針にある基本施策の6本の柱、持続可能な農業推進では、米価の下落は消費の減少と品質低下を指していますが、そこで二つ目、昨年の収量は近年にない多収であったこと、それから国が十分な米管理に責任を持たなかった結果として、米価暴落を招いたと考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

三つ目に、農業施策では執行方針の中で今後協議する場として営農対策協議会を立ち上げるとするが、その構成、また本町再生協との関係はどのように考えられているのでしょうか。

四つ目に、町地域農業再生協議会は、令和4年度産米生産の目安を配布いたしました。先に示した人口動態が予想される中、今回の目安が生産を安定させ、農業者が再生産可能な経営体となり得るのでしょうか。これが4点目。

執行方針の3、魅力アップ商工観光推進の項では、五つ目の質問になりますが、平成29年からグランドデザイン整備事業について年度を重ねるも、いまだ決め切れないのはなぜなのか。

6点目に、執行方針にある役場内部での検討とは、実行できない理由を探す1年にする

のでしょうか。

以上、6点をお伺いをいたします。

前段申し上げたように、人口動態が今後10年、20年の時間の中で本町の町長が求められようとする執行方針に対して、どう議論するか、本当に大事なときだと思っておりますので、お答えをいただきたいと思っております。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

浦臼町人口動態と本町予算についてお答えいたします。

1点目につきましては、農業者の高齢化、担い手や後継者不足などさまざまな要因による農家戸数の減少は議員が提示された各推計数値が示すとおり日本全体としての大きな問題であり、かねてから食料自給率の向上が叫ばれながら、改善されない現状において、将来の安全保障にも関わる重大な事態にあると認識しております。

また、本町の場合にあっては、農家数の減少は人口の減少に直結する問題であり、人口対策としての農業施策が今後の大きな課題であると考えています。

このことにつきましては、執行方針の持続可能な農業の推進の中でお示ししたとおり、水稻を中心とした経営形態を維持するため、スマート農業を支援しつつ、一方で高収益作物への取り組みを推進してまいります。

また、その取り組みを新規就農者の受け皿となるよう発展させていきたいと考えており、今後ともJAピンネをはじめ関係機関とより一層連携を強め、事業を推進してまいります。

2点目につきましては、米価の下落は幾つかの要因が重なって生じるものと思っておりますが、昨年の下落の主な原因は、コロナ禍による消費の落ち込みと異常気象による胴割れなどの品質低下によるものと考えております。

3点目につきましては、浦臼町地域再生協議会では経営所得安定対策事業を中心に生産の目安の設定や転作確認についての事業を行っており、JAピンネ管内全体もしくは全道的な視野の事業を協議する場となっております。

新設予定の営農対策協議会、仮称となりますが、では高収益作物やスマート農業への取り組み、新規就農者対策など町独自の農業施策について協議する場としたいと考えており、より本町農業者の皆様身近な施策について話し合える場としていきたいと考えているところです。

4点目につきましては、地域再生協議会でお知らせしている生産の目安は北海道米の安定供給と米価の安定を図り、農業所得を確保するために全道及び地域再生協議会で主食用米の生産量を設定したものであり、本目安の達成が売れる米づくりの推進と米産地としての地位を固めるものと考えております。

現在、稲作が中心の本町農業にとって、水稻生産力の維持確保は重要な施策であり、生産の目安の達成が農業経営の維持につながるものと考えております。

5点目と6点目のご質問につきましては、静川議員や折坂議員にお答えしましたように、将来の財政運営を考慮し判断するものであります。

来年度、長期的な財政推計を勘案しながら、これまで検討してきたことをベースに実現

可能な計画案とするため、事業内容や事業予算、事業期間などについて内部で再度検討するものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

ただいまご答弁をいただきました。

私が示した農業者数、これは国が出している財務省の資料でも載せられておりますし、ピンネ農協の総代資料、それから本町の人口予想は空知中部広域の資料から引き抜いたものであります。

もっと確かなデータもあるのかと思いますけれども、いずれにしてもそうした中から引き出したものであります。

今回、いろんな意味でこうしたことを考えるときに、人口とこれからの施策を考えるときに、皆さん方執行を、町長をトップにしながらいろいろくみ上げられていると思っておりますし、私どもの発言もそのごくごく一端になるのだとも考えております。時間との関係で、集約した中での質問となるわけです。

読み物の披瀝をするわけではないんですけれども、「地方議会人」というのが毎月発行されています。今回たまたまめぐりますと、過疎法、この問題について書かれています。人口がどんなふうに移しているのかという書き方でありまして。

この過疎法、年々歳々いろんな制度でもって名前が変わっていますから、一概には言えないけれども、いずれにしても、一定の人口動態も加味しながら、過疎地域振興をどうするのかというところで国が制度施策をつくったものであります。これは1970年といたしますから、50年時間が経っているんですね。

ふと考えると、私も高校を出て農業を始め、それが昭和45年です。後でも述べますがけれども、45年に卒業して、2年間お米は全部作れました。

2年経った47年から転作制度というのが始まりました。ここでいう記録されているのは1970年に過疎法、全国の市町村で776、23.6%がその法の対象になった市町村だと、ここでは整理されているんですね。

それで、私、細かいところはいいんですけれども、いずれにしてもその10年後には1,119、34.3%、実に3分の1です。

それから、2010年には776で、ここで平成の市町村合併があったわけですがけれども、この時点で44.9%、自治体が少なくなったことで割合もあわせて大きくなったと書かれています。

2021年、820になっていると。それでその割合は47.7%と、ざらっといって半分が今の時点でこの人口だけではないけれども、非常に過疎化が進んでいるんですよという印であります。

それで、昨年と今年との比較の中で、51自治体がそれまでに外れたところがまた入ってくると、過疎法の対象地にね。

それで、北海道でいえば、富良野市、新篠津村、鹿部町、別海町、4町が新しく入る中

で、1年間で入ったのが富良野市と新篠津村だとも書かれています。

言いたいのは、そういう過疎法適用の中で市町村、自治体が非常に努力をしながら、何とかインフラの部分も整備しながら、人口だけではないけれどもとどまってもらおうと、そういう努力をしながらも現実には半分ぐらいがそういったところで大変な50年の時間を苦慮しながら自治体づくり、育てようを頑張ってきていると書かれているところです。

いろんな角度からの書き方があるんだけど、ここの項の一番最終段で、日本の人口減少はこれからも加速する、そんな中でも地域社会を維持する知恵を絞る人材こそが今必要なんだと、こうくくっているんですね。

そういう意味でも、皆さん方の仕事も、それから私ども一人一人がこの場で議論することも非常に大事なことなんだというところを前段理解をして締めたと思います。

それで、もう一つ、言ったように、こういうまちづくりの側面と私も農民、本町も農業が基幹だと言われる中で、これも私どもの勉強の材料なんですけれども、「議会と自治体」という雑誌があります。

これも月々発行されている雑誌なんですけれども、これは今この3月号では昨日参議院を通過して、22年度の予算が通りました。

その中で、今議論しようとするまちづくり、地域づくり、それからお米をめぐる周辺の問題の予算が組み立てられたわけでありまして。

ここでは、同じく今ほど言いました人口動態、国が出しているというところで、財政制度等審議会というのがあって、財政健全化に向けた建議というものが出されています。

これはごくごくその中の一部分だと思うんですけども、いずれにしても人口減少には歯どめがかからないと書いているんですね。

それで、そういうことを書いているのと、水田の交付金もこの制度審議会の中で議論がいろいろされています。

今ほど申し上げたように、昭和45年にこの減反政策は作られていて、私たちはたしか47年、2年後からその転作制度の中で再生産をしてきた時間にあります。

稲作に対しての畑作化への転換が始まっていくわけですけども、そういう時間の中を経ながら、平成5年、細川政権のときに米輸入自由化の受け入れがされ、平成7年に食糧管理法の廃止がされ、ミニマムアクセス米43万トン輸入が始まるわけですよ。

それで、43万トンから年々ふえていって、今77万トンの輸入がされている、そういう現況にあります。

それで、こういう現況の中で2017年の4月1日、ここのところで湛水設備、いわゆる冠水できない水田について、あるいは用水を供給し得る設備がないところ、あるいは賦課金が支払われていないところ、ここでは水稻の作付を行うことに対しての疑義の意見が出てくるわけです。

一番直近でいえば、昨年11月、私も議論しましたがけれども、5年間1度も水張りのないところについては農地の交付対象水田から除外をするということになって、今そのことが農業者の町長が代表である再生協議会の一定の方針として、作付の目安として公示されているわけですし、その中で私たちが作付計画を組み立てています。

そういう状態の中で、昨日通った参議院の22年度の予算、早くから言われていることだけでも3,050億円を維持した。これは農業予算として転作の関わる予算を水田活

用交付金事業、これが参議院を通過したわけですね。

通過したから、これに沿って本町の町長がトップである再生協議会も予算化の中に実質のっていくというのが今の流れであります。

3,050億円という数字は去年の数字と全く同じでありまして、しかるに全体として作付を12%減らしながらも、お金は3,050億円しかない。

本町にも多分このままの数字でいえば、昨年と同じ四千数百万円ですか、そういうお金が本町の財源となっていくと考えられるわけです。

このこととあわせて、ずっと今まで作ってきた水田が水田でなくなる。いわんや交付対象から外すよというのが5年経過の中での対応として聞き取り調査も含めて、町長、今回進められたわけです。

それで、ここの目安とした再生協議会の中で、農家に示されたこの、例えば牧草であれば5,000円という金額で本当に再生できるのかと。

それから、飼料米、すべからく面積は12%休むところは増えることになるんだけど、予算が同じでいろいろ駆使はしたことでの答えはいただいたんだけど、実質的には薄まっていることになるわけで、令和3年度の農業者所得の今3月15日過ぎました。

納付税額、まだ正確には私どももわかりませんが、個々の経営体のお話を聞くと、非常に収量はとれている、だけれど価格が下がることでもって、納税額が半分以上というのが今の農業者の経営実態であります。このまま続くと、年々歳々体力落としていくわけですね。

そういうことが読み取れる中で、今後の農業者に対してどういう施策を打っていくのかというのは非常に大事なところだと思うわけです。

それで、こうしたことが、私が目にする書籍の中にありますよというのをお伝えしながら、例えばここでちょっと2回目ですから、お米のことで聞いておきたいんですが、水張り、畦のないところについて再生協議会は、今年度はこのことで通りながらも、来年以降、畦がない、注水できない、こういうところについては対象外とするのかどうか、ここのところを今の時点でまずお聞きをしたいと思います。

それから、新たな作物で、あるいはスマート農業でと言われるけれども、あくまでも希望的な観測であって、そのことが将来的に所得に結びつくとは実際ならないわけですね。

そういう意味では、これもここの部分では繰り返しになるけれども、43万トンから始まったミニマムアクセス米を今77万トンと、ここのところを何としても切り崩さない限り、農業者がお米を作るとはならないわけですね。

それを入れておいて、再生産をつないでいく、ほかの品目でやるといっても、高収益作物の限られた中で、あるいは今言うように予算を散らばせて薄くしていく中では、再生産につながるのかということでは、甚だ疑問に思います。

再度お聞きしたいのは、薄まる中で、それではにんにくが、あるいは高収益作物で、あくまでも私は、町長、希望的観測ではありませんかと、こう問い直さざるを得ないんですね。

ですから、その点でお答えをいただきたいと思います。

それから、私も質問の中に入れた、そういう中で農業者がどれだけ生産現場で頑張れるのか、今予想を示した数字、これがこのとおりの前段認められたわけだから、耕作面積もふ

えて、対労働報酬は少なくなって、これでは再生産できないですよというのは私どもの考えだけでも、そうは考えませんかということを知りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、人口動態と本町の予算という点で、あと二つの点でお聞きをしたいと思います。

一つは、多目的交流施設の建設の問題であります。これはいただいた図面からして、一つは用地買収をかけているいわゆる図面がありますが、この地籍図を見ると今保健センターと予想されている境界の線、これは直線にはなっていません。

いただいた図面は、直線でなく紆余しています。線がずれています。こういう地籍ではないはずなんですけれども、なぜこういう図面で私どもに伝えられているのか、その点を。

それから、交流施設を駅とするというのが予算委員会の中でのご答弁でした。

例えば、これも一つ一つの話ですから、そればかりではないと思うんですけども、例えばバスが止まる、駅の機能を有すると言われました。

多目的施設の前を駅とするならば、バスが止まるでしょう。あの狭い町道にバスがとまって、乗降することが可能なんですか。

この二つの疑問点を上げました。まだほかにもありますよ。やっぱり僕はそのとおりだとすればすごく不都合なことだと思います。

それで、議会は昨年12月24日、それから年明けと、これに関してやりとりをしています。予算委員会でも議論しました。

この施設に対して、私どもが諮問し答申したことは、一つの町がニュースソースではない、やっぱり意見として組み入れるべき道筋だから、すごく大事だ。だけどその道筋はいろいろあって当たり前なんですね。

その意見も聞く、議会の意見も聞く、そういうことだと思うんですけども、それをやっぱり聞き込む量は僕はまだまだ少ないと思うんですね。

前段の疑問の二つの部分もお答えいただきながら、さらに次の議論をしたいと思いますので、お願いをいたします。

それから、グランドデザインだけでも、グランドデザインでは前斉藤町長が駐車場の広い狭いのところから始まって、その延長線上で道の駅の議論がされました。これも年からの書類のあれこれいただいたものを見ていく、そして私どもも意見も言わせてもらった。

一番わかりやすい記憶に残るところであれば、トイレがありますよと。厨房と飲食する場所のど真ん中にトイレを置いてどうするんですかという議論をしました。そして年明け、また同じような図面が出てきました。

私も議会で議論して、道の駅として提示し、議論しようとしている資料が私どもに出されていて、道の駅は24時間トイレ使うでしょうと、そこを道の駅にしたらど真ん中にトイレを造ったら、そこ開けておかなければならないのにどうするんですか、別に24時間使うトイレ造るんですかという話なんですね。

そういうところがあるから、トイレが真ん中では都合が悪いのではないですかと言ったけれども、年明けで出てきた図面は同じようにど真ん中にトイレがあるわけです。道の駅の機能を果たすのに、もう一つトイレ造るんですか、これ。本当にわかりやすいところの

疑問の部分を出しました。

私、こう思うんですね。町長も執行する意味で大変だと。コロナ禍で十分議論ができなかったと言われます。確かにすべからくそうです。

私たち、地域の会合や集会、サークルの集まりも含めて、本当に制約されている。これはもう目に見えるもの。

だけど、だからこそやっぱり進めていくためには、そこで前段申し上げた知恵を絞って、町民にどう伝えて、どう意見をくみとるかという、僕は、今、ここの基本が抜けているんだと思う。

いや、やったんだと思うよ。だけど少ないがゆえに、前段、道の駅の問題でも議論になりましたけれども、1年間、放っておく理由を探している場合ではないでしょうというのが私も質問に起こした部分。

これはやっぱり町民とのやりとり、議会とのやりとりを含めて、決定的に少ないから、それで行き詰っている。

そこで、執行方針にある庁舎内での検討、これ書きました。書いたけれども、町民不在で何を決めるんですか。町民の意見を聞かずして何を決めるんですか。

ちょっと厳しいけれども、ここは行政の中核におられる皆さん方が町民に対しての姿勢として、もっともっとしっかり持たなければ、自分たちが行き詰ってしまう。町長が行き詰ってしまう。

どこでもいつでも、やっぱり町民に依拠して行政は進めていかないと、あとは管理職に任せてください、係長の中でやりますといたって、町民が情報を仕入れていないところで、あなた方で何を決めるんですか。やっぱり自治体として、これはおかしな話ですよ。地方自治法をもう一回見てください。何条の何項とは言わないけれども。

以上、お尋ねします。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

また多岐にわたりますので、抜けておりましたらご指摘ください。

まず、1点目ですけれど、水張り面積、畦のない場合のどういう対応をとるかというお話ですけれど、この本会議という場において、当然ルールに基づいてやらせていただくということしか今の段階ではお答えできないと私は思っております。

畦がないといっても、程度の差というのは当然出てくるかとは思いますが、その程度の差をどう判断するかというのは、私単独で決めることではありません。再生協の中で決定していくこととなりますので、今お答えできるのは、あくまでもルールが原則として進めさせていただいて、柔軟な対応につきましては別途会の中で検討させていただくというのがこの場でのお答えとさせていただきます。

2点目ですけれど、今回にんにくの奨励ということで、単独で補助金を予算化として提案させていただいておりますけれど、当然議員申し上げるように、すべての農家さんの再生産が可能になるかということ、それはまた別の話でもあります。

ただ、かつてのアスパラやメロンのように町の農業を支える一つの品目に育てて生かし

たいという思いで始めさせていただくものですので、すべての問題がこれで解決するとは当然思っておりませんが、これによって新たな収益源となる可能性があるという考えもありますし、当然農家さんの方からもそういうご意見もいただいておりますので、町の特産品ににんくの産地化ということで将来の目標として定めまして、今回予算をつけて進めさせていただきたいと思っておりますので、すべての解決策になるとは思っておりませんので、それはご承知いただきたいと思っております。

申しわけありません。3点目の米価の関係で質問の趣旨が読み取れなかったんですけれど、3点目のお話。

○7番（牧島良和君）

今利用しているお米をやっばし下げない限り、作付けはされないわけだから農家は増えないんじゃないですか。

○町長（川畑智昭君）

それは以前の議会の方でもご質問いただきまして、お答えさせていただいておりますけれど、確かに77万トン、北海道の生産量以上の米が入ってきているわけですから、それが米価に影響を及ぼさないわけではないというのは、私もそう考えるところでございます。

ただ、だからこの場でどうこうというのはなかなか難しいですけれど、町として、あるいは農協さんと協力して、その辺の要望といいますか、陳情を上げていくしか今のところ手はないのかな、それを変えていってもらえる方向に要望を上げていくしか今の段階ではないのかなというのが率直な意見です。

4点目になりますけれど、多目的交流施設の図面の話は後ほど副町長の方から。

あとバスターミナルとして使うためには今のところでは狭いのではないかとというお話もありましたけれど、一部はえぐるといいますか、バス1台止まれるぐらいの幅をバスベイとして設置した上での利用と考えておりますので、今の状態では難しいですけれど、ということで頭の中にはあるところです。

あと5番目ですか、グランドデザインですけれど、施設のデザインの中で当初から示された図面から余り変わっておりませんが、中心部にトイレがあって、24時間対応しなければならないトイレがそこでいいのかという話で、現実的に図面としても煮詰まっていないのではないかとというお話だと思いますけれど、今の計画では公園側に、今の二つのトイレを潰して、1カ所に新しいトイレを建てようという計画に今の段階の図面ではなっておりますので、24時間対応のトイレはそちらという考え方の図面となっておりますので、道の駅側で24時間対応するという考えには、今の段階ではなっていないというのが現状でございますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○議長

副町長。

○副町長（石原正伸君）

多世代交流施設の用地の関係ですけれども、12月23日に絵として提示させていただいたものにつきましては、用地図の上に載せた絵ではございません。

当然、東西に長い民地とその保健センター側に隣接する用地として町の用地もございまして、それも含めて線を引いているという状況でございます。

したがって、用地図と23日に提示したものと合致するというものではないという

ところで認識していただきたいと思います。お願いします。

○議 長

再々質問ございますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

あと何分ありますか。

○議 長

あと20分。

○7番（牧島良和君）

はい。

お米の関係では、やはり輸入米をどうするのかと、非常に大きな課題だと思いますし、ガット・ウルグアイ・ラウンドの延長線上でのミニマムアクセス米というところでは、国の方針でもあり、そこに自治体が振り回されていると言わざるを得ないと。約束したから当然入れるんだ。

だけど、その時々、国の状況でもって、そこを減らして国産米を大いに作ってもらおうということがやはり施策の正しい道だと私は思います。

まして、今のこの世界状況の中で、紛争が現実起きている中で、輸入小麦がという話になっていくと、やはり小麦もしっかり自信を持って、今流通の3分の1、日本に入ってくる分が大変な状態になっているわけですから、国産小麦をどう育てていくのか、これは非常に大きな課題だし、誰がどこからどう見たって、私たちの食べるお米や食料品を可能な限り国内産で頑張ろうと、それは本当に、農民やそれから農業中心の自治体の中で頑張って作っていかうという、そういう立場でいろんな場所での発言、このように為さなければならぬと思うし、多分町長もそういう視点では同感できるのではないかと思うので、その考え。

それから、地籍の図面のずれはわかりました。

ただ、私は今思うのは、図面でいわゆる2段立てになっているから、今回の実施計画と二つになっているから、まだ見えないといえれば見えない。

だけど、私、用地ありきになっているのではないのと。だってこれから人口が少なくなっていく、お年寄り、私も含めて若干の時間増えますよ。

だけど、20年後、1,000人切ると言われているんでしょう。浦臼の駅、使えばいいでしょう、あそこ。待避所もぐっとあって、安全に止まれて、デマンドも委託のバスも町のバスもあそこで待避して動けるじゃないですか。

僕はあそこの延長線上に今のプラットホームの横に並べてそれら施設を造って、それが一番合理的だし、安いし、わざわざ用地を買ってやらなければいけないようなことない。

プロパンガス壊したり、石造りの倉庫を壊すのを町でみんな見てあげて、あれ何ぼかかると思ってるのさ。

いや、それは設計する予算書は計画図ができないと数字が打ち出せんまでの話ではないと思うんだ。今の時点でもどのくらいかかるかというのはわからない話ではないと思うの。

僕は今のステーションの横に並べて、もっと言えば、あそこ廊下をずっと雪当たらないように保健センターまでつないだらいいのではないかと。

多分、後から質問される議員からも出るかもしれないけれども、私も考えた。今診療所の話が出たでしょう。それらも含めて検討したら、僕はもっとすばらしいものができると思うね。時間のぎりぎりまで、バスに乗るまで病院の待合室で懇談していたり、もう一つ大きな広場、場所を決めて、毎日カラオケ等お年寄りとの交流の時間でなくても、今日はカラオケの日、今日は学童が集まって寄れる日、そうしたら、交互で使えるでしょう。

もっと言えば、活性化センターまでその廊下伝いでつなげれば、大変に行き来がよくなる。

僕も病院の話が出たから、改めて言っちゃうけれども、そういうところでないかなど。だからそういう議論がもっと広く町民とされなければだめだと、さっき言ったんですよ。

その点についてのお答えいただいているから、再度お聞きしますけれども、町民との接点を工夫して作るようにしなさい。そうしたらもっと自信持って仕事やれると思いますよ。各課連携して組み立てていくと。

僕はさっき道の駅のトイレの話をしましたけれども、道の駅と書いてあるから、僕は道の駅だと思っている。今答え聞いたら、いや、駐車場の方にトイレ造って、そこを道の駅にするというんでしょう。図面は道の駅と書いてあるんだよ、これ。グランドデザイン。

だから、そこら辺の、僕は庁舎の中でのぎくしゃくとは言わないけれども、連携がないから、トイレがそのまま載って出てくる。

いや、あれは道の駅にしないんだ、こっちに二つのトイレ、反対側のトイレを道の駅にする、それは案としては出ているけれど、まだどっちにするという話は全然出ていないでしょう。

町長が就任して、学校の跡地にと行ってやったけれど、予算が600万円かけて、いや、高かったからこっちにすると言って、案としては提示されているものはあるけれども、どっちにするという話はまだ全然ないはずですよ。

そこで、昨年21年3月1日の全員協議会の資料では、グランドデザイン基本策定業務委託料464万2,000円、一つ目、産業観光グランドデザイン推進委員会の開催、報酬50万3,000円、産業観光グランドデザイン推進委員会を設立し、温泉、道の駅等の交流拠点整備に係る協議を行う。

二つ目に、交流拠点の基本計画及び事業手法の検討409万7,000円、推進委員の方の意見を組み入れながら、さらに温泉、道の駅等の交流拠点整備に係る検討を行い、産業観光グランドデザインの基本計画を策定する。こう言って予算づけ、令和3年度の予算をつけたんでしょう。

30年912万6,000円、31年3月2,381万4,000円、令和3年3月228万8,000円、令和3年3月595万1,000円。重たいですよ、これ。

1万円札100枚、1センチあるんだってね。いや、承知のことかもしれないけどさ、重たいんだ。

29年912万6,000円、30年2,381万4,000円、令和元年228万8,000円、令和2年595万1,000円、そしてことし令和3年464万2,000円。1万円札こんなにあるんだよ。6,660万円。

これだけ使っていて、1年間そのまま置いて、庁舎内で協議するなどという話どこにありますか。これだけお金を使っていて、町民の声聞いてしっかり形にしないとだめですよ

う。いいかげんにしなさいよ。

何のための時間なのか、何のための審議だったかわからないではないですか。余りにも町民とかけ離れたところでの議論でしかできないということ自体が今のうちの町での課題だ。町民の声を今の時点での内容を伝えて、どう形作るか。

4月から皆さん方ね、この場所が変わる方も多くいらっしゃいます。持ち場持ち場を大事にして、議論を重ねて組み立てないと、町民に申しわけ立たないでしょう。66センチも1万円札積み重ねたものを。いいかげんに怒りますよ。お答えいただきたい。

○議長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まず、多世代の施設建設につきましては、町民の声を十分に聞いていないというお話ですけれど、これまでも申し上げてきましたとおり、高齢者ですとか、福祉関係の代表者の方にお集まりいただきまして、さらに公募もかけてお集まりいただいた皆さんにお話を聞いた、ご意見をいただいたという意味では、町民の声を拾い上げたと考えております。

当然、1,700人弱の町民一人一人の声を聞くわけにはいきませんが、その中でも代表した意見をいただいたものとして事業を進めておりますので、これ以上ということはありませんけれど、当然ご意見をいただく機会は広い意味では設けさせていただきますけれど、進め方自体に大きな誤りはなかったと考えております。それが多世代の方になります。

グランドデザインにつきましては、確かに6,600万円、大きな本当にお金をかけてきたところですが、執行方針の中でも申し上げましたけれど、将来に対して禍根を残さないために今1回立ち止まるというお話をさせていただいております。

確かに過去にかけたお金は大きかったですけれど、将来立ち行かなくなることの方が大きな問題だと考えておりますので、今は財政面が中心に内部で検討させていただきまして、改めて議会や町民の皆さんにお示しできる、これまでのご意見、ご提案を組み入れた中での具体案を提示させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長

ただいまから、休憩いたします。

2時45分から再開いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時45分

○議長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位6番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

令和4年第1回定例会におきまして、私の方からは町長の方に1点質問させていただきます。

今日はグランドデザインを含め多くの方が道の駅に関連した質問をしております。私もそれを含めた中の1人として、最後の質問とはなりますけれども、重複しないように質問していきたいなとは思っていますので、よろしくお願いします。

道の駅は、設置している市町村にとってはその町の顔です。私は2年にわたって全道80カ所ほどの道の駅巡りをしてきました。その町がどれほどの力を入れているか、若干ではありますが、垣間見ることができます。

さて、本町の道の駅はどうでしょうか。日頃より、あるいは議会説明の経過から、本定例会において質問させていただきます。いま一度確認したい部分もあり、以前の質問に重複する部分があるかもしれませんが、再度質問したいと思います。

一昨年9月に現在地へ移転しましたが、その経緯はどういうことであったのかお伺いします。

2点目に、その際にそれ以降の指定管理料をティ・エスフードとしておりましたが、カットしました。そのわけはなぜなのかお伺いします。

3番目に、国道の道の駅の案内標識でありますけれども、旧態依然のままであり、戸惑うドライバーがいると聞いております。なぜ臨機応変に現在地に対応できないのですか。

グランドデザイン事業に多額の委託料を投資して進めてまいりましたけれども、いまだ内容の進展は見られません。A案とB案の説明を受け、内容改善の意見を議会の中で申し上げたにもかかわらず、どこにも改善の説明もなく、そのままの設計図が再度示されました。

今後、基本設計、実施設計がされると思いますけれども、その場合、A案、B案を基本に設計されるのですか。お伺いします。

自然休養村センターを含めた一帯を道の駅としてデザインしていこうと考えた場合、これは私の意見ですけれども、国道に沿ったグリーン帯の廃止と国道中央分離帯の廃止が必要と考えますが、町長の所見はいかがですか。

今回の予算には、道の駅関連の予算は計上されていませんが、現在の自然休養村センターには改修しなければならない箇所が喫緊であると伺っております。その内容と今後の対応について伺います。

次に、今後の町の対応ですが、将来、鶴沼公園、キャンプ場を含めた総合的な管理委託を考えていると聞いていますが、その内容はどのようなものなのかお伺いします。

交流人口を増やしたいということで始まったグランドデザイン事業ですが、行き詰った印象を受けます。

また、北海道地域材利用推進方針が道で示されており、公共施設に道産材を推奨しております。ぬくもりが旅人を癒やすそうです。

宿泊施設をなくしてはならないと私は考えます。町長の所見はどのようなものなのかお伺いします。

他町を散見した場合、商工会が積極的に道の駅運営に関わっています。行政が主導し、さまざまな商品紹介、案内を通して、第1次産業及び商工会の情報発信の拠点になることを願っています。

以上、答弁をお願いします。

○議長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

道の駅の現状と今後の見通しについてお答えいたします。

1点目につきましては、ふれあいプラザの老朽化とランドデザイン事業による建て替え、また指定管理者にかかる負担等を考慮し、協議の上、道の駅の機能を休養村へ移設いたしましたものでございます。

2点目につきましては、施設を1カ所にまとめた結果、人件費や光熱費などの削減が図られたこととなりますので、道の駅に関する指定管理料を減額したものであります。

3点目につきましては、今回の移設はあくまでも仮移設であり、トイレや道の駅周辺の施設は移動していないことから、看板等の変更は行っておりません。

次に、ランドデザイン事業についてのご質問にお答えいたします。

4点目につきましては、静川議員を初め議員各位にお答えしましたとおり、令和4年度実現に向けて構想を再検討する段階と位置づけており、A案、B案に今年度示された改修利用を、さらには再生可能エネルギーの活用も含めた中で検討を進めてまいります。

5点目の国道周辺の形状につきましても、方向性が決まりましたら設計を進めていく段階で検討をしてまいります。

6点目の休養村センターの改修につきましては、築50年近くが経過し老朽化が進んでいますが、最低限必要な維持的修繕を行ってきている状況であります。

今後につきましてもランドデザインの方向性が決まるまでの間は、小規模な修繕を行い、可能な限り維持していく考えでございます。

7点目につきましては、将来的な構想の中では、公園やキャンプ場も含めて一体的な管理が可能となれば連携が深まり、より充実した観光拠点となり集客効果が得られるものと考えますが、現時点では具体的な検討には至っておりません。

8点目の宿泊施設につきましては、宿泊機能を持たせた場合に必要となる経費等の営業収支や建設コストの削減などを考慮し、現在の構想案では宿泊機能を併設させない方針としております。

しかし、町内に宿泊施設が皆無となることは適切ではないと考えますので、アフターコロナを考慮して、コテージなど戸建てでの対応も含めた中で検討を進めてまいります。

以上です。

○議長

再質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

再質問させていただきます。

先ほども牧島議員の中で、大変厳しい行政に対するお言葉があったかと思えます。内容的に私も大変賛同するところがございます。

今回の道の駅の質問に至った私の経過ですけれども、そうやって道内の80カ所等々を

巡っている中で、自分の町とどうしても比較してしまう。よその町の道の駅に行ったときにね。

いざ、自分のふるさとに帰って来て、浦臼町の道の駅に行ったときに、何か物足りない。もう車で入った時点で、この町は道の駅にやる気ないねというのがすぐわかってしまうと思います。あの印象では。

今回、行政はふれあいプラザの老朽化のために指定を取り消しました。そして道の駅業務を自然休養村に移設するという協定書を示しています。

老朽化のためにふれあいプラザを出たのであれば、その老朽化した建物に後で、ゆめやさん、揚げいも屋さんが入っていますけれど、なぜそれが可能なんですか。

あなた方は、例えば道の駅がティ・エスフードとやっているときには建物が危ないから9月をもって、この場所を出て行ってくださいという、私も調査させていただきました。

その中で協定書をいただきましたけれども、読みましょうか。取り消しの理由。

甲乙協議の結果、浦臼町ふれあいプラザの老朽化のため指定を取り消すこととしました。

なお、乙が浦臼町ふれあいプラザで運営していた道の駅に関する業務を乙が指定管理者となっている自然休養村センターに移設するなんです。

これどこにも「仮」というのはないんです。協定書に、仮に移設するという文面はどこにもありません。

先ほどの答弁書をもう一回読みますか。

なぜ移ったんですか。答弁です。道の駅の機能を休養村へ仮移設したものでありますあるんです。

先ほども牧島議員の質問の中でもあったんですけれども、3点目の答弁でもあります。今回の移設はあくまでも仮移設であり、トイレや道の駅周辺の施設は移動していないことから、看板等の変更は行っておりませんとあります。協定書に、これ、どこにもないんですね。

まず、この理由、1点聞きます。

だから、去年の道の駅、グランドデザインも含めて、議会に対する説明があって、私も自分なりにティ・エスフードに対して調査をかけた。

でも、どうも意見の食い違いがある。だれを信じたらいいんですかというのが、結局私もそうですけれども、実際指定管理受けている方も戸惑っていることがあります。

結局、自分たちに対しては仮の移設としているのに、ティ・エスフードは仮という説明は受けていないんですよ。

だから、こっちに道の駅を移すのですねということで、そのときには役場の、名前は言いませんけれど、ある方が一緒に引っ越ししましょうと言った。手伝ってあげますから一緒にしましょう、ティ・エスフードに対してね。

それで、いつですか、移ったのは8月31日なのかな。ちょっとはつきりはわかりませんが、その日に手伝いに来たのは、歌志内市の消防団員です。うちの役場の方は一人も行っていない。いいんでしょうかね、これでね。

結局、そういう状況の中で指定管理を、あなた、お願いしますという世界を作っているんですね。

ですから、ふれあいプラザに指定管理としてついていた、それでそこで道の駅をやって

いました。

そうしたら、この建物は危ないから出て行ってください。そうしたら道の駅が残るので、休養村センターの管理について、道の駅運営に関する業務をつけ加えたのですね。協定書で。

これは町長もわかっていると思いますけれども、結局国土交通省が定める道の駅運営基本コンセプトである情報提供機能、休憩機能、地域連携機能を有する施設運営管理を行うこと、道の駅に関してね。

北海道地区道の駅連絡会議事務局及び空知道の駅ネットワーク会議等が実施する事業には取り組むこと。あなた向こう行くけれど、道の駅の業務はちゃんとしなさいねという協定書です。

ことしの予算には、ネットワークで道に払うお金ありますよね、道の駅運営協議会、それを町の方で払っているんですよ。

ですけど、あなた、向こうに移ったので、だからその後の、当時、年間200万円の指定管理料だったんですけど、後半部分はカットしますということでやられています。

5年にわたりコンサル会社が示した設計図作成に関して、長年にわたり実際に管理運営をされているティ・エスフードさんでありますけれども、一度も内容についての相談はされておられません。

やはり、現場として多くの知恵がありながら、行政はそれを生かそうとしていない。

宿泊に関しても、先の答弁でもそうなんですけれど、採算が合わないという行政の説明がありましたけれども、実際に現場でやっている経営的に宿泊が合わないということはないというお返事をいただきました。

ただ、例えば札幌から、温泉が好きなので浦臼の温泉に入りたくて来ました。今日はせっかく来たので景色もいいので泊まっていこうかなと言って部屋を見たら、トイレと洗面所がないので、じゃあやめたと帰る、そういう若い人が実際多いらしいですね。

だから、泊まりたい気持ちはあるんだけど、実際の部屋を見て、やはりじゃあというところがあるそうです。

ですから、答弁でも、アフターコロナを考慮してコテージなどの戸建てでの対応を含めた中で検討を進めている。コテージというのは鶴沼公園の中のことだと思うんですけど、例えば実際に泊まろうとしている方々で多いのは、例えば法事があったり、葬式があったりで泊まろうという方は、わざわざコテージまで行きませんよね。

先ほども言ったとおり、本当に部屋が改善されればよくて、4部屋あれば採算的に合うそうです。

それで、あとそれ以上要るときはどうするのかと言ったら、コミュニティールームを1部屋作っておいて、宿泊が増えたときには、そこも泊まれるということを保健所にちゃんと許可をもらってれば、大人数でも対応できるそうなんです。

だから、設計の中でそういうことを宿泊も入れた中でやっていけばいいことなんですけれども、実際の設計図を見たときには一切ないです。

だから、一つお伺いします。今回宿泊に対して採算が合わないという判断ありましたけれども、これは行政の判断ですか。それともコンサルの判断ですか。どちらですか。それをお伺いします。

それから、理事者の意見と職員の意見と言われる意見なんですけれども、食い違いがある。

2月24日に担当者が建設課と田中電機と今田建設さんを連れて休養村へ調査に行っているはずですよ。

その日は私どもはこちらで全員協議会をやっていた日なので、内容的にはちょっと知りませんけれども、その2月24日に行くことになった。なぜ調査に行かなければいけなかったのか。

今回、駅前の交流センターの基本設計、実施設計で今年度予算を上げるので、グランドデザインに関しては今回は予算を上げないということから、所内、部内、庁内で十分な話し合いがされていないということ。休養村センターについては何年も手をつけないという表現が歩き出してしまった。一部でね。

これは現場をやっているティ・エスフードさんの感想なんですけれども、もう私たちが受けている間はこれで契約終われば、結局だめなのかな、終わりなのかなという感想を持ってしまうのですね。

ですから、先ほどの牧島議員の最後、本当に熱がこもっておっしゃった、余りにも協議が少な過ぎる、話を一つまとめていくのに部内として、あるいは庁内として本当にみんなが一つになって意思統一していく雰囲気少な過ぎるといふ指摘がありましたけれども、私もそう思います。

ただ、これについても、その後は言いません。これでやめますけれども、2月24日に実際に建設課も調査に行っているんで、結局もしそこで早急な修理箇所があるのであれば、今回一般会計にも載せてきていないので、補正予算でも何かでも上げなければいけないはずなんですけれども、そこら辺でそういう状況の内容がもし今説明できるのであれば、それを再質問の一つに加えたいと思います。

○議長

答弁お願いいたします。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、現場とのやりとりにつきましては、正直、言った、言わないの話になりますので、ここでは特に答弁する場ではないかなと思いますので、我々、当然、現場とも話し合いをしながら進めていますので、そのときこれを言ったとか言っていないとかというのは、今言われてもちょっとかなと思います。

それと、引っ越しの件につきましても、当然我々の方も現場、手伝いに行きますよという話をしていましたが、自分たちでできるので結構ですと言われましたので、職員は出て行っていないという状況であります。

それから、宿泊施設の採算のところにつきましては、コンサルなのか職員なのかというところなんですけれども、コンサルとも打ち合わせを行いながら決定していますので、どちらの責任だと言われれば職員の責任かなと思います。

それから、修繕の必要性につきましても、建物の現状、それぞれ皆さん見ていただければわかるとおり、ちょっとした改修では済まないというのは、我々の方、担当として認識

しておりまして、どこかに手をつけるということになると、1カ所、2カ所では済まないというところも含めて、グランドデザインの話を進めておりましたので、今回そのグランドデザインが一旦休止になるという話だったので、であれば現状の休養村の施設を使い続けなければなりませんので、使い続けるためにはどこを修理した方がいいかというところの洗い出しをするために、今言う2月24日のときにうちの担当の職員と建設課、それとそれぞれの事業者の方に参加いただいて、修繕の必要な箇所を見て回ったというところがあります。

以上です。

○ 議 長

再々質問ありますか。

○ 3 番（柴田典男君）

「仮」の部分はどうなっているの。

○ 議 長

横井課長。

○ 産業振興課長（横井正樹君）

その協定書に「仮」という文字がないというところは、確かに協定書には「仮」という文字はありませんけれども、移設するときに仮の移設だという説明がなかったという話ですけれども、当然我々の方からは、一応仮の移設ですという話もさせていただいていますので、先ほど言ったように、言った、言わないということになりますと、今ここでということにはならないと思うので、我々としてはきちんと説明していると思っています。

以上です。

○ 3 番（柴田典男君）

協定書に「仮」が無いのはなぜか。

○ 議 長

横井課長。

○ 産業振興課長（横井正樹君）

そこに「仮」という文字が必要だと認識していなかったというところですよ。

○ 議 長

再々質問ありますか。

○ 3 番（柴田典男君）

結局、言葉が足りないと思いませんか。言った、言わないをこの場でやっちゃうと、結局、そういう世界になりますよね。

だから、向こうは聞いていませんよと言っても、僕は言ったで終わっちゃうので、これは何とも言えません。そこに信用があるかどうかの世界も出てくるかな。普段のね。

今回、いろんな話を聞く中で、ハートですよ、やっぱり。浦臼町にもさまざまな指定管理者いますけれども、やっぱりハートだと思うな。気持ち。

今回、わかったのは、あそこの採算合わなくても僕はここで私費を投じながらやっているとお伺いもして、ただ例えばやっぱり販売努力して、自分は営業努力してやっていきたいんだということで、あの方はちょっと有名な牧場のつながりがあるので、ソフトクリームを置こうとした。

そうしたら、ほかでソフトクリーム売っているので売らないでくれ。売れなかった。野菜も置きたかったんだけど、やっぱり営業をやっているんで野菜はやめた。

結局、自分も採算合うように少しやっていきたいんだけど、結局そうやって道を閉ざされてしまう世界があった。

だから、先ほど質問の最後に申し上げたんですけれど、やはり商工会も一緒になってあの道の駅を盛り上げていくという気持ちがあれば、もっと違うものになるのではないかと思います。

今日は商工会については、大きい声でお願いしますという表現をしておくので、聞こえていると思いますけれども。それで行政が船頭になって、商工会も町も一体になって、皆さん来てくださいという表現。今日も静川議員の中に防災拠点としての道の駅はこれから絶対、働いていくんですよという表現もありましたよね。

そうやって、各それぞれの市町村が道の駅に対してコンセプトを持ってやっていこうという時代になっているんだから、今の本町における道の駅に対する対応というのはどうかな。ぜひ、これからグランドデザイン、1年かけて終わりには基本設計からいくんだというグランドデザインの構想も町長の気持ちはお聞きしましたので、であるならば、今から道の駅を盛り上げていきませんか。

そのままいけば道の駅との契約というのは、たしか今年の3月で切れるはずなんです。

ただ、今回休養村センターの方に道の駅業務を移した協定書にしたので、休養村センターの指定管理が生きているので、そこに協定書が入ってしまったので、結局そのまま確かに生きていることは生きています。

でも、この扱いは私としては好きではないですね。やはり道の駅として、今日も一番出たでしょう。道の駅、今度は冠が変わるんだ、防災もつくんだ。道の駅としての扱いが全道で扱われるように、こうしなさいみたいな形にもなる可能性もあるんですよということ、今日もありましたよね。

であるならば、道の駅を独立した指定管理として、町の姿勢、必要なのではないのでしょうか。町長の所見をお伺いします。

○ 議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○ 町長（川畑智昭君）

この場でお聞きすることが多くて、なかなか判断のし切れないところもありますけれど、まずは管理者との話し合いがあってからスタートしたいと思いますので、今即答はしませんが、山崎さんとお話をしまして、方向性を出していきたいと思います。

○ 議 長

これをもって、一般質問を終わります。

◎ 日程第2 議案第11号～日程第6 議案第15号（一括議題）

○ 議 長

お諮りします。

日程第2、議案第11号から日程第6、議案第15号までの5件については、関連がありますので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第12号 令和4年度浦臼町一般会計予算、日程第4、議案第13号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第5、議案第14号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第15号 令和4年度浦臼町下水道事業会計予算については、一括議題とすることに決定いたしました。

本件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、審査結果の報告を高田予算審査特別委員長に求めます。

○予算審査特別委員長（高田英利君）

ただいま議題となっております議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてほか4件について、特別委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

3月9日に開会された本会議で、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会が設置され、5件の議案が付託され、去る3月15日及び16日の2日間にわたり、慎重かつ熱心に審議をしたところであります。

その結果は、別紙のとおり報告書に記載しておりますので内容については省略しますが、本委員会はいずれも原案可決すべきものと決定しましたので報告します。

以上で、報告を終わります。

○議長

ただいま、予算審査特別委員長より報告がありました。

お諮りします。

議案第11号から議案第15号までの5件については、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託した審査案件であります。

この際、討論は省略し、予算審査特別委員長報告のとおり可決することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長

異議ありのお声がありましたので、はじめに議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第11号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和4年度浦臼町一般会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

静川議員。

○6番(静川広巳君)

それでは、私は令和4年度の一般会計予算について、反対の立場から討論させていただきます。

懸案であります旧JR札沼線浦臼駅周辺の再開発事業において、令和元年に検討委員会が設置されて、必要な施設や機能についての協議について、コロナ禍であったとはいえ十分な協議がされていないことと、協議の経過についての説明も議会にほとんどなく、また議会との議論も十分ではないまま多世代交流施設等整備事業の基本構想と設計予算の提案については時期尚早と判断せざるを得ないと考えております。

公共サービスの充実とはいえ、既存で工夫すれば済むことを安易に進めていることに疑問を実は感じております。

町民にとって今何が重要で必要か、将来を見据えて十分な検討がされないままの浦臼駅周辺再開発予算案には反対するものであります。

ただ、私としてはその他の予算組みについては事業の継続的な予算であったり、生活交通対策事業における計画的な執行予算であり、賛成するものであります。多世代交流施設等整備事業の予算については、今止めて、ワンストップを置くことが必要と考えております。

そうしないと、後にやはりむだな出費と考えられることもあるのではないかとということをつけ加えて、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長

次に、賛成討論の発言を許します。ありませんか。

中川議員。

○8番(中川清美君)

私は、令和4年度一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

令和4年度の浦臼町の予算編成については、コロナ禍による深刻な影響を受けている商工業者の支援、農業者への種もみ購入助成等の支援、民間事業者の撤退に伴う新たな公共交通体制の整備や高収益作物への取り組みを促す補助制度など諸問題解決に向けた取り組みが盛り込まれた予算になっており、公共事業では既存施設の老朽化に伴う改修や気候変動による気象災害への対応として、ウラウスナイ川護岸改修工事などを予算化しており、評価できるものであります。

しかし、浦臼駅周辺の再開発事業として、多世代交流施設の整備について、新年度予算において基本・実施設計業務委託料が計上されておりますが、こちらについては委託を行う前に役場内において詳細な議論を重ねる必要があることと、職員全体での情報の共有を進めながら、新年度予算の適正な執行を期待し、私の賛成の討論といたします。

以上です。

○ 議 長

ほかに討論ありませんか。

折坂議員。

○ 5 番（折坂美鈴君）

私は、令和4年度浦臼町一般会計予算に反対する立場から討論をいたします。

浦臼町が平成29年から再検討していた道の駅周辺施設整備計画が令和4年度においても実施されない予算になっている点において、町民との徹底した話し合いをして決断された結果ではないこと、施設の老朽化や道の駅の管理者が道の駅以外の場所で業務を継続している現状が喫緊の課題となっていること、長期的視点から考えても観光や農業振興に寄与し、交流人口、関係人口の増加を目指す町の活性化策として進めるべき事業として、これ以上先延ばしにするべきものではないという考えであります。

加えて、令和4年度予算にあります多世代交流施設建設に関する予算においても、施設の必要性は認めるものの、既存の施設の有効利用の視点から、もっと議論を深めるべきとの考えから4年度の予算計上に反対するものです。

以上、2点の理由から、令和4年度の一般会計予算の認定に反対をするものであります。

○ 議 長

ほかに討論ありませんか。

柴田議員。

○ 3 番（柴田典男君）

私は、令和4年度一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

令和4年度予算は、前年比2.5%増の36億円を計上されました。

歳入では、町税が4.8%減の1億7,800万円と落ち込みましたが、地方交付税が7.1%増の15億円を計上しております。

ただ、基金繰り入れが15.5%増の6億8,098万円となっております。

その総体的な予算の膨らみの要因といたしましては、地域公共交通の整備対策費が264.6%増の1億7,390万円、JR軌道撤去街路灯改修工事、農業振興に対して70%増の4,686万円、商工振興も190%増の1億77万円とインフラ及び補助費の割合が増えたことが要因と考えられます。

近年、実質公債費比率がマイナス2.1%、経常収支比率が72.9%と適切な経理運営がされていると私は判断しております。将来に向けてもさらに健全な財政運営に努めていただきたいと思っております。

総体的に見た判断として、以上の結果から、令和4年度一般会計予算については賛成すべきものと判断いたします。

以上です。

○ 議 長

ほかに討論ありませんか。

牧島議員。

○ 7 番（牧島良和君）

私は、令和 4 年度一般会計予算について、反対する立場から討論いたします。

一般質問でも議論を重ねましたが、道の駅、そして多世代交流センターの課題解決について、いささか不十分と言わざるを得ないと考えておるところです。前者申し上げたことも含めて、私自身もこの議案について反対するものであります。

○ 議 長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 1 2 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○ 議 長

起立多数です。

したがって、議案第 1 2 号 令和 4 年度浦臼町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 3 号 令和 4 年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 1 3 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○ 議 長

起立全員です。

したがって、議案第 1 3 号 令和 4 年度浦臼町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 4 号 令和 4 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○ 議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第14号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和4年度浦臼町下水道事業会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立全員です。

したがって、議案第15号 令和4年度浦臼町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第16号

○議長

日程第7、議案第16号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○建設課長(馬狩範一君)

議案第16号 工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年3月23日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、浦臼町条例第16号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に基づき提案するものでございます。

1の契約の目的につきましては、公営住宅長寿命化計画に基づく令和3年度社会資本整備総合交付金事業ひばり団地G・H棟新築工事でございます。

工事の概要につきましては、木造平屋建1棟4戸を2棟建築し、駐車場及び周辺外構を行うものでございます。

工期につきましては、契約日の翌日から令和5年1月26日までとなっております。

2の契約の方法につきましては、指名競争入札最低制限価格適用でございます。

3の契約の金額につきましては2億680万円、うち消費税額1,880万円でございます。

4の契約の相手方につきましては、三鈺・今田経常建設共同企業体、代表者、砂川市東1条南18丁目1番31号、三鈺建設株式会社 代表取締役社長西長親男氏、構成員、樺戸郡浦臼町字浦臼内182番地112、株式会社今田建設 代表取締役今田厚子氏でございます。

以上が、議案第16号の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第16号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

ただいま、川畑町長から、報告第1号 専決処分した事件の報告について、報告第2号 専決処分した事件の報告についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、報告第1号、報告第2号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 報告第1号

○議 長

追加日程第1、報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹田技術長。

○建設課技術長（竹田圭一君）

報告第1号 専決処分した事件の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月23日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、令和3年10月5日に議決した「議案第36号 工事請負契約の締結について（令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 中央線・浦臼内川橋補修工事）」において、変更契約を締結する必要が生じ、その変更契約金額が当初契約金額の10%以内であるため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定について第3項の規定により専決処分し報告します。

1枚めくっていただきまして、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の委任により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決事項、工事請負変更契約の締結について。（令和3年度社会資本整備総合交付金事業、中央線・浦臼内川橋補修工事）

変更の要因としまして、処分料の概数の確定により変更するものです。

契約金額、当初契約金額6,567万円を第1回変更6,723万2,000円に変更契約したものでございます。

令和4年3月10日

浦臼町長 川畑智昭

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第1号 専決処分した事件の報告については報告済みといたします。

◎追加日程第2 報告第2号

○議 長

追加日程第2、報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹田技術長。

○建設課技術長（竹田圭一君）

報告第2号 専決処分した事件の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月23日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、令和3年10月5日に議決した「議案第37号
工事請負契約の締結について（令和3年度ラウネナイ川護岸改修工事）」において、変更
契約を締結する必要が生じ、その変更契約金額が当初契約金額の10%以内であるため、
議会の委任による町長の専決処分事項の指定について第3項の規定により専決処分し報告
します。

1枚めくっていただきまして、専決処分書、地方自治法第180条第1項の規定に基づ
き、議会の委任により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決事項、工事請負変更契約の締結について。（令和3年度ラウネナイ川護岸改修工事）
変更の要因としまして、既設護岸ブロックの断面が設計図書と現場で異なり、取り壊し
処分料が増加したため変更するものです。

契約金額、当初契約金額8,140万円を第1回変更8,286万3,000円に変更
契約したものでございます。

令和4年3月10日

浦臼町長 川畑智昭

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第2号 専決処分した事件の報告については報告済みといたします。

◎日程第8 請願第2号

○議 長

日程第8、請願第2号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに
関する意見書の請願についてを議題といたします。

お諮りします。

請願第2号については、会議規則第92条の規定により、委員会の付託を省略したいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第2号を採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、請願第2号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書の請願については採択することに決定いたしました。

◎日程第9 意見書案第2号

○議 長

日程第9、意見書案第2号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところであります。

したがって、本件についてはみなし採択としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する意見書については原案のとおり採択することに決定いたしました。

ただいま、柴田典男議員から、決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナ武力侵攻を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナ武力侵攻を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議を追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第3 決議案第1号

○議 長

追加日程第3、決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナ武力侵攻を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議を議題といたします。

本件については、会議規則第39条の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナ武力侵攻を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号 ロシア連邦によるウクライナ武力侵攻を厳しく非難し、平和的解決を強く求める決議は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 所管事務調査

○議 長

日程第10、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長並びに議会運営委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
したがって、令和4年第1回浦臼町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時45分